

大阪府の男女共同参画の現状と施策

～だれもがいきいきと活躍できる男女共同参画社会をめざして～

令和5年3月

大 阪 府

◇ ◇ ◇ は じ め に ◇ ◇ ◇

すべての人が、性別によって差別されることなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、わたしたちみんなの願いです。

また、今日、少子高齢化の進展等、社会が急速に変化をしている中で、これからの大阪が活力に満ちた都市として存在していくためにも「男女共同参画社会」の形成に向けた取組が求められています。

そこで、大阪府では、男女共同参画社会の実現をめざすための指針として不可欠な内容を盛り込み、府民や事業者のみなさんの共感を得ながら男女共同参画を進めていくことを基本姿勢とした「大阪府男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、令和3年3月には、男女共同参画社会の形成に向けての大阪府の施策の基本的方向とその推進の方策を総合的に定めた「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を策定しました。

本書は、同条例第10条に基づき、おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）に基づく施策の令和3年度事業実績及び令和4年度事業概要を取りまとめ、男女共同参画施策の実施状況について明らかにするとともに、男女共同参画に関わる各種統計データをまとめ、大阪府の男女共同参画の推進に係る状況を明らかにしたものです。

目 次

第1部:大阪府男女共同参画関連施策の実施状況

| | |
|--|---|
| I おおさか男女共同参画プラン(2021-2025) 施策体系別事業一覧 | 1 |
| II おおさか男女共同参画プラン(2021-2025) 施策体系別事業 令和4年度事業概要・令和3年度事業実績 | |
| 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 | 8 |
| (1) 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進 | |
| (2) あらゆる世代における男女共同参画の推進 | |
| 2. 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 | |
| (1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 | |
| (2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成 | |
| 3.職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| (1) 職業生活における活躍支援 | |
| (2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| (3) 男性の家事・育児等への主体的取組の推進 | |
| 4.多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備 | |
| (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | |
| (2) 様々な困難を抱える人々への支援 | |
| (3) 生涯を通じた男女の健康支援 | |
| 5.計画の推進にあたって | |

第2部:大阪府の男女共同参画の推進状況

| | |
|-------------------------|-----------------------------|
| I 基礎状況 | 34 |
| 大阪府の人口 | 図1 性別・年齢階級別大阪府の人口 |
| 外国人の女性 | 表1 性別・国籍別外国人人口(大阪府) |
| ひとり親家庭 | 図2 世帯の家族類型別一般世帯数(大阪府) |
| 女性の労働 | 図3 性別、従業上の地位、雇用形態別有業者数(大阪府) |
| II 大阪府の男女共同参画の状況 | 37 |
| 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 | |
| (2) あらゆる世代における男女共同参画の推進 | |
| 1-2-1 性別役割分担意識 | |
| 1-2-2 男女平等の現状認識 | |
| 1-2-3 男女共同参画社会という用語の周知度 | |
| 1-2-4 国籍・地域別在留外国人数 | |
| 1-2-5 メディアにおける性・暴力表現 | |

2. 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

(1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

- 2-1-1 ジェンダーギャップ指数
- 2-1-2 審議会等における女性委員の登用状況の推移(大阪府 全国)
- 2-1-3 審議会等における女性委員の登用状況の推移(府内市町村)
- 2-1-4 大阪府庁における知事部局の女性職員・役職者比率の推移
- 2-1-5 大阪府庁における課長級以上の職員数及び女性割合
- 2-1-6 大阪府職員(一般行政職)採用者に占める女性割合の推移
- 2-1-7 各種委員会における女性委員の登用状況の推移(大阪府 府内市町村)
- 2-1-8 学校における管理職に占める女性の登用状況の推移(大阪府)
- 2-1-9 地方議会における女性議員の割合の推移(大阪府)
- 2-1-10 女性の管理職比率の推移(大阪府 全国)
- 2-1-11 消防団員に占める女性の割合
- 2-1-12 団体等における女性の登用状況(自治会長に占める女性の割合等)
- 2-1-13 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

(2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成

- 2-2-1 大阪府内大学における学部学科別生徒数
- 2-2-2 府内大学の理工系学部(※理学、工学分野)の女子学生数の推移

3. 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 職業生活における活躍支援

- 3-1-1 女性の働き方について(大阪府)
- 3-1-2 女性が仕事に就くことへの考え方(大阪府)
- 3-1-3 実際の女性の働き方(大阪府)
- 3-1-4 年齢階級別女性の潜在的就業率(大阪府)
- 3-1-5 女性の就業率の推移
- 3-1-6 大阪府労働相談センターにおける労働相談の性別相談内容と就労状況別件数
- 3-1-7 職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況

(2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

- 3-2-1 第一子出産前後の女性の就業継続率
- 3-2-2 保育所等定員、利用児童数、待機児童数の推移(大阪府)
- 3-2-3 仕事と介護の両立 介護・看護を理由に離職・転職した者(全国)
- 3-2-4 家庭の仕事の役割分担(大阪府)
- 3-2-5 性別・年齢階級別平均週間就業時間(大阪府)

(3) 男性の家事・育児等への主体的取組の推進

- 3-2-6 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間(1日当たり、国際比較)

4. 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 4-1-1 暴力認識(大阪府)
- 4-1-2 配偶者等から暴力(DV)を受けた経験(大阪府)

- 4-1-3 性暴力・性犯罪被害(大阪府)
- 4-1-4 配偶者等の暴力に関する相談件数の推移
- 4-1-5 主訴別一時保護の状況の推移(大阪府女性相談センター)
- 4-1-6 大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数
- 4-1-7 大阪府における児童虐待相談対応件数の推移
- 4-1-8 全国における児童虐待相談対応件数の推移
- (2) 様々な困難を抱える人々への支援
 - 4-2-1 一般労働者と短時間労働者の賃金比較
 - 4-2-2 世帯の家族類型別割合の推移
 - 4-2-3 児童のいる家庭と母子・父子家庭の平均収入
 - 4-2-4 生活意識別に見た世帯数の構成割合
- (3) 生涯を通じた男女の健康支援
 - 4-3-1 子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんの検診受診率(大阪府)
 - 4-3-2 周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率の推移(大阪府)
 - 4-3-3 自殺死亡者数

数値目標

第3部:府内市町村の男女共同参画関係施策の推進状況

| | |
|-----------------------------|----|
| I 庁内推進体制、諮問機関の設置状況 | 67 |
| II 男女共同参画に関する計画の策定状況 | 68 |
| III 男女共同参画に関する条例の制定状況 | 69 |
| IV 審議会等における女性の参画状況 | 70 |

第4部:資料

参考資料

| | |
|----------------------|----|
| 大阪府男女共同参画推進条例 | 71 |
| 男女共同参画行政担当窓口一覧 | 73 |
| 男女共同参画関連施設一覧 | 74 |
| 男女共同参画関係年表 | 75 |

第1部

大阪府男女共同参画関連施策の実施状況

I おおさか男女共同参画プラン（2021-2025） 施策体系別事業一覧

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

(1) 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進

① 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

ア 就学前の教育環境における男女共同参画の推進

- ・ 幼稚園教諭・保育教諭・保育士等に対する研修会

| 実施機関 | 事業名 | 項目 |
|-------------------|-------------------------------|-------|
| 教育庁 教育庁 福祉部 | 教育センター 私学課 子ども家庭局子育て支援課 | 11101 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 11102 |

- ・ 幼稚園等の教員等に対する理解増進に向けた働きかけ

イ 男女平等を進める教育・学習の推進

- ・ 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用

| | | |
|-------------------|---|-------|
| 教育庁 教育庁 教育庁 | 教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課 市町村教育室小中学校課 | 11103 |
|-------------------|---|-------|

- ・ 「人権教育基本方針」・「人権教育推進プラン」の具体化

| | | |
|-----|---------|-------|
| 教育庁 | 人権教育企画課 | 11104 |
|-----|---------|-------|

- ・ 市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底

| | | |
|------------|---------------------------|-------|
| 教育庁 教育庁 | 市町村教育室小中学校課 教職員室教職員人事課 | 11105 |
|------------|---------------------------|-------|

- ・ 府立学校に対する指示事項の徹底

| | | |
|--------------------------|--|-------|
| 教育庁 教育庁 教育庁 教育庁 | 教育振興室高等学校課 教育振興室支援教育課 教育振興室保健体育課 教職員室教職員人事課 | 11106 |
|--------------------------|--|-------|

- ・ キャリア教育の推進
- ・ 生徒・学生などを対象としたライフデザインセミナー
- ・ 教員に対する研修

| | | |
|---------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 教育庁 府民文化部 教育庁 | 教育振興室高等学校課 男女参画・府民協働課 教育センター | 11107 11108 11109 |
|---------------------|------------------------------------|-------------------------|

- ・ 校長・教頭に対する研修
- ・ 男女平等教育に関する図書、ビデオ等の情報収集
- ・ 性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくり

| | | |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 教育庁 教育庁 教育庁 | 教育センター 教育センター 人権教育企画課 | 11110 11111 11112 |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------|

ウ 家庭・地域等と連携した取組の推進

- ・ 社会教育行政職員に対する研修
- ・ P T A指導者研修
- ・ P T A指導者への資料等の提供

| | | |
|-------------------|---|-------------------------|
| 教育庁 教育庁 教育庁 | 市町村教育室地域教育振興課 市町村教育室地域教育振興課 市町村教育室地域教育振興課 | 11113 11114 11115 |
|-------------------|---|-------------------------|

② 性に関する適切な知識の普及の推進

- ・ 「健康教育指導者育成支援事業」報告書の活用
- ・ 「性に関する指導」実践者育成事業（R3は事業休止）
- ・ エイズ、性感染症予防対策の推進
- ・ 保健所における各種事業の実施（再掲）
- ・ 性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくり（再掲）

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 教育庁 教育庁 健康医療部 健康医療部 教育庁 | 教育振興室保健体育課 教育振興室保健体育課 保健医療室感染症対策企画課 健康医療総務課 人権教育企画課 | 11201 11202 11203 11204 11205 |
|-------------------------------------|---|---|

(2) あらゆる世代における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の充実

- ・ 人材育成・啓発講座事業
- ・ 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度（再掲）
- ・ 男女共同参画週間における啓発
- ・ 各種広報媒体による男女共同参画に向けた啓発
- ・ OSAKA女性活躍推進事業（再掲）

| | | |
|---|--|---|
| 府民文化部 府民文化部 府民文化部 府民文化部 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 男女参画・府民協働課 男女参画・府民協働課 府政情報室広報広聴課 男女参画・府民協働課 | 12101 12102 12103 12104 12105 |
|---|--|---|

② 男性に対する男女共同参画意識の醸成

- ・ 人材育成・啓発講座事業（再掲）
- ・ OSAKA女性活躍推進事業（再掲）
- ・ 男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラムの活用促進
- ・ 労働時間短縮の促進（再掲）
- ・ 育児体験教育の実施

| | | |
|---|--|---|
| 府民文化部 府民文化部 府民文化部 府民文化部 府民文化部 商工労働部 教育庁 | 男女参画・府民協働課 男女参画・府民協働課 男女参画・府民協働課 雇用推進室労働環境課 教育振興室高等学校課 | 12201 12202 12203 12204 12205 |
|---|--|---|

③ 地域における男女共同参画の促進

ア 地域における男女共同参画の促進

- ・ 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発（再掲）

| | | |
|-------|------------|-------|
| 政策企画部 | 危機管理室治安対策課 | 12301 |
|-------|------------|-------|

- ・ 地域安全センター設置加速化事業
- ・ 少年非行防止活動ネットワーク支援事業
- ・ 子どもを守る通学路防犯カメラ設置促進事業
- ・ 「こども110番」運動の推進

| | | |
|--------------------------------|---|----------------------------------|
| 政策企画部 福祉部 政策企画部 政策企画部 | 危機管理室治安対策課 子ども家庭局子ども青少年課 危機管理室治安対策課 危機管理室治安対策課 | 12302 12303 12304 12305 |
|--------------------------------|---|----------------------------------|

- ・ 少年健全育成ネットワーク制度
- ・ 地域ふれあい事業
- ・ 交番・駐在所連絡協議会
- ・ まちぐるみ子ども安全対策事業

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| 警察本部生活安全部 警察本部生活安全部 警察本部生活安全部 警察本部地域部 警察本部生活安全部 警察本部生活安全部 警察本部警務部 | 府民安全対策課 少年課 少年課 地域総務課 府民安全対策課 少年課 警務課 | 12306 12307 12308 12309 |
|---|---|----------------------------------|

- ・ ボランティア団体の表彰
- ・ 特定非営利活動法人（N P O法人）認証等管理事業
- ・ 大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の開催
- ・ 市町村推進計画の策定支援

| | | |
|----------------------------------|--|----------------------------------|
| 政策企画部 府民文化部 府民文化部 府民文化部 | 危機管理室治安対策課 男女参画・府民協働課 男女参画・府民協働課 男女参画・府民協働課 | 12310 12311 12312 12313 |
|----------------------------------|--|----------------------------------|

イ 府立男女共同参画・青少年センターを核とした多様な主体との連携

- ・ ドーンセンターにおける事業の実施
- ・ ドーンセンターを核とした多様な主体との連携

| | | |
|----------------|--------------------------|----------------|
| 府民文化部 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 男女参画・府民協働課 | 12314 12315 |
|----------------|--------------------------|----------------|

④ 多文化共生を踏まえた男女共同参画の推進

- ・ 外国人受入環境整備事業（外国人情報コーナー）
- ・ 災害時多言語支援事業
- ・ 外国人材受入環境整備推進事業
- ・ 外国人材マッチングプラットフォーム事業
- ・ おおさかメディカルネットの設置
- ・ 多言語遠隔医療通訳サービスの実施
- ・ 大阪府外国人患者受入れにおける医療機関向けワンストップ相談窓口の運営
- ・ 小中学校における日本語指導推進事業
- ・ 日本語教育学校支援事業費
- ・ ドーンセンター情報ライブラリーの運営（再掲）
- ・ 情報収集・情報提供

| | | |
|---|--|---|
| 府民文化部 府民文化部 政策企画部 商工労働部 健康医療部 健康医療部 健康医療部 教育庁 教育庁 府民文化部 府民文化部 | 都市魅力創造局国際課 都市魅力創造局国際課 企画室推進課 商工労働総務課 保健医療室保健医療企画課 保健医療室保健医療企画課 保健医療室保健医療企画課 市町村教育室小中学校課 教育振興室高等学校課 男女参画・府民協働課 男女参画・府民協働課 | 12401 12402 12403 12404 12405 12406 12407 12408 12409 12410 12411 |
|---|--|---|

⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進

- ・ 「男女共同参画社会の実現をめざす表現のガイドライン」の活用
- ・ メディアを使用した風俗関係事犯の取締り

| | | |
|--------------------|-------------------|----------------|
| 府民文化部 警察本部生活安全部 | 男女参画・府民協働課 保安課 | 12501 12502 |
|--------------------|-------------------|----------------|

⑥ 男女共同参画に関わる調査・研究・情報の収集・提供

- ・ 府民意識調査結果の周知
- ・ 男女共同参画にかかる調査・研究に関する検討
- ・ ドーンセンター情報ライブラリーの運営

| | | |
|-------|------------|-------|
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12601 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12602 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12603 |

2 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

(1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

① 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

ア 審議会等委員への女性の参画促進

- ・ 審議会等への女性の登用の促進

| | | |
|-------|---------------------|-------|
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 等 全部局 | 21101 |
|-------|---------------------|-------|

- ・ 行政委員会委員への女性の登用の促進

| | | |
|-----|--------|-------|
| 総務部 | 人事局人事課 | 21102 |
|-----|--------|-------|

- ・ 委員選任のあり方の検討

| | | |
|-------|---------------------|-------|
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 等 全部局 | 21103 |
|-------|---------------------|-------|

- ・ 市町村における政策決定への女性参画状況調査等
- ・ ドーンセンター情報ライブラリーの運営 (再掲)

| | | |
|-------|------------|-------|
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 21104 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 21105 |

イ 大阪府職員・教員等における女性の登用促進

- ・ 「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく取組の推進

| | | |
|-----|----------|-------|
| 総務部 | 人事局人事課 等 | 21106 |
|-----|----------|-------|

- ・ 「公立学校における特定事業主行動計画」に基づく取組の推進

| | | |
|-----|------------|-------|
| 教育庁 | 教職員室教職員人事課 | 21107 |
| 教育庁 | 教職員室教職員企画課 | 21108 |

- ・ 「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に基づく取組の推進

| | | |
|---------|-----|-------|
| 警察本部警務部 | 警務課 | 21108 |
|---------|-----|-------|

- ・ 女性職員の登用促進
- ・ 女性教員の登用促進
- ・ 女性警察官の採用・登用の拡大
- ・ 採用・登用状況の公表

| | | |
|----------|--------------|-------|
| 総務部 | 人事局人事課 等 全部局 | 21109 |
| 教育庁 | 教職員室教職員人事課 | 21110 |
| 警察本部警務部 | 警務課 | 21111 |
| 総務部 | 人事局人事課 | 21112 |
| 教育庁 | 教職員室教職員人事課 | 21112 |
| 人事委員会事務局 | | 21112 |

② 企業等における女性の登用促進

- ・ OSAKA女性活躍推進事業
- ・ 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度
- ・ ロールモデル研修の実施

| | | |
|-------|------------|-------|
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 21201 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 21202 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 21203 |

③ 地域・防災分野等への女性の参画促進

- ・ 男女のニーズの違いに配慮した災害対策の推進

| | | |
|-------|------------|-------|
| 政策企画部 | 危機管理室防災企画課 | 21301 |
| 政策企画部 | 危機管理室災害対策課 | 21302 |
| 政策企画部 | 危機管理室防災企画課 | 21303 |

- ・ 住民の自助・共助による地域防災活動の促進
- ・ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援
- ・ まちづくりにおける方針決定の場への女性の参画促進

| | | |
|---------|-------------|-------|
| 大阪都市計画局 | 計画推進室計画調整課 | 21304 |
| 大阪都市計画局 | 拠点開発室タウン推進課 | 21304 |
| 都市整備部 | 居住企画課 | 21304 |
| 都市整備部 | 建築指導室審査指導課 | 21304 |
| 都市整備部 | 建築環境課 | 21304 |

- ・ 女性のための相談事業 (再掲)
- ・ 市町村における相談事業への支援

| | | |
|-------|------------|-------|
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 21305 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 21306 |

(2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成

① 企業等での登用促進に向けた女性の人材育成

- ・ 若年女性のための新たな人材育成プログラム (しごとカプログラム)
- ・ 職業能力開発の促進 (女性の人材育成)
- ・ OSAKA女性活躍推進事業 (再掲)
- ・ ロールモデル研修の実施 (再掲)
- ・ キャリア教育の推進 (再掲)
- ・ 生徒・学生などを対象としたライフデザインセミナー (再掲)

| | | |
|-------|------------|-------|
| 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 22101 |
| 商工労働部 | 雇用推進室人材育成課 | 22102 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22103 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22104 |
| 教育庁 | 教育振興室高等学校課 | 22105 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22106 |

② 理工系分野等での女性の人材育成

- ・ 職業能力開発の促進 (女性の人材育成) (再掲)
- ・ キャリア教育の推進 (再掲)
- ・ 女性医師等就労環境改善事業

| | | |
|-------|------------|-------|
| 商工労働部 | 雇用推進室人材育成課 | 22201 |
| 教育庁 | 教育振興室高等学校課 | 22202 |
| 健康医療部 | 保健医療室医療対策課 | 22203 |

③ 多様な選択を可能とする学習機会の提供

- ・ 人材育成・啓発講座事業 (再掲)
- ・ 女性のための相談事業 (再掲)
- ・ 市町村における相談事業への支援 (再掲)
- ・ ドーンセンター情報ライブラリーの運営 (再掲)

| | | |
|-------|------------|-------|
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22301 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22302 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22303 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22304 |

3 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 職業生活における活躍支援

① 男女雇用機会均等の更なる推進

- ・ 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載
- ・ 労働相談の実施 (再掲)
- ・ 労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣
- ・ 労働関係調査の実施
- ・ 個別労使紛争解決支援制度の実施
- ・ 人材育成・啓発講座事業 (再掲)

| | | |
|-------|------------|-------|
| 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 31101 |
| 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 31102 |
| 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 31103 |
| 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 31104 |
| 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 31105 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 31106 |

② 女性の就業支援

ア 女性の就業支援

- ・ OSAKAしごとフィールド運営事業
- ・ 潜在求職者活躍支援プロジェクト
- ・ OSAKA人材活躍推進事業
- ・ 大阪人材確保推進会議
- ・ 女性キャリア継続応援事業
- ・ OSAKAしごとフィールド女性活躍推進事業
- ・ OSAKA女性活躍推進事業 (再掲)

| | | |
|-------|------------|-------|
| 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 31201 |
| 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 31202 |
| 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 31203 |
| 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 31204 |
| 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 31205 |
| 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 31206 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 31207 |

イ 起業、再就職支援

- ・ OSAKAしごとフィールド運営事業 (再掲)
- ・ 潜在求職者活躍支援プロジェクト
- ・ 主体的に農業経営に関わる女性農業者の育成
- ・ ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営
- ・ 創業支援事業 (大阪起業家グローイングアップ)

| | | |
|---------|-------------------|-------|
| 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 31208 |
| 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 31209 |
| 環境農林水産部 | 農政室推進課 | 31210 |
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 31211 |
| 商工労働部 | 中小企業支援室商業・サービス産業課 | 31212 |

- ・ 中小企業向け開業サポート資金

| | | |
|-------|------------|-------|
| 商工労働部 | 中小企業支援室金融課 | 31213 |
|-------|------------|-------|

ウ 官民連携による機運の醸成・啓発

- ・ OSAKA女性活躍推進事業 (再掲)

| | | |
|-------|------------|-------|
| 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 31214 |
|-------|------------|-------|

| | | | |
|--|-------|-------------------|-------|
| ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度（再掲） | 都市整備部 | 居住企画課 | 41432 |
| エ セクシュアルハラスメント防止対策の推進 | | | |
| ・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 41433 |
| ・労働相談の実施（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 41434 |
| ・個別労使紛争解決支援制度の実施（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 41435 |
| ・労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 41436 |
| ・人材育成・啓発講座事業（再掲） | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41437 |
| ・「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のため」の趣旨の周知徹底 | 教育庁 | 教育振興室高等学校課 | |
| | 教育庁 | 教育振興室支援教育課 | 41438 |
| | 教育庁 | 市町村教育室小中学校課 | |
| ⑤ 児童虐待を取り扱う機関との連携 | | | |
| ・子ども家庭センターの運営 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41501 |
| ・児童虐待防止対策のための広報啓発事業 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41502 |
| ・大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41503 |
| ・児童虐待発生予防対策事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 41504 |
| ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度（再掲） | 都市整備部 | 居住企画課 | 41505 |
| (2) 様々な困難を抱える人々への支援 | | | |
| ① 生活上の困難を抱える女性への支援 | | | |
| ・母子・父子家庭自立支援給付金事業 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42102 |
| ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42103 |
| ・母子生活支援施設の指導 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42105 |
| ・児童扶養手当の支給 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42106 |
| ・ひとり親家庭医療費助成事業 | 福祉部 | 子ども家庭局子ども青少年課 | 42107 |
| ・子ども家庭センターにおける相談・支援 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42108 |
| ・母子父子福祉推進委員の選任 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42109 |
| ・ひとり親家庭等生活上事業 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42110 |
| ・府立母子・父子福祉センター運営事業 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42111 |
| ・乳幼児医療費助成事業 | 福祉部 | 子ども家庭局子ども青少年課 | 42112 |
| ・児童手当の支給（旧 子ども手当） | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42113 |
| ・職業能力開発の促進（女性の人材育成）（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室人材育成課 | 42114 |
| ・職業能力開発の支援体制の充実 | 商工労働部 | 雇用推進室人材育成課 | 42115 |
| ・市町村における地域就労支援事業の実施 | 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 42116 |
| ・各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42117 |
| ・女性のための相談事業 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 42118 |
| ・スクールソーシャルワーカー配置事業 | 教育庁 | 市町村教育室小中学校課 | 42119 |
| ・私立高等学校・専修学校高等課程の授業料無償化制度 | 教育庁 | 私学課 | 42120 |
| ・私立高等学校・専修学校等の授業料減免助成 | 教育庁 | 私学課 | 42121 |
| ・大阪府育英会奨学金制度 | 教育庁 | 私学課 | 42122 |
| ・私立中学校等修学支援実証事業 | 教育庁 | 私学課 | 42123 |
| ・国公私立高等学校等奨学のための給付金制度 | 教育庁 | 施設財務課 | 42124 |
| | 教育庁 | 私学課 | |
| | 教育庁 | 施設財務課 | 42125 |
| | 教育庁 | 私学課 | |
| ・公私立高等学校等就学支援金制度 | 教育庁 | 施設財務課 | 42125 |
| | 教育庁 | 私学課 | |
| ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度（再掲） | 都市整備部 | 居住企画課 | 42126 |
| ・ドーンセンターにおける困難・課題を抱える女性に対する支援事業 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 42127 |
| ② 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組の推進 | | | |
| ・性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に関する事業 | 府民文化部 | 人権局人権企画課 | 42201 |
| ・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42202 |
| ・人材育成・啓発講座事業（再掲） | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 42203 |
| ・労働相談の実施（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42204 |
| ・個別労使紛争解決支援制度の実施（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42205 |
| ・労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42206 |
| ・性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくり（再掲） | 教育庁 | 人権教育企画課 | 42207 |
| ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度（再掲） | 都市整備部 | 居住企画課 | 42208 |
| ③ 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備 | | | |
| イ 高齢者福祉の充実及び就業支援 | | | |
| ・地域福祉・高齢者福祉交付金事業 | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42301 |
| | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | |
| | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42302 |
| ・認知症高齢者等支援策の充実 | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42303 |
| ・地域権利擁護総合推進事業・日常生活自立支援事業 | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42304 |
| ・市町村等支援事業（広報） | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42305 |
| ・介護サービス基盤の充実 | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42306 |
| | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42307 |
| ・介護保険苦情処理体制整備運営費補助事業 | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42308 |
| ・介護保険事業者・施設に対する指定・指導・監査 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42309 |
| ・福祉サービスに関する苦情解決事業 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42310 |
| ・介護人材確保・職場定着支援事業 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42311 |
| | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42312 |
| ・介護福祉士修学資金等貸付事業 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42313 |
| | 福祉部 | 高齢介護室介護事業者課 | 42314 |
| ・おおさか介護かがやき表彰 | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42315 |
| ・高齢者地域活動促進事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 42316 |
| ・認知症疾患医療センター運営事業 | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 42317 |
| ・地域保健関係職員研修 | 健康医療部 | 健康医療室医療対策課 | 42318 |
| ・一日看護師体験事業 | 健康医療部 | 保健医療室医療対策課 | 42319 |
| ・ナースセンターの運営 | 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 42320 |
| ・高齢者関係事業 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | |
| | 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 42321 |
| ・OSAKAしごとフィールド運営事業（再掲） | 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 42322 |
| ・シルバー人材センター事業 | 都市整備部 | 居住企画課 | 42323 |
| ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度（再掲） | 都市整備部 | 居住企画課 | 42323 |
| イ 障がい者福祉の充実及び就労支援 | | | |
| ・障がい者共同生活援助事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 | 福祉部 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 | 42325 |
| ・都道府県相談支援体制整備事業 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42326 |
| ・障がい者自立相談支援センターにおける各種業務 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42327 |
| ・地域権利擁護総合推進事業・日常生活自立支援事業（再掲） | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42328 |

| | | | |
|--------------------------------------|-------|----------------|-------|
| ・ 福祉サービスに関する苦情解決事業（再掲） | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42329 |
| ・ 地域生活支援事業 | 福祉部 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 | 42330 |
| | 福祉部 | 障がい福祉室自立支援課 | |
| | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | |
| ・ 障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業 | 福祉部 | 障がい福祉室自立支援課 | 42331 |
| ・ 障がい者地域医療ネットワーク推進事業 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42332 |
| ・ 相談支援従事者研修事業 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42333 |
| ・ 発達障がい児者支援に関する取り組み | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42334 |
| ・ 居宅介護事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 | 福祉部 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 | 42335 |
| ・ 障がい児(者)の短期入所事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 | 福祉部 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 | 42336 |
| ・ 障がい者(児)施設等施設整備事業 | 福祉部 | 障がい福祉室生活基盤推進課 | 42337 |
| ・ 重度障がい者医療費助成事業 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42338 |
| ・ 重度障がい者等住宅改造成業 | 福祉部 | 障がい福祉室生活基盤推進課 | 42339 |
| ・ 居宅介護職員初任者(障がい者ホームヘルパー知識習得)研修事業 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42340 |
| ・ 障がい者雇用促進センターの運営 | 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 42341 |
| ・ OSAKAしごとフィールド運営事業(再掲) | 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 42342 |
| ・ 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度(再掲) | 都市整備部 | 居住企画課 | 42343 |
| ウ 外国人が安心して暮らせる環境整備 | | | |
| ・ 外国人女性に対する相談・一時保護体制の充実 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42344 |
| | 福祉部 | 女性相談センター | |
| ・ 外国人女性のDV等被害者等を対象にした多言語による情報提供 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 42345 |
| ・ 外国人受入環境整備事業(外国人情報コーナー)(再掲) | 府民文化部 | 都市魅力創造局国際課 | 42346 |
| ・ 災害時多言語支援事業(再掲) | 府民文化部 | 都市魅力創造局国際課 | 42347 |
| ・ 外国人材受入環境整備推進事業(再掲) | 政策企画部 | 企画室推進課 | 42348 |
| ・ 外国人材マッチングプラットフォーム事業(再掲) | 商工労働部 | 商工労働総務課 | 42349 |
| ・ おおさかメディカルネットの設置(再掲) | 健康医療部 | 保健医療室保健医療企画課 | 42350 |
| ・ 多言語遠隔医療通訳サービスの実施(再掲) | 健康医療部 | 保健医療室保健医療企画課 | 42351 |
| ・ 大阪府外国人患者受入れにおける医療機関向けワンストップ相談窓口の運営 | 健康医療部 | 保健医療室保健医療企画課 | 42352 |
| ・ 「よろず支援拠点」における中小企業への経営相談 | 商工労働部 | 商工労働総務課 | 42353 |
| ・ 小中学校における日本語指導推進事業(再掲) | 教育庁 | 市町村教育室小中学校課 | 42354 |
| ・ 日本語教育学校支援事業費(再掲) | 教育庁 | 教育振興室高等学校課 | 42355 |
| ・ 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度(再掲) | 都市整備部 | 居住企画課 | 42356 |
| ④ 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援 | | | |
| ・ 人権教育推進計画に基づく施策の推進 | 府民文化部 | 人権局人権企画課 | 42401 |
| ・ 総合相談事業交付金 | 府民文化部 | 人権局人権擁護課 | 42402 |
| ・ 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組 | 福祉部 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 | 42403 |
| (3) 生涯を通じた男女の健康支援 | | | |
| ① 女性の健康対策の推進 | | | |
| ア 妊娠・出産等に関する健康支援 | | | |
| ・ 大阪母子医療センターの運営 | 健康医療部 | 保健医療室保健医療企画課 | 43101 |
| ・ 周産期母子医療センター運営事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43102 |
| ・ 周産期緊急医療体制整備事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43103 |
| ・ 周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43104 |
| ・ 児童虐待発生予防対策事業(再掲) | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43105 |
| ・ 不妊総合対策事業(不妊相談事業等) | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43106 |
| ・ 特定不妊治療費助成事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43107 |
| ・ 保健所における各種事業の実施(再掲) | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 43108 |
| ・ 地域保健関係職員研修(再掲) | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 43109 |
| ・ 「健康教育指導者育成支援事業」報告書の活用(再掲) | 教育庁 | 教育振興室保健体育課 | 43110 |
| ・ 「性に関する指導」実践者育成事業(再掲) | 教育庁 | 教育振興室保健体育課 | 43111 |
| イ 女性特有の疾患に関する健康支援 | | | |
| ・ 女性専用外来の実施 | 健康医療部 | 保健医療室保健医療企画課 | 43112 |
| ・ 大阪府がん対策推進委員会 がん検診部会の運営 | 健康医療部 | 健康推進室健康づくり課 | 43113 |
| ・ 組織型検診推進事業業務委託 | 健康医療部 | 健康推進室健康づくり課 | 43114 |
| ・ 保健所における各種事業の実施(再掲) | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 43115 |
| ② ライフステージに応じた男女の健康支援 | | | |
| ア 子どもの保健・医療の推進 | | | |
| ・ 小児救急医療支援事業 | 健康医療部 | 保健医療室医療対策課 | 43201 |
| ・ 周産期緊急医療体制整備事業(再掲) | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43202 |
| ・ 小児救急電話相談事業 | 健康医療部 | 保健医療室医療対策課 | 43203 |
| ・ 先天性代謝異常等検査事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43204 |
| ・ 障がい・難病児等療育支援体制整備事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43205 |
| ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43206 |
| ・ 自立支援医療費(育成医療)支給事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43207 |
| ・ 結核児童療育給付 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43208 |
| ・ 未熟児養育医療給付 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43209 |
| ・ 乳幼児の不慮の事故防止対策事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43210 |
| イ 成人期・高齢期における健康づくりの推進 | | | |
| ・ 保健所における各種事業の実施 | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 43211 |
| ・ たばこ対策推進事業 | 健康医療部 | 健康推進室健康づくり課 | 43212 |
| ・ 職場のメンタルヘルス推進担当者養成事業 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 43213 |
| ・ メンタルヘルス専門相談 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 43214 |
| ・ 労働時間短縮の促進(再掲) | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 43215 |
| ・ 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載(再掲) | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 43216 |
| ・ 地域勤労者健康管理事業(勤労者健康管理セミナー) | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 43217 |
| ・ 自殺防止対策事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43218 |
| ・ 自殺対策強化事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43219 |
| ・ こころの健康相談事業 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43220 |
| ・ こころの健康総合センターの運営 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 43221 |
| ・ 男性のための電話相談事業 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 43222 |
| ・ 女性のための相談事業(再掲) | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 43223 |
| 5 計画の推進にあたって | | | |
| 1 オール大阪での連携の推進 | | | |
| ・ OSAKA女性活躍推進会議の運営 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 51001 |
| ・ 大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の運営 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 51002 |
| 2 大阪府の推進体制 | | | |
| ・ 大阪府男女共同参画推進本部の総合調整機能の強化 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 52001 |
| ・ 大阪府男女共同参画審議会の運営 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 52002 |
| ・ ドーンセンターにおける事業の実施(再掲) | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 52003 |
| ・ ドーンセンターを核とした多様な主体との連携(再掲) | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 52004 |
| ・ 大阪府女性基金の活用 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 52005 |
| ・ 男女共同参画施策苦情処理制度の運営 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 52006 |
| 3 市町村との連携 | | | |

| | | | |
|--------------------------|-------|------------|-------|
| ・市町村男女共同参画行政所管課長会議の運営 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 53001 |
| ・市町村ブロック会議の開催（再掲） | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 53002 |
| ・人材育成・啓発講座事業（再掲） | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 53003 |
| ・市町村相談員等を対象とした研修会の開催（再掲） | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 53004 |
| 4 計画の進行管理及び検証・改善 | | | |
| ・男女共同参画年次報告作成 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 54001 |
| ・数値目標の状況の公表 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 54002 |

おおさか男女共同参画プラン（2021-2025） 施策体系別事業令和4年度事業概要・令和3年度事業実績

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---------------------------------|--|----------------|---|-------|-----------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 | | | | | | |
| (1) 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進 | | | | | | |
| ① 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進 | | | | | | |
| ア 就学前の教育環境における男女共同参画の推進 | | | | | | |
| 幼稚園教諭・保育教諭・保育士等に対する研修会 | 幼稚園・幼保連携型認定こども園新規採用教員研修、幼児教育人権研修において男女共同参画の視点を取り入れた研修を行う。とりわけ、遊びの内容や玩具・教材等の中に性別役割意識を助長することのないように働きかける | - | ○幼稚園・幼保連携型認定こども園新規採用教員研修 参加人数：164人 ○幼児教育人権研修 参加人数：345人 ○幼児教育アドバイザー育成研修 参加人数：212人 | 教育庁 | 教育センター | 11101 |
| | 幼稚園・幼保連携型認定こども園新規採用教員研修、幼児教育人権研修において男女共同参画の視点を取り入れた研修を行う。とりわけ、遊びの内容や玩具・教材等の中に性別役割意識を助長することのないように働きかける | - | | 教育庁 | 私学課 | |
| 幼稚園等の教員等に対する理解増進に向けた働きかけ | 庁内関係部局と連携し、幼稚園等の教職員を対象にした研修会で、アンコンシャスバイアスの解消に向けた内容となるよう、はたらきかける。 | - | | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 11102 |
| イ 男女平等を進める教育・学習の推進 | | | | | | |
| 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用 | 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を、男女平等教育の基本方向として活用するとともにその状況の把握に努め、男女平等教育の一層の充実を図る。また、教科面だけでなく学校の日常生活における固定的な性別役割分担意識の解消をめざす。 | - | 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」等を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育の推進を図った。 ○「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」の活用 小学校：63.5% 中学校：57.2% | 教育庁 | 教育振興室 高等学校課 | 11103 |
| | | | | 教育庁 | 教育振興室 支援教育課 | |
| | | | | 教育庁 | 市町村教育室 小中学校課 | |
| 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の具体化 | 平成30年3月に大阪府教育庁が改訂した「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえて、ジェンダー平等教育を推進する。 | - | 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の周知（教職員研修、教育庁新規採用・転入職員研修等） | 教育庁 | 人権教育企画課 | 11104 |
| 市町村教育委員会に対する指導・助言事項の徹底 | 「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に基づき、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育を推進する。 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう環境整備及び教職員研修の充実を市町村教育委員会に指導・助言する。 | - | ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の活用 小学校：91.1% 中学校：85.6% ○市町村教委で策定している「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう環境整備や教職員研修及び児童・生徒への教育の充実を図った。 | 教育庁 | 市町村教育室 小中学校課 | 11105 |
| | | | | 教育庁 | 教職員室 教職員人事課 | |
| 府立学校に対する指示事項の徹底 | 「府立学校に対する指示事項」に基づき、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育を推進する。 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう、環境を整え、教職員研修及び児童・生徒への教育の充実にも努める。 | - | 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」を踏まえるとともに、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」等を活用し、男女平等教育をはじめとする様々な課題に即した人権教育の推進を図った。 ○「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」等に基づき、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての理解を深め、その発生を防止するよう環境整備や教職員研修及び児童・生徒への教育の充実を図った。 | 教育庁 | 教育振興室 高等学校課 | 11106 |
| | | | | 教育庁 | 教育振興室 支援教育課 | |
| | | | | 教育庁 | 教育振興室 保健体育課 | |
| | | | | 教育庁 | 教職員室 教職員人事課 | |
| キャリア教育の推進 | 府立学校に対して、「働く前」に知っておくべき13項目「採用と人権」を配布するとともに、その趣旨の周知をはかる。 | - | 府立学校に対して、「働く前」に知っておくべき13項目「採用と人権」を配布するとともに、その趣旨の周知を図った。 | 教育庁 | 教育振興室 高等学校課 | 11107 |
| 生徒・学生などを対象としたライフデザインセミナー | 女性のライフイベント時の対応方法等を含めた「働き方・生き方」について理解を深めてもらうとともに、就業への意欲を高めてもらうセミナーを開催する。 | 151 | ○高校・大学等でのライフデザインの描き方セミナーの開催(2カ所) | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 11108 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---------------------------|--|----------------|--|-------|-------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 教員に対する研修 | 教員を対象とした研修に、教員のキャリアステージに応じて男女共同参画の視点を取り入れた研修を行う。 | — | ○小・中学校人権教育研修 参加人数：112人 ○府立学校人権教育研修 参加人数：199人 ○小・中学校初任者研修 参加人数：433人 ○高等学校初任者研修 参加人数：173人 ○支援学校初任者研修 参加人数：138人 ○新規採用養護教諭研修 参加人数：18人 ○養護教諭10年経験者研修 参加人数：45人 ○新規採用栄養教諭研修 参加人数：10人 ○小・中学校10年経験者研修 参加人数：418人 ○高等学校10年経験者研修 参加人数：338人 ○栄養教諭10年経験者研修 参加人数：18人 ○支援学校10年経験者研修 参加人数：189人 | 教育庁 | 教育センター | 11109 |
| 校長・教頭に対する研修 | 学校運営における校長・准校長や教頭の重要性を考慮し、小・中・高等学校及び支援学校の校長・准校長及び教頭を対象とする研修において女子差別撤廃条約の趣旨を踏まえ、ジェンダー平等教育を推進し、校内業務における固定的な性差観の解消及び男女共同参画について啓発する。 | — | ○小・中学校リーダーシップ養成研修1 参加人数：172人 ○小・中学校リーダーシップ養成研修2 参加人数：138人 ○小・中学校長人権教育研修 参加人数：882人 ○小・中学校教頭人権教育研修 参加人数：889人 ○府立学校長研修 参加人数：208人 ○府立学校教頭研修 参加人数：258人 | 教育庁 | 教育センター | 11110 |
| 男女平等教育に関する図書、ビデオ等の情報収集 | 男女平等教育を推進するために必要な図書、資料、ビデオ等の収集を行う。 | — | ○男女平等に関する図書冊数： 301冊（平成31年3月現在） 301冊（令和2年3月現在） 301冊（令和3年3月現在） 303冊（令和4年3月現在） | 教育庁 | 教育センター | 11111 |
| 性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくり | 性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場において性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくりに向けた取組を進める。 | — | 教職員向け啓発資料「性の多様性の理解を進めるために」の周知（教職員研修、教育庁新規採用・転入職員研修等） | 教育庁 | 人権教育企画課 | 11112 |
| ウ 家庭・地域等と連携した取組の推進 | | | | | | |
| 社会教育行政職員に対する研修 | 社会教育行政職員を対象に男女共同参画についての啓発を行い、女性の様々な分野への参画を促す講座を企画するよう働きかける。 | 299 | ○人権教育セミナー 参加人数：53人 | 教育庁 | 市町村教育室 地域教育振興課 | 11113 |
| P T A 指導者研修 | P T A 指導者に対して男女共同参画の観点を取り入れた研修（地区別 P T A 指導者セミナー）を行い、P T A 活動における男女共同参画をさらに促進する。 | 299 | ○開催回数：5回 参加人数：52人 | 教育庁 | 市町村教育室 地域教育振興課 | 11114 |
| P T A 指導者への資料等の提供 | P T A 指導者を主な対象として、男女共同参画の観点はもとより、広く人権啓発を図った資料等を作成しHPに掲載する。 | — | 平成22年9月～ホームページ掲載 | 教育庁 | 市町村教育室 地域教育振興課 | 11115 |
| ② 性に関する適切な知識の普及の推進 | | | | | | |
| 「健康教育指導者育成支援事業」報告書の活用 | ○令和4年度「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」及び「府立学校に対する指示事項」において、積極的な活用及び参考とするよう示す。 | — | ○令和3年度「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」及び「府立学校に対する指示事項」において、積極的な活用及び参考とするよう示した。 | 教育庁 | 教育振興室 保健体育課 | 11201 |
| 「性に関する指導」実践者育成事業（R3は事業休止） | ○令和4年度は子どもたちが、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようにするために、教育活動全体を通じて健康に関する正しい知識を習得させるとともに、思考力や判断力、生涯を通じて健康な生活を営むことができる資質や能力を育成することを目的に、民間企業等と連携した「性に関する指導」研修会を実施する。 | — | ○令和3年度は事業休止（新型コロナウイルス感染症のため） | 教育庁 | 教育振興室 保健体育課 | 11202 |
| エイズ、性感染症予防対策の推進 | ○啓発活動の推進 国や医療機関、各種団体と協力し、エイズ予防週間の実施等、正しい知識の普及・啓発活動を行う。 また、若者向けリーフレットの作成、学校や企業を対象としたエイズ教育支援、男性同性愛者に対する講習会の実施など、対象を絞った効果的な啓発活動を実施する。 ○相談体制の充実 各保健所において、専門的な相談に対応できるよう人材養成に努めるとともに、外国語による外国人電話相談事業を実施する。また、医療機関からの要望に応じて、エイズ専門相談員派遣事業を実施する。 ○検査体制の整備 早期発見、早期受診の推進と二次感染防止のため、保健所で無料匿名によるHIV検査を実施する。4保健所（茨木・四條畷・藤井寺・泉佐野）において、HIV即日検査とともに希望者には梅毒即日検査を実施する。 HIV通常検査5保健所（池田・守口・富田林・和泉・岸和田）においては、希望者に梅毒血清反応検査とクラミジア病原体検査を併せて実施する。また、検査機会の拡大を図るため、引き続き、火曜日夜間（通常検査）及び木曜日夜間（即日検査）、土・日曜日昼間（即日検査）を外部委託により実施する。HIV検査時に、希望者には梅毒血清反応検査とB型肝炎検査を併せて実施する。 ○医療体制の充実 エイズ診療拠点病院等を中心として、患者、感染者の受入れ促進を図るとともに、他の医療機関に対してHIV診療に関する研修を実施し、診療技術の向上を図る。 | 44,958 | ○相談件数 保健所・感染症対策課 2,113件 外国人相談 152件 ○相談員派遣件数 4件 ○エイズ検査件数 保健所 940件 委託検査 5,324件 ○梅毒検査件数 保健所 903件 委託検査 5,164件 ○クラミジア検査件数 保健所 335件 ○B型肝炎検査件数 委託検査 5,275件 | 健康医療部 | 保健医療室 感染症対策企画課 | 11203 |
| 保健所における各種事業の実施 | 地域保健の専門的・広域的拠点施設として、府内9保健所において各種健康、衛生教育等を実施し、府民の健康の保持、増進に努める。 | — | 府内9保健所において、各種健康・衛生教育を実施 | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 11204 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|--|---|----------------|--|-----------|-------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくり(再掲) | 再掲【1-(1)-①】 | - | 同左 | 教育庁 | 人権教育企画課 | 12205 |
| (2) あらゆる世代における男女共同参画の推進 | | | | | | |
| ① 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の充実 | | | | | | |
| 人材育成・啓発講座事業 | 男女共同参画社会について正しい理解と認識を深めるため、人材育成研修や啓発講座を実施する。 ○男女共同参画施策に携わる市町村職員等を対象とした基礎研修・応用研修 ○学校教職員を対象とした研修 ○企業人事担当者等を対象としたワークライフバランスなどの研修 ○府民を対象とした喫緊の課題をテーマとした啓発講座 | 3,452のうち一部事業 | ○男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修(STEP I・STEP II 他) 参加者数: 延べ298人 ○学校教職員向け研修 参加者数: 延べ488人 ○企業人事担当者向け講座 参加者数: 87人 ○府民向け講座 参加者数: 延べ553人 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12101 |
| 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録・認証・表彰制度(再掲) | 再掲【2-(1)-②】 | 336のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12102 |
| 男女共同参画週間における啓発 | 府内市町村と連携しながら、男女共同参画週間を中心に男女共同参画社会の実現に向けた啓発を実施。 | - | ○男女共同参画週間期間における啓発活動の実施 ・男女共同参画週間におけるロビー展示等 男女共同参画関連の展示およびDVDの上映を実施。 ・ホームページによる啓発 男女共同参画週間期間の府・市町村の取組を掲載 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12103 |
| 各種広報媒体による男女共同参画に向けた啓発 | 広報媒体を通じて男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発を行う。 | - | ○府政だより 3件 ○メルマガジン 1件 ○Twitter 24件 ○Facebook 6件 ○大・中画像 2件 ○銭湯パナー 1件 ○FM大阪 1件 | 府民文化部 | 府政情報室 広報広聴課 | 12104 |
| OSAKA女性活躍推進事業(再掲) | 再掲【2-(1)-②】 | 3,645 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12105 |
| ② 男性に対する男女共同参画意識の醸成 | | | | | | |
| 人材育成・啓発講座事業(再掲) | 再掲【1-(2)-①】 | 3,452のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12201 |
| OSAKA女性活躍推進事業(再掲) | 再掲【2-(1)-②】 | 3,645 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12202 |
| 男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラムの活用促進 | 様々な困難を抱える男性を対象とした相談支援体制の整備を図るため、大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議等の場を通じ、「男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラム」の活用を周知するとともに、男性相談事業の実施を働きかける。 | 330 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12203 |
| 労働時間短縮の促進(再掲) | 再掲【3-(2)-①-A】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 12204 |
| 育児体験教育の実施 | 「男女が協力して家庭生活を築いていく意識と責任を持たせる」という理念のもと、指導にあたっては、乳幼児との触れ合いや交流の機会等の体験的な活動を推進していく。 | - | 教材「家庭」の授業等において、学校や地域の実態等に応じて、乳幼児との触れ合いなどの実践的な活動を取り入れるよう努めている。 | 教育庁 | 教育振興室 高等学校課 | 12205 |
| ③ 地域における男女共同参画の促進 | | | | | | |
| ア 地域における男女共同参画の促進 | | | | | | |
| 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発(再掲) | 再掲【4-(1)-④-A】 | - | 同左 | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 12301 |
| 地域安全センター設置加速化事業 | (平成28年度で事業終了) | - | 同左 | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 12302 |
| 少年非行防止活動ネットワーク支援事業 | 少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、全市町村に構築された地域のボランティア等による、少年非行防止活動ネットワークの活動を支援する。 | - | 研修会10回 巡回: 3回 | 福祉部 | 子ども家庭局 子ども青少年課 | 12303 |
| 子どもを守る通学路防犯カメラ設置促進事業 | (平成28年度で事業終了。) | - | 同左 | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 12304 |
| 「こども110番」運動の推進 | 地域の子どもたちは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、市町村をはじめ、関係機関や企業・団体の協力を得て、「こども110番」運動を府内各地で幅広く推進する。(事業主体: 青少年育成大阪府民会議) 警察では、各種防犯教室、防犯訓練等で、「こども110番」運動の周知を図るなど積極的に支援する。 | - | ・ホームページやキャンペーンを利用した情報提供 ・警察では、各種防犯教室、防犯訓練等で、「こども110番」運動の周知を図るなど積極的に支援した。 | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 12305 |
| | | | | 警察本部生活安全部 | 府民安全対策課 | |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|-------------------------|--|--|---|-----------|----------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 少年健全育成ネットワーク制度 | 少年サポートセンターを窓口にして、学校、児童相談所等の関係機関をはじめ、少年補導協働員や保護司等の民間ボランティア、PTA、熱意のある地域住民の方々と構成し、地域の中で問題になっている少年問題の情報・意見交換を行い、対応方針等について検討。また、必要により少年健全育成サポートチームを結成し、その解決を図る。 | — | ○地域の中で問題になっている少年問題について、学校、教育委員会等の関係機関をはじめ、少年警察ボランティア、PTA、保護司、管轄警察署等が連携して少年健全育成サポートチームを結成し、問題解決を図った。 | 警察本部生活安全部 | 少年課 | 12306 |
| 地域ふれあい事業 | 少年の地域社会への連帯意識の醸成や非行防止のため、関係機関、団体と協働し、少年警察ボランティアや継続補導少年、地元中学生等の参加を得て、農業体験や料理教室のほか落書き消し・清掃等の活動を実施する。 | — | ○中学生や学生ボランティアをはじめ、地域住民等の参加を得て、農業体験、環境美化活動等を実施し、非行防止、地域社会への連帯意識及び規範意識の醸成を図った。 | 警察本部生活安全部 | 少年課 | 12307 |
| 交番・駐在所連絡協議会 | 交番・駐在所ごとに協議会を設置し、交番等の警察官が地域住民の代表と地域の治安に関する問題の協議や意見交換を行い諸活動に反映することで、地域社会と協力し、安全で平穏な地域社会の実現を図る。 | — | 令和3年中の開催件数：207件 | 警察本部地域部 | 地域総務課 | 12308 |
| まちぐるみ子ども安全対策事業 | 警察OB47名をスクールサポーターとして雇用し、小・中学校、市町村教育委員会等への訪問活動を通じた非行事案等についての相談の受理又は情報収集並びに小・中学校に対する助言及び指導を行うとともに、子どもの安全見まもり隊の結成及び具体的な活動方法の指導等を行う。 | 17,912 | 子どもや教職員等に対する防犯教室、防犯訓練を行い防犯意識の向上を図り、小・中学校に対する助言及び指導を行い少年非行防止を図った。 また、「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み（府・市と共同）」により、安全対策事業の活性化、防犯意識の向上につながった。 令和3年度の支援活動 巡回指導（小学校） 12,891回 （中学校） 5,578回 相談受理 3,266回 見まもり活動 6,909回 | 警察本部生活安全部 | 府民安全対策課 | 12309 |
| | また、あいりん地区の通学路対策として、警察OB2名を西成子ども安全コーディネーターとして雇用し、新今宮小学校区において、子どもの安全見まもり隊等の活動に関する指導を行う等見まもり活動の継続・活性化を促すほか、地域住民、事業者、自治体、学校等の関係機関に対する各種働き掛け、子どもや教職員等に対する防犯教室、防犯訓練等を行う。 | 132,683 | | 警察本部生活安全部 | 少年課 | |
| ボランティア団体の表彰 | 地域における安全なまちづくりを推進するため、地域で安全なまちづくりに熱心に取り組んでいる防犯ボランティア団体を表彰し、防犯ボランティア活動の活性化を推進する。 | — | ・10月28日、大阪府庁において「令和4年度大阪府安全なまちづくりボランティア団体表彰式」を実施。 | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 12310 |
| 特定非営利活動法人（NPO法人）認証等管理事業 | 保健・医療・福祉、まちづくり、子どもの健全育成等20分野に該当する活動を行う団体について、特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人の設立認証等を行う。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 12311 |
| 大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の開催 | 男女共同参画社会の実現に向けて、民間の団体・グループとともに幅広いネットワークを構築し、情報・意見交換その他必要な連携を図る。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 12312 |
| 市町村推進計画の策定支援 | 府内市町村に対し、女性活躍推進法第6条に基づく「市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村計画」の策定を働きかけるとともにその策定を支援する。 | — | 府内市町村に対し、女性活躍推進法第6条に基づく「市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村計画」の策定を働きかけた。 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 12313 |
| ④ 多文化共生を踏まえた男女共同参画の推進 | | | | | | |
| ドーンセンターにおける事業の実施 | 男女共同参画を推進するための拠点施設として、貸館業務、一時保育事業、情報ライブラリーの管理運営等を実施するとともに、啓発講座等を開催する。 | 24,000 のうち一部事業 3,122の一部事業 (啓発講座等) | 女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。 ○図書等の貸出し：6,434件 ○情報相談：3,303件 ○ホームページ（トップページ） アクセス件数：267,545件 ○メールマガジン登録者数：952名 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 12314 |
| ドーンセンターを核とした多様な主体との連携 | 男女共同参画を推進する拠点施設として、市町村、市町村の男女共同参画センター、女性団体、NPO、大学など多様な主体との連携、協働に取り組む。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 12315 |
| ④ 多文化共生を踏まえた男女共同参画の推進 | | | | | | |
| 外国人受入環境整備事業（外国人情報コーナー） | 外国人の生活・就労等に関する相談対応を一元的に行う窓口を運営するため（公財）大阪府国際交流財団に対し、補助を行うとともに、情報提供を行う。 ○実施主体：（公財）大阪府国際交流財団 ○多言語での情報提供及び相談 ○専門家による相談対応 ○電話による多言語通訳 対応言語：日本語、英語、韓国語、朝鮮語、中国語、ベトナム語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、ペルシア語、インドネシア語 | 20000 | 年間相談件数：2,312件 | 府民文化部 | 都市魅力創造局国際課 | 12401 |
| 災害時多言語支援事業 | 災害時において、府と公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「OFIX」とする）が共同で設置する災害時多言語支援センターの情報発信機能を大幅に強化し、増加する訪日外国人が必要とする情報を「迅速」「的確」かつ「分かりやすく」手元に届けるための取組みを実施（予算要求資料より） | — | 災害時に外国人に必要な情報を多言語（12言語）で一元的に提供するウェブサイト・アプリ「Osaka Safe Travels」を運用し、台風接近に伴う注意喚起等の情報発信を行った。 | 府民文化部 | 都市魅力創造局国際課 | 12402 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|------------------------------------|---|----------------|---|-----------|------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 外国人材受入環境整備推進事業 | 官民連携による「地域協議会」を設置し、外国人材の受入環境整備や共生社会づくりに関する効果的な取組みの推進を図る。 (外国人材と府内中小企業を円滑につなぐ新たなマッチングは「外国人材マッチングプラットフォーム事業」にて実施) | 233 | ○庁内プロジェクトチームの運営 ・外国人材マッチングプラットフォーム構築や多文化共生などの課題を共有するとともに、府としての対応方針について検討を行う。 ・PT会議開催：8月実施(計1回) ○マッチングプラットフォームの検討 ・企業が求める外国人材ニーズや具体的な支援ニーズを把握し、より効果的なマッチング手法やプラットフォームの機能等を検討するため、府内企業及び外国人支援団体等へ個別ヒアリング調査(府市折半)を実施。 ・大阪市・産業局等と実施スキームを検討し、R4年度以降の人材マッチングプラットフォームの構築に向けた準備を進めた。 ○新型コロナウイルスの状況を踏まえ、官民連携による「地域協議会」の設置は令和4年度に延期 | 政策企画部 | 企画室推進課 | 12403 |
| 外国人材マッチングプラットフォーム事業 | 中小企業等における外国人材の採用、受入れに関する様々な課題に対応可能な支援機関で構成するプラットフォームを設置し、中小企業からの相談に応じて、支援機関を通じて外国人材のマッチングまでをサポートする。 | 30,000 | | 商工労働部 | 商工労働総務課 | 12404 |
| おおさかメディカルネットの設置 | 外国人患者受入れ体制整備の一環で、「おおさかメディカルネット」として、医療機関・薬局向け支援情報サイト及び外国人向け医療情報サイトを大阪府独自に設置、情報発信しています | 1,093 | ○サイトアクセス件数 ・医療機関・薬局向け支援情報サイト 12,825件 ・外国人向け医療情報サイト 49,812件 | 健康医療部 | 保健医療室 保健医療企画課 | 12405 |
| 多言語遠隔医療通訳サービスの実施 | 外国人患者対応について、府内医療機関及び薬局(調剤業務対応に限る)における外国人患者の受入れが円滑に進むよう、7か国語対応の多言語遠隔医療通訳サービスを実施 | 8,758 | ○利用実績 561件 | 健康医療部 | 保健医療室 保健医療企画課 | 12406 |
| 大阪府外国人患者受入れにおける医療機関向けワンストップ相談窓口の運営 | 外国人患者の受入れに向けた医療提供体制を整備するため、医療機関等から寄せられる、外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題にも対応できる相談窓口を下記のとおり厚生労働省窓口に合わせて設置、運営。 | 6,000 | ○利用実績 12件 | 健康医療部 | 保健医療室 保健医療企画課 | 12407 |
| 小中学校における日本語指導推進事業 | 日本語指導が必要な児童生徒のうち、十分な日本語指導が受けられていない児童生徒が在籍する市町村及び学校への支援を行う。 | 32,231 | ・外国人児童生徒の生活面及び学習面における相談対応の実施 ・日本語指導の充実に向けた市町村及び学校への支援の実施 | 教育庁 | 市町村教育室 小中学校課 | 12408 |
| 日本語教育学校支援事業費 | 日本語指導が必要な生徒数が増加傾向である状況を踏まえ、多部制単位制高校1校を新たに特別校校とし、府内における日本語指導の取組みの中心的な役割を担う予定である。 日本語指導を必要とする生徒が数多く在籍していない府立高校の外国人生徒等への対応として、ICTを活用した日本語教育支援を実施。 | 7,344 | 府立高校については、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター及び多言語学習支援員の配置を行った。 | 教育庁 | 教育振興室 高等学校課 | 12409 |
| ドーンセンター情報ライブラリーの運営(再掲) | 再掲【1-(2)-⑥】 | 24,000のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12410 |
| 情報収集・情報提供 | トラフィックキング(人身売買)禁止条約等国際社会での女性を巡る課題についての情報を収集し、情報提供する。 | - | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12411 |
| ⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進 | | | | | | |
| 「男女共同参画社会の実現をめざす表現のガイドライン」の活用 | 令和3年3月に発行した「男女共同参画社会の実現をめざす表現のガイドライン」を府内市町村や府内各部局に周知し、大阪府が発行する刊行物等について男女平等に立った表現の推進を図る。 | - | ○令和3年3月「男女共同参画社会の実現をめざす表現のガイドライン」発行 ○令和3年11月改訂 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12501 |
| メディアを使用した風俗関係事犯の取締り | メディアを使用したわいせつ事犯に対する取締りを推進する。 | - | 同左 | 警察本部生活安全部 | 保安課 | 12502 |
| ⑥ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供 | | | | | | |
| 府民意識調査結果の周知 | 調査結果をホームページに掲載し、男女共同参画の現状を府民に広く示す。 | - | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12601 |
| 男女共同参画にかかる調査・研究に関する検討 | 府民意識調査の調査手法など、男女共同参画にかかる調査・研究に関して検討を行う。 | - | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12602 |
| ドーンセンター情報ライブラリーの運営 | 男女共同参画関係の図書・資料・AV資料等の収集・閲覧・貸出サービスを行うほか、図書資料等に関する情報相談に応じる。 また、「人材情報データベース」を管理運営するとともに、資料の展示、女性就労支援コーナーの運営(起業や仕事に関する相談窓口の情報提供含む)などの事業を行う。 | 24,000のうち一部事業 | 女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。 ○図書等の貸出し：6,434件 ○情報相談：3,303件 ○ホームページ(トップページ)アクセス件数：267,545件 ○メールマガジン登録者数：952名 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 12603 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|--|---|-----------------------|--|----------------------------|----------------------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 2 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 | | | | | | |
| (1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 | | | | | | |
| ① 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | | | | | | |
| ア 審議会等委員への女性の参画促進 | | | | | | |
| 審議会等への女性の 登用の促進 | 令和7年度末までに、審議会等における女性委員の登用割合を4割以上6割以下(男女いずれか一方の委員が4割未満とならない状態)とするために、引き続き登用の促進を図る。 | — | 審議会等における女性委員の登用状況 34.6% (令和3年4月1日現在) ※法令又は条例を根拠に設置されている審議会等で、それぞれの審議会等において法令等により職務の要件が指定され、選任にあたり、知事に選択の余地がない委員等(職務指定委員)を除外して算出。 委員の任期が、2年未満又は「一定期間内で知事の定める期間」とされている場合において当該期間が2年未満の審議会等は、登用率算定の対象から除外する。 | 府民文化部 総務部 | 男女参画・ 府民協働課 等全部局 人事局人事課 | 21101 |
| 行政委員会委員への 女性の登用の促進 | 府の行政委員会への女性の登用に努める。 | — | 府行政委員会における女性の登用状況 14.8% (令和4年4月1日現在) | 総務部 | 人事局人事課 | 21102 |
| 委員選任のあり方の 検討 | 女性委員の登用を含め、幅広く人材を求めるとい観点から、審議会等の委員選任のありかたについて検討を行う。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 等全部局 | 21103 |
| 市町村における政策 決定への女性参画状 況調査等 | 市町村における審議会委員等への女性登用促進のための資料整備の一環として、市町村における政策決定への女性参画状況調査を行うとともに、女性の登用が促進されるよう、指導、助言を行う。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 21104 |
| ドーンセンター情報 ライブラリーの運営 (再掲) | 再掲【1-(2)-⑥】 | 24,000 のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 21105 |
| イ 大阪府職員・教員等における女性の登用促進 | | | | | | |
| 「大阪府における女 性職員の活躍の推進 に関する特定事業主 行動計画」に基づく 取組の推進 | 「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、採用、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、女性登用に関する取組を進める。 | — | ・採用について、令和4年度当初の女性の採用割合は、全職種で53.1%と約半数。 ・女性登用について、令和4年度当初の課長級以上、主査級以上の職員に占める女性割合は、それぞれ12.7%、26.4% | 総務部 | 人事局人事課 等 | 21106 |
| 「公立学校における 特定事業主行動計 画」に基づく取組の 推進 | 「公立学校における特定事業主行動計画」に基づき、採用、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、働き方改革、女性登用に関する取組を進める。 | — | 同左 | 教育庁 | 教職員室教 職員人事課 教職員企画課 | 21107 |
| 「大阪府警察におけ るワークライフバ ランス等の推進のた めの取組計画」に基 づく取組の推進 | 「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に基づき、働き方改革、仕事と子育て又は介護を両立して活躍できるための支援、女性の採用の拡大等、女性職員の配置・育成・教育訓練及び評価・登用に関する取組を進める。 | — | 同左 | 警察本部警 務部 | 警務課 | 21108 |
| 女性職員の登用促進 | 大阪府(知事部局等)における女性職員を対象とした研修の実施などによる意欲向上や育児休業からの復帰支援、多様な職務従事機会の付与及びキャリア形成に取り組む。 | — | 同左 | 総務部 | 人事局人事課 等全部局 | 21109 |
| 女性教員の登用促進 | 人材の計画的育成に努め、女性教員の管理職への登用について目標を定めて計画的に進める。 | — | 令和4年4月1日に新たに校長・准校長、副校長・教頭へ登用された女性の人数 ○校長・准校長 ・小学校 26人 ・中学校 8人 ・府立学校 9人 ○副校長・教頭 ・小学校 13人 ・中学校 6人 ・府立学校 11人 (小・中学校は大阪市、堺市、豊能地区を除く) ※小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程をそれぞれ含む。 | 教育庁 | 教職員室教 職員人事課 | 21110 |
| 女性警察官の採用・ 登用の拡大 | 大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画において、令和7年度に警察官の定員に占める女性警察官の割合を12%にすることを目標として掲げ、女性警察官の採用・登用の拡大に努める。 | — | 警察官の定員に占める女性警察官の割合 11.0%(育児休業者を含む) (令和3年4月1日現在) | 警察本部警 務部 | 警務課 | 21111 |
| 採用・登用状況の公 表 | 府女性職員・教員の採用、管理職等への登用状況を定期的に公表する。 | — | 府ホームページにおいて公表。 | 総務部 教育庁 人事委員会 事務局 | 人事局人事課 教職員室教 職員人事課 | 21112 |
| ② 企業等における女性の登用促進 | | | | | | |
| OSAKA女性活躍推 進事業 | 女性が持てる能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて、OSAKA女性活躍推進会議と連携しながら、企業経営者等の意識改革に向けた取組のほか、OSAKA女性活躍推進会議の運営等を行う。 | 3,645 | ○OSAKA女性活躍推進会議の開催:1回 ○ドーンセンターで「OSAKA女性活躍推進ドーン de キラリ 2days」を開催(1月) ○「ロールモデルに学ぶ!働く女性のスキルアップ研修」の開催(2回) ○高校・大学等でのライフデザインの描き方セミナーの開催(2カ所) | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 21201 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---|--|----------------|---|-------------|---------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 「男女いきいき・元 気宣言」事業者登 録・認証・表彰制度 | 「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など男女ともい いきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を登 録・認証・表彰することで、先進的な取組を進める事例などに関 する情報を提供するなど、その取組を支援する。 | 336 のうち一部事業 | ○「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度 651社登録 ○「男女いきいきプラス」事業者認証制度 108社認証 ○第4回「男女いきいき事業者表彰」 大賞 1社 優秀賞 4社 (令和3年度末現在) | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 21202 |
| ロールモデル研修の 実施 | ロールモデルのない働く女性に他社の多様なロールモデルとの 交流機会を提供することで、モチベーションアップや離職防止に つなげるとともに、自社内におけるロールモデルの育成を図る。 | 147 | 「ロールモデルに学ぶ!働く女性のスキルアップ研修」(2回) ①10/11(参加者62人うちアーカイブ配信視聴者26人) ②2/17(参加者83人うちアーカイブ配信視聴者44人) | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 21203 |
| ③ 地域・防災分野等への女性の参画促進 | | | | | | |
| 男女のニーズの違い に配慮した災害対策 の推進 | 防災知識の普及啓発や訓練実施の際には、被災時の男女のニーズ の違いなど男女双方の視点に十分配慮することを、大阪府地域防 災計画に位置付けている。また、避難所の管理運営にあっても 男女のニーズの違いに配慮することについて、大阪府地域防災計 画及び避難所運営マニュアル作成指針に位置付けており、市町村 の計画修正やマニュアル作成の支援・促進を通じ、その実施を市 町村に働きかける。 | - | 同左 | 政策企画部 | 危機管理室 防災企画課 | 21301 |
| | | | | 政策企画部 | 危機管理室 災害対策課 | |
| 住民の自助・共助に よる地域防災活動の 促進 | 男女共同参画の視点を活かした防災啓発活動を展開するととも に、土木事務所と協力し、自主防災組織リーダー育成研修の実施 により自主防災組織の活性化等に取り組む。 | 500 | 自主防災組織リーダー育成研修 開催:8地域で各1日開催 参加者数:299人(うち女性43人) | 政策企画部 | 危機管理室 防災企画課 | 21302 |
| 地域防災力強化に向 けた自主防災組織の 活動支援 | 令和3年度より住民の自助・共助による地域防災活動の促進事業へ 統合(再編) | - | 令和3年度より住民の自助・共助による地域防災活動の促進事業へ統合(再編) | 政策企画部 | 危機管理室 防災企画課 | 21303 |
| まちづくりにおける 方針決定の場への女 性の参画促進 | 審議会等への女性委員の登用を行うなど、まちづくりにおける方 針決定の場への女性の参画を促進する。 ○都市計画審議会 ○住生活審議会 ○開発審査会 ○建築審査会 ○まちづくり促進事業財産評価審査会 ○景観審議会 ○福祉のまちづくり審議会 | - | ○都市計画審議会 委員数11名 (うち女性委員4名) (ただし、職務指定(19名)を除く) 登用割合 36.4% ○住生活審議会 委員数20名 (うち女性委員8名) (令和3年11月に審議会名称と担任事務を変更) ○開発審査会 委員数7名 (うち女性委員3名) 登用割合42.9% ○建築審査会 委員数7名 (うち女性委員3名) 登用割合42.9% ○まちづくり促進事業財産評価審査会 委員数3名 (うち女性委員1名) 登用割合33.3% ○景観審議会 委員数7名 (うち女性委員3名) (ただし、職務指定(9名)を除く) ○福祉のまちづくり審議会(H24.11.1設置) 委員数5名(うち女性委員2名) (ただし、職務指定(25名)を除く) 登用割合40.0% (※R3.12.14第11回審議会開催時点) | 大阪都市計 画局 | 計画推進室 計画調整課 | 21304 |
| | | | | 大阪都市計 画局 | 拠点開発室 タウン推進 課 | |
| | | | | 都市整備部 | 居住企画課 | |
| | | | | 都市整備部 | 建築指導室 審査指導課 | |
| 女性のための相談事 業(再掲) | 再掲【4-(2)-①】 | 25,004 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 21305 |
| 市町村における相談 事業への支援 | 市町村における女性相談の相談員等を対象に、相談対応力の向上 のための研修やブロック会議等を開催する。 | 25,004の一部 | ○市町村ブロック会議開催:7回 ○市町村相談員研修(1回)・スキルアップ研修(2回)の開催 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 21306 |
| (2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成 | | | | | | |
| ① 企業等での登用促進に向けた女性の人材育成 | | | | | | |
| 若年女性のための新 たな人材育成プログ ラム(しごとカプログ ラム) | 28年度に開発した人材育成プログラムを用いて、採用され、働き 続けるために必要な力(しごと力)を養成し、女性の再就職や離 職防止等、更なる女性の活躍につなげる。 | - | ○求職者向けセミナー のべ 38名 ○在職者向けセミナー のべ 42名 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 22101 |
| 職業能力開発の促進 (女性の人材育成) | ○職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができ るよう、府立高等職業技術専門学校等で職業訓練を実施する。ま た、夕陽丘高等職業技術専門学校において「ひとり親家庭の親・優 先枠(1科5人・年10人)」を設ける。 ○新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするた めに実施する在職者向けの「テクノ講座」(府内5か所の高等職業 技術専門学校等で実施)のうち女性の就業者が比較的少ない職種に関 連する講座に女性優先枠を設ける。 ○委託訓練事業においては、就労経験のない又は就労経験に乏し いひとり親家庭の父母等を支援するため、令和2年度より知識等 習得コースの全ての科目に「ひとり親家庭の父母優先枠(定員の 内、5名の優先枠)」を設けている。また、今年度からは、企業 実習付コースの全ての科目にも優先枠(定員の内、3名)を設け る。 | - | ○ひとり親家庭の親・優先枠 応募者数5人 内4人入校 ○在職者向けのテクノ講座 優先枠定枠42人(コース数33コース) (参考)テクノ講座における女性の受講者数213人 ○委託訓練事業 設定優先枠780人(156コース) 応募者数326人 | 商工労働部 | 雇用推進室 人材育成課 | 22102 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|------------------------------|--|-------------------|---|-------|----------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| OSAKA女性活躍推進事業(再掲) | 再掲【2-(1)-②】 | 3,645 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22103 |
| ロールモデル研修の実施(再掲) | 再掲【2-(1)-②】 | 147 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22104 |
| キャリア教育の推進(再掲) | 再掲【1-(1)-①-イ】 | - | 同左 | 教育庁 | 教育振興室 高等学校課 | 22105 |
| 生徒・学生などを対象としたライフデザインセミナー(再掲) | 再掲【1-(1)-①-イ】 | 151 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22106 |
| ② 理工系分野等の女性の人材育成 | | | | | | |
| 職業能力開発の促進(女性の人材育成)(再掲) | 再掲【1-(2)-①】 | 15,671 | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 人材育成課 | 22201 |
| キャリア教育の推進(再掲) | 再掲【1-(1)-①-イ】 | - | 同左 | 教育庁 | 教育振興室 高等学校課 | 22202 |
| 女性医師等就労環境改善事業 | 女性医師等の離職防止や定着を図るため、勤務環境の改善や復職支援への取組を実施する医療機関に対し、補助する。 | 152,370 | 補助対象医療機関：44機関 補助額：127,313千円 | 健康医療部 | 保健医療室 医療対策課 | 22203 |
| ③ 多様な選択を可能とする学習機会の提供 | | | | | | |
| 人材育成・啓発講座事業(再掲) | 再掲【1-(2)-①】 | 3,452のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22301 |
| 女性のための相談事業(再掲) | 再掲【4-(2)-①】 | 25,004 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22302 |
| 市町村における相談事業への支援(再掲) | 再掲【2-(1)-③】 | 25,004の一部 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22303 |
| ドーンセンター情報ライブラリーの運営(再掲) | 再掲【1-(2)-⑥】 | 24,000のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 22304 |
| 3 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進 | | | | | | |
| (1) 職業生活における活躍支援 | | | | | | |
| ① 男女雇用機会均等の更なる推進 | | | | | | |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載 | 「労働契約」、「解雇」、「雇止め」、「退職」、「未払賃金」等の基本的知識や問題が起こった際の対処方法、女性が働くうえで必要な労働に関する基礎知識等についての啓発冊子を作成・配布。 | - | ○「働く前に知っておくべき13項目」：30,000部作成・配布 ○「働く人・雇う人のためのトラブル防止Q&A」：1,000部作成・配布 ○「職場のためのハラスメント防止・対応ハンドブック」：800部作成・配布 ○「女性のための働くルールBOOK」：ホームページにて掲載し、周知用チラシ60,000部作成・配布 ○「労働組合のいろは」：ホームページにて掲載 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31101 |
| 労働相談の実施 | 府民が抱える労働条件やセクシュアルハラスメント等に係る疑問、悩みに対し、電話と面談により情報提供やアドバイスを行う。 | - | 相談件数：10,623件 (うち、女性5,986件) | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31102 |
| 労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣 | 労働相談事例を踏まえ、労働契約、労働条件などの労働法の基本理解や、職場のハラスメント(セクハラ、パワハラ)防止などを図る研修に講師を派遣する。 | - | 12回実施、受講者数281人 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31103 |
| 労働関係調査の実施 | 府内民営事業所における雇用形態別の労働者数を把握するとともに、時間外労働の状況や同一労働同一賃金など働き方改革関連法に関することや、新型コロナウイルス感染症が雇用にも与える影響を調査し、本府労働施策等の基礎資料とするほか、今後の労働環境改善に関する事業展開の参考に資する。 | 1,974 | 調査票発送数 6,000事業所 (うち回収1,739事業所) ○調査結果報告書作成・配付 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31104 |
| 個別労使紛争解決支援制度の実施 | 労働条件やセクシュアルハラスメント等の個別労使紛争に対し、相談からあっせんまでを行う紛争解決支援制度を実施する。 | - | 取扱事業数：19件 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31105 |
| 人材育成・啓発講座事業(再掲) | 再掲【1-(2)-①】 | 3,452のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 31106 |
| ② 女性の就業支援 | | | | | | |
| ア 女性の就業支援 | | | | | | |
| OSAKAしごとフィールド運営事業 | OSAKAしごとフィールドにおいて、育児等の家庭と仕事を両立したい女性に対して、就職・保育所探しに関する相談コーナーの運営や、民間保育所と連携した就職活動中の一時保育サービスを提供し、女性の就職活動を支援する。 (※予算はOSAKAしごとフィールド運営事業費全体の額を記載) | 92,268 | ○働くママ応援コーナーを利用した方の就職者数 181名 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 31201 |
| 潜在求職者活躍支援プロジェクト | 具体的な就職活動をしていない女性や、キャリアブランクのある女性に対して就業支援の場へ誘導し、セミナー等を実施することで就業意欲を喚起し、就業につなげる。 | 30,034 | ○潜在求職者活躍支援プロジェクトでの就職者数 2,204名 ○潜在求職者を掘り起こすイベント：1回 参加者：803名 ○セミナー：24回 参加者：1,838名 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 31202 |
| OSAKA人材活躍推進事業 | 「製造関連」「運輸関連」「建設関連」「インバウンド関連」の4分野の企業への女性の就職を推進するため、スキルアップ講座や仕事体験、企業との交流会等を実施するとともに、これら企業における人材確保と離職防止のため、職場環境の改善と魅力発信向上に資する取組を支援する。 | 255,930 | 大阪府内に事業所を抱える製造・運輸・建設・インバウンド関連分野への正社員就職者数：924名 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 31203 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|------------------------------------|--|------------------------|---|-------------------------|--|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 大阪人材確保推進会議 | 「製造関連」「運輸関連」「建設関連」「インバウンド関連」の4分野において、働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力し、業界及び当該業界の企業のイメージアップと人材確保を図る。 | — | ・会議の開催：1回 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 31204 |
| 女性キャリア継続応援事業 | 女性安心して働き続けていくための啓発冊子（育児・介護と仕事の両立に欠かせない！応援ガイドブック）の作成・配布及び、職場における育児・介護休業等への理解促進を進め女性の離職を防止するためのセミナーなどを通じた啓発により、女性の就業継続を支援する。 | 831 | ○「育児・介護と仕事の両立のための応援ガイドブック」：ホームページにて掲載するとともに、冊子1.5万部作成・配布 ○セミナー開催 実施回数2回 参加者28名 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31205 |
| OSAKAしごとフィールド女性活躍推進事業 | ○府内の相談機関のネットワーク化を図ることで、女性の就業や就業継続を支援することを目的に、必要な人的確に情報を届けるためのワンストップ相談会を開催する。 (※予算は潜在求職者活躍支援プロジェクト事業費全体の額を記載) | 30,034 | ○相談会の開催：12回 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 31206 |
| OSAKA女性活躍推進事業（再掲） | 再掲【2-（1）-②】 | 3,645 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 31207 |
| イ 起業、再就職支援 | | | | | | |
| OSAKAしごとフィールド運営事業（再掲） | 再掲【3-（1）-②-ア】 | 92,268 | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 31208 |
| 潜在求職者活躍支援プロジェクト（再掲） | 再掲【3-（1）-②-ア】 | 27,860 | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 31209 |
| 主体的に農業経営に関わる女性農業者の育成 | 女性の新規就農者の確保育成を進めるとともに、就農済みの女性農業者に対しては、女性の意識改革や活躍促進につながるセミナーへの参加を促すなど取組を進める。 | — | 同左 | 環境農林水産部 | 農政室推進課 | 31210 |
| ドーンセンター情報ライブラリーにおける女性就労支援コーナーの運営 | 再就職を希望する女性を対象に、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援するため、大阪府立男女共同参画・青少年センターの情報ライブラリー内に「女性就労支援コーナー」を設置し、運営する。 | 24,000 のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 31211 |
| 創業支援事業（大阪起業家グローイングアップ）（実施主体：大阪産業局） | ビジネスプランコンテスト等を通じた有望起業家の発掘、大阪府からの補助金の支給、ビジネスプランから成長過程までの一貫したハズオン支援を組み合わせることで、起業家の着実な成長を支援する。（実施主体：大阪産業局） | 4,000 | 第14回ビジネスプランコンテスト ・書類審査通過者10名 ・受賞者3名 第15回ビジネスプランコンテスト ・書類審査通過者8名 ・受賞者3名 | 商工労働部 | 中小企業支援室 商業・サービス産業課 | 31212 |
| 中小企業向け開業サポート資金 | 創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または業歴の浅い方向けの融資制度。（女性創業者への金利優遇あり） | 1,216,000 (預託額の予算額) | 融資実績 246件 1,373,970千円 預託額 982,500千円 | 商工労働部 | 中小企業支援室 金融課 | 31213 |
| ウ 官民連携による機運の醸成・啓発 | | | | | | |
| OSAKA女性活躍推進事業（再掲） | 再掲【2-（1）-②】 | 3,645 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 31214 |
| 都道府県推進計画の策定とその推進 | 「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」と一体的に策定した、女性活躍推進法第6条に基づく都道府県推進計画について、取組を推進する。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 31215 |
| 公共調達検討 | 公共調達における公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、国で検討されている総合評価落札方式等の取組状況を踏まえ、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注機会の増大に必要な施策の実施について検討する。 | — | ○「男女いきいき・元氣宣言」事業者登録制度に加え、新たに「男女いきいきプラス」認証制度、「男女いきいき事業者表彰」制度を運用する中で、公共調達制度についても検討を重ねた。 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 31216 |
| 「一般事業主行動計画」の策定・実施の促進 | 一般事業主行動計画の策定について、国機関とも連携しながら、労働者数300人以下の企業を対象に、一般事業主行動計画の策定を呼びかける。 | — | | 府民文化部 商工労働部 商工労働部 | 男女参画・ 府民協働課 雇用推進室 労働環境課 雇用推進室 就業促進課 | 31217 |
| 人材育成・啓発講座事業（再掲） | 再掲【1-（2）-①】 | 3,452のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 31218 |
| ③ ハラスメントの防止 | | | | | | |
| セクシュアル・ハラスメント防止の啓発 | 職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発を行う。 | — | 「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」の配布 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31301 |
| 労働相談の実施（再掲） | 再掲【3-（1）-①】 | — | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31302 |
| 個別労働紛争解決支援制度の実施（再掲） | 再掲【3-（1）-①】 | — | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31303 |
| 労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣（再掲） | 再掲【3-（1）-①】 | — | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 31304 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|--|--|----------------|---|---------|-------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 人材育成・啓発講座事業(再掲) | 再掲【1-(2)-①】 | 3,452のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 31305 |
| 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応 | 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」、及び教育委員会が制定した「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、ハラスメントに関する府職員への啓発・研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対応を講じることにより、所属長等管理監督者はもとより職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しい理解のもとに十分な認識をもって、すべての職場でハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。 | - | ○大阪府職員向け「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○大阪府職員向け「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○研修の実施 ・新任課長補佐級職員研修、新任課長級職員研修 修了者：245人 ○大阪府教職員向け「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○大阪府教職員向け「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」の徹底 ○相談窓口の設置 従来の相談窓口に加え、職員総合相談センターと連携し、相談に応じた。 | 総務部 | 人事局企画厚生課 | 31306 |
| | | | | 総務部 | 人事局人事課 | |
| | | | | 教育庁 | 教育振興室高等学校課 | |
| | | | | 教育庁 | 教職員室教職員人事課 | |
| 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の趣旨の周知徹底(再掲) | 再掲【4-(1)-④-エ】 | - | 同左 | 教育庁 | 教育振興室高等学校課 | 31307 |
| | | | | 教育庁 | 教育振興室支援教育課 | |
| | | | | 教育庁 | 市町村教育室小中学校課 | |
| ハラスメント防止対策の推進 | 大阪府警察ハラスメント対策要綱に基づき、あらゆるハラスメントの防止・排除のための執務資料の作成・教養等を行い、職員がその能力を十分に発揮できるような良好な勤務環境の確保に努める。 | - | 定期的な教養資料の配布、各種会議における幹部の指示、各種研修における担当者による講義等を通じてハラスメントに対する正しい認識の醸成を図り、ハラスメント防止対策を講じた。 | 警察本部警務部 | 警務課 | 31308 |
| (2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 | | | | | | |
| ① 時間的、場所的な制約を前提とした働き方の見直しと多様な働き方の促進 | | | | | | |
| ア 長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの推進 | | | | | | |
| 中小企業労働環境向上促進事業 | 地域の中小企業における労働環境の向上を図るため商工会・商工会議所、市町村等との連携のもと中小企業の事業主、人事労務担当者・労働者対象のセミナーを開催。 | 1,150 | 実施回数：11回 受講者数：305人 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 32101 |
| 労働情報発信ステーション事業 | 府内地域で、職場のハラスメントを中心とした労働相談会を市町村等と連携して実施し、労働相談機能の向上、労働相談、労働関係法令の周知・啓発を図る。 | - | 実施回数36回 相談45人、情報提供数2,714件、セミナー受講31人 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 32102 |
| ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業 | 11月を「ノーマルデー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」と設定し、中小企業・小規模事業者を対象に、長時間労働の是正や年次有給休暇の積極的な取得を働きかけワーク・ライフ・バランスの実現、休み方改善を含めた「働き方改革」の気運の醸成を図る。併せて対象企業の経営者、労働者が新たな法制度の理解と円滑な対応を行えるよう法や制度の周知啓発を行う。 | - | ○知ろう！学ぼう！働く楽しさ&働くお悩み相談イベント 個別相談ブース設置 実施回数4回 情報提供数2,080件 相談件数19件 ○「ワークライフバランス実現シンポジウム」(11/26実施) 行政・経済団体・学界・企業、各方面からのWLBの取組みを発表するとともに、ワーク・ライフ・バランス実現に向けたパネルディスカッションを実施 参加者数：111人 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 32103 |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載(再掲) | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 32104 |
| 労働時間短縮の促進 | これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があるため、労働時間短縮の普及を行う。 | - | 「ノーマルデー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」において、経済団体や労働団体を通じてその傘下企業に労働時間短縮の周知を図った。 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 32105 |
| OSAKA女性活躍推進事業(再掲) | 再掲【2-(1)-②】 | 3,645 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 32106 |
| 「男女いきいき・元氣宣言」事業者登録・認証・表彰制度(再掲) | 再掲【2-(1)-②】 | 336のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 32107 |
| 女性医師等就業環境改善事業(再掲) | 再掲【2-(2)-②】 | 152,370 | 同左 | 健康医療部 | 保健医療室医療対策課 | 32108 |
| 「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づく取組の推進(再掲) | 再掲【2-(1)-①-イ】 | - | 同左 | 総務部 | 人事局人事課 等 | 32109 |
| 「公立学校における特定事業主行動計画」に基づく取組の推進(再掲) | 再掲【2-(1)-①-イ】 | - | 同左 | 教育庁 | 教職員室教職員人事課 | 32110 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|--|--|----------------|---|----------|------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 「大阪府警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」に基づく取組の推進（再掲） | 再掲【2-(1)-①-イ】 | - | 同左 | 警察本部警務部 | 警務課 | 32111 |
| 男性職員の育児休業取得促進 | 職員一人ひとりが、男女ともに育児に参画する重要性を認識するため、「大阪府特定事業主行動計画」（教育委員会の場合は、「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」）に基づき、研修等による啓発など組織的な対策を講じる。 また、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、関係条例等を改正するとともに、子育て支援サイトのリニューアルなど、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進める。 | - | ○育児休業の取得経験のある男性職員の育児体験紹介(採用2年目の職員研修内) ○研修の実施 ○休暇取得促進のための「5つの取組み」を継続 ・子育て職員応援シートの活用 ・男性職員の連続休暇取得モデルパターンの紹介 ・啓発冊子の配布 等 | 総務部 | 人事局企画厚生課 | 32112 |
| | | | | 教育庁 | 教育総務企画課 | |
| 育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休業制度 | 男女がともに家庭責任を担いつつ、職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を図るため、育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休業制度の運用を行う。 | - | 同左 | 総務部 | 人事局企画厚生課 | 32113 |
| | | | | 教育庁 | 教育総務企画課 | |
| 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限 | 小学校就学の始期に達しない子を養育する職員又は家族の介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限することにより、引き続き職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を行う。 | - | 同左 | 総務部 | 人事局企画厚生課 | 32114 |
| | | | | 人事委員会事務局 | | |
| | | | | 教育庁 | 教育総務企画課 | |
| 配偶者の出産時における男性職員による子の養育休暇 | 職業生活と家庭生活の両立支援のため、配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合、男性職員が特別休暇を取得できる環境整備を行う。 | - | 同左 | 総務部 | 人事局企画厚生課 | 32115 |
| | | | | 人事委員会事務局 | | |
| | | | | 教育庁 | 教育総務企画課 | |
| 子の看護のための休暇 | 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備の推進を図るため、中学校就学の始期に達しない子を養育する職員が当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇(子の看護のための休暇)の運用を行う。 | - | 同左 | 総務部 | 人事局企画厚生課 | 32116 |
| | | | | 人事委員会事務局 | | |
| | | | | 教育庁 | 教育総務企画課 | |
| 年次休暇の取得促進 | 子育てを職場としてサポートしていく観点から、年次休暇の取得を促進して、子育てのための時間づくりや職員の仕事と生活の調和の実現を推進する。 | - | ○全庁一斉のゆとり週間（8月）の実施 ○部局独自のゆとり週間（7月もしくは8月） ○ゆとり推進月間（11月）の実施 | 総務部 | 人事局企画厚生課 | 32117 |
| | | | | 人事委員会事務局 | | |
| | | | | 教育庁 | 教育総務企画課 | |
| 女性警察職員の育児休業者が配置されていたポストへの後任者配置の実施 | 育児休業に伴う欠員による職場の負担を軽減し、職員が安心して出産、育児に専念できる環境の構築を図るため、女性警察官が育児休業等を取得する際に後任配置を推進する。女性一般職員については、産前休暇を取得する際に常勤職員の後任配置または賃金職員による代替措置を行い、その後育児休業を取得する際に常勤職員の後任配置を推進する。 | - | 女性一般職員については、育児休業等を取得した際に、可能な限り常勤職員の後任配置または賃金職員による代替措置を行った。 | 警察本部警務部 | 警務課 | 32118 |
| イ 多様で柔軟な働き方の実現と公正な待遇の確保 | | | | | | |
| テレワークサポートデスク事業 | 昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延対策や多様な働き方が求められる中、テレワークの導入はもとより、それを定着させるための支援が必要である。関係機関と連携し、テレワークの導入から定着までを総合的にサポートする。 | - | ○相談件数 ・環境整備等のハード面：45件 ・労務管理等のソフト面：10件 ・その他：6件 計61件 ○セミナー 13回実施 のべ120名 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 32119 |
| ホームワークサポート事業 | ・内職等の在宅就業を希望する就職困難者等（子育て中の親、障がい者等）への就業支援策として、ポータルサイト「おおさか在宅ワーク支援ナビ」による在宅就業情報の収集・提供及び電話相談の実施 ・子育て中の親を対象に、一般就労移行の支援としてOSAKAしごとフィールドなどの就労移行支援機関を紹介 | 2,405 | ○ポータルサイトアクセス件数 60,779件 ○電話相談 1,875件 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 32120 |
| 国の税制等に関する情報収集 | 商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度に関する情報収集に努める。 | - | 商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度に関する情報収集に努めた。 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 32121 |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載（再掲） | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 32122 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|-----------------------|---|--|--|-------|----------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| ② 仕事と子育てとの両立支援 | | | | | | |
| ア 仕事と子育てが両立できる環境整備の促進 | | | | | | |
| OSAKA女性活躍推進事業（再掲） | 再掲【2-(1)-②】 | 3,645 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 32201 |
| 保育所等整備事業 | 子ども総合計画に基づき、待機児童解消のため、保育所等を整備する市町村を支援する。 | 4,687,114 | 1市で創設1か所整備（指定都市・中核市分は除く） | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32202 |
| 多様な保育サービスの推進 | 保育ニーズに応じた多様な保育サービスを推進する市町村に対し助成する。 ○延長保育事業 延長保育需要に対応するため、保育所等において、通常の開所時間を超えた保育を実施する。 ○病児保育事業 病院等に付設された専用スペース又は地域の児童を対象に保育所等に付設された専用スペースにおいて病気の児童又は病気回復期の児童の一時保育を実施する。また、保育所等に通う児童が急に体調不良になった場合に、看護師等が緊急に対応できる体制を確保する。 | 延長保育事業： 433,042 病児保育事業： 1,071,009 | ○1213か所実施 ○558か所実施 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32203 |
| キンダーカウンセラー事業（再掲） | 再掲【3-(2)-②-イ】 | 40,500 | 同左 | 教育庁 | 私学課 | 32204 |
| 国家戦略特別区域限定保育士試験 | 平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、保育士登録後3年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度が創設。 この試験は、前期（4月～7月）、後期（10月～12月）に全国で行われる試験に加えて、後期試験において通常試験と同時に実技試験に代えて保育実技講習会による試験として実施するもの。 | 14,367 | 国家戦略特別区域限定保育士試験 合格者：350名（受験申請者1,339名） | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32205 |
| 放課後児童クラブへの助成事業 | 昼間家庭に保護者がいない小学校に就学している児童に対し、遊びを主とした健全育成活動を行う放課後児童クラブを設置・運営する市町村に対して助成する。 | 4,021,639 | 1,776支援の単位で実施 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32206 |
| 放課後児童クラブ整備事業 | 市町村等が放課後児童健全育成事業を実施するために、放課後児童クラブを新たに設置する場合や学校の余裕教室の改修・備品の更新等を行う場合に助成を行い、放課後児童クラブの整備を図る。 | 158,868 | 261か所整備 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32207 |
| 企業主導型保育事業推進事業 | 令和3年度で事業終了 | — | — | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支 | 32208 |
| 企業主導型保育事業推進事業施設の利用促進 | 女性が働きやすい環境整備と待機児童の早期解消を実現するため、企業主導型保育施設の利用を促進する取り組みを実施。 | 30,243 | ○セミナー等：18回（のべ920名参加） ○共同利用支援社数：24社 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 32209 |
| 病院内保育所運営費補助事業 | 病院における医療従事者の確保・定着を図るため、医療従事者の乳児・幼児を預かる病院内保育施設の設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。 | 339,028 | 令和3年度事業実績 補助対象施設数：91か所 | 健康医療部 | 保健医療室 医療対策課 | 32210 |
| 大阪保育士・保育所支援センター事業 | 保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）に対し、現場復帰に必要となる研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行う。 | 12,672 | ○保育士・保育所支援センター 登録者数（3月末時点） 2,607名 就職人数 173名 セミナー 3回実施 参加者 145名 保育所等職場体験実施 参加者 9名 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32211 |
| イ 地域における子育て支援策の充実 | | | | | | |
| 子ども家庭センターの運営（再掲） | 再掲【4-(1)-⑤】 | 381,451 | 同左 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 32212 |
| 産前・産後母子支援事業 | 特定妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院等にコーディネーター及び看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。 | 9,876 | 住まいを提供し行う支援 11件 支援機関との連携・コーディネーション 41件 電話等による相談支援 30件 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 32213 |
| ファミリー・サポート・センター事業の実施 | 地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織を設立し、会員相互で地域において育児に関する相互援助活動を行う事業。（実施主体：市町村） | 77,824 | 29市町で実施 （大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く） | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32214 |
| 地域子育て支援拠点事業の実施 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業。（実施主体：市町村） | 969,448 （重層的支援体制整備事業対象市町：豊中市、枚方市、高石市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、太子町を除く） | 167か所 （大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く） | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32215 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---|--|----------------|---|-----------|---------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 子育て短期支援事業の実施 | 保護者の疾病、その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行う事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)。(実施主体：市町村) | 9,138 | ○ショートステイ 33市町村で実施(うち活用実績21市町) ○トワイライト 19市町村で実施(うち活用実績1市) (大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く) | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 32216 |
| 広域連携・官民連携による子育て支援事業(「関西子育て世帯応援事業(まいど子どもカード)」) | 子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成するために、企業等の協賛により、シンボルマークのついた携帯電話画面や会員証(カード)など店舗で提示することで、割引・特典などのサービスが受けられる「まいど子どもカード」(平成19年10月開始)を展開する。 | 8,527 | 同左 | 福祉部 | 子ども家庭局子ども青少年課 | 32217 |
| 新子育て支援交付金 | 子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業に対し、当該交付金を交付する。 | 2,995,549 | 令和3年度交付確定額 2,953,184千円 | 福祉部 | 子ども家庭局子ども青少年課 | 32218 |
| 少年相談活動の推進 | 子育ての悩み、子どもの非行問題等について、保護者等へのきめ細かな助言・指導等を行う。 | 3,022 | 令和3年中の保護者等相談件数 1801件 | 警察本部生活安全部 | 少年課 | 32219 |
| 保護者等支援教室の実施 | 保護者、学校関係者、地域住民等に対し、少年の非行や犯罪被害の現状等の様々な情報を発信し、家庭や地域社会における非行防止機能の向上を促進する。 | — | ○令和3年度の保護者等支援教室の実施 11回632人 | 警察本部生活安全部 | 少年課 | 32220 |
| 教育相談 | 児童生徒、保護者、教職員等からの教育に関する多様な相談に、電話・電子メール及び面談により対応する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○集中電話相談の実施 ○インターネットによるメール相談の実施 いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒からの相談に、SNS等を活用して相談に対応する。 | 58,352 | ○総相談件数 : 5,881件 ・電話相談 : 2,687件 ・来所相談 : 356件 ・Eメール相談 : 1,527件 ・LINE相談 : 1,311件 ・24時間電話相談 : 1,306件 | 教育庁 | 教育センター | 32221 |
| キンダーカウンセラー事業 | 私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園が、幼稚園と家庭・地域との連携を図りながら、子育て支援の役割を果たすため、地域の保護者等を対象に実施する子育て相談事業に対し助成する。 | 40,500 | 127園で実施 | 教育庁 | 私学課 | 32222 |
| 教育コミュニティづくり推進事業 | 「学校支援活動」「おおさか元気広場」「家庭教育支援」の3つの活動を、各地域の課題やニーズに応じて市町村が実施することにより、教育コミュニティづくりの一層の推進を図る。 (実施主体：市町村) | 58,084 | ○学校支援活動の実施 ・104/160中学校区で事業を活用(全中学校区において実施) ※政令市・中核市を除く ○おおさか元気広場の実施 ・255/331小学校区で事業を活用 ※政令市・中核市を除く ○家庭教育支援の実施 ・15市町で事業を活用 ※政令市・中核市を除く | 教育庁 | 市町村教育室地域教育振興課 | 32223 |
| 公園の整備 | 子どもの遊びや運動の場となる公園等の整備、自然に親しむイベント等の実施などに取り組む。 | — | 久宝寺緑地等において遊具の改修を行った。 | 都市整備部 | 公園課 | 32224 |
| (3) 男性の家事・育児等への主体的取組の促進 | | | | | | |
| ① 男性の家事・育児等への主体的取組の促進 | | | | | | |
| 人材育成・啓発講座事業(再掲) | 再掲【1-(2)-①】 | 3,452のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 33101 |
| OSAKA女性活躍推進事業(再掲) | 再掲【2-(1)-②】 | 3,645 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 33102 |
| 男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラムの活用促進(再掲) | 再掲【1-(2)-②】 | 330 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 33103 |
| 労働時間短縮の促進(再掲) | 再掲【3-(2)-①-ア】 | — | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 33104 |
| 育児体験教育の実施(再掲) | 再掲【1-(2)-②】 | — | 同左 | 教育庁 | 教育振興室高等学校課 | 33105 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|--|--|-------------------|---|----------------------------------|---|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 4 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備 | | | | | | |
| (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | | | | | | |
| ① 女性に対する暴力を容認しない意識の醸成 | | | | | | |
| 女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業) | 暴力を許さない社会の意識づくりを図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、各種啓発事業を実施する。 | 173のうち 一部事業 | ○「女性に対する暴力をなくす」運動期間における啓発活動の実施 ・パブルライトアップ(11月12日～25日) ドーンセンター、太陽の塔、府立中之島図書館、ピースおおさか、キタハマミズム(北浜テラス)、天保山大観覧車、レッドホースオオサカホール(EXPOCITY大観覧車)、岸和田城、豊中市立文化芸術センター、吹田市立男女共同参画センター、茨木市立男女共生センターローズWAM、和泉市役所本庁舎、和泉シティプラザ、藤井寺市役所本庁舎、藤井寺市立生涯学習センター(アイセル シュラ ホール)、貝塚市ひと・ふれあいセンター、枚方市平和の鐘「カリヨン(ヒラリヨン)」、東大阪市花園ラグビー場、天野山金剛寺、大阪狭山市役所本庁舎 ・ダブルリボンキャンペーン ガンバ大阪選手によるメッセージ動画の放映 ・ホームページによる啓発 女性に対する暴力をなくす運動期間の府・市町村の取組を掲載 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41101 |
| DV被害者の地域支援者養成講座 | DV被害者の支援に従事する方がDVに関する基礎的知識や被害者支援に関する専門的・実践的な知識を習得できるよう「DV被害者の地域支援者養成講座」を開催する。 | — | ○基礎講座 動画配信 参加者124名 ○DV被害の理解と支援 1日間 参加者11名 ○DV被害者相談技術研修～DVを伝える 1日間 参加者 34名 ○DV被害者相談技術研修～効果的な相談を行うための事例ワーク 1日間 参加者 31名 ○DV等支援体制強化研修～シンポジウム 動画配信 参加者91名 | 福祉部 府民文化部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 男女参画・ 府民協働課 | 41102 |
| 女性に対する暴力対策事業(大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営) | 関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施することを目的に府関係機関等の連携強化を図る。 | 173のうち 一部事業 | ○庁内関係部局15課5所で構成 ・実務担当者会議の開催：1回 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41103 |
| 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営 | 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。 | — | 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図った。 ・セミナーの開催：1回 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41104 |
| 大阪府・市町村配偶者等からの暴力対策所管課長会議の運営(再掲) | 再掲【4-(1)-②】 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41105 |
| 市町村ブロック会議の開催(再掲) | 再掲【4-(1)-②】 | 25,004のうち 一部事業 | | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41106 |
| 市町村相談員等を対象とした研修会の開催 | 市町村相談員等を対象とした研修会(1回)及びスキルアップ研修(2回)を実施。 | 25,004のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41107 |
| 市町村配偶者等からの暴力対策所管課ブロック会議の運営 | 配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が推進されるよう必要な助言や情報提供を行うとともに、被害者の支援が円滑に実施されるよう、府と市町村間や市町村相互の連携を深める。 | — | 同左 | 福祉部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 | 41108 |
| こどものエンパワメント支援指導事例集の活用(再掲) | 再掲【4-(1)-③】 | — | 同左 | 教育庁 | 市町村教育 室小中学校 課 | 41109 |
| 性犯罪被害防止等のための啓発事業 | 性犯罪被害を防止し、警察への被害の相談や申告のハードルを下げて申出を促すための各種広報啓発及び情報発信を実施する。 | — | 府警ホームページ内に「はい、性犯罪被害110番です!」と題するページを設け、性犯罪被害に遭った際の対応Q A、性犯罪被害届出促進動画、相談電話番号案内動画を掲載した。 府内74大学で構成する「防犯キャンパスネットワーク大阪(H25.9.30発足)」への性犯罪情報の提供により、情報の共有化を図りながら、女子学生の自主防犯行動の促進を図った。また、あまちメール、府警ホームページを活用し、犯罪の発生状況、防犯対策等の情報提供を行い、府民の防犯意識の高揚を図るとともに、教育委員会を通じて、小中学生に対する性犯罪被害防止のための広報啓発を実施した。 | 警察本部刑 事部 警察本部生 活安全部 | 捜査第一課 府民安全対 策課 | 41110 |
| ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 | | | | | | |
| 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」の推進 | 令和4年3月に策定した「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」に基づく諸施策を推進する。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41201 |
| 配偶者からの暴力被害者の一時保護委託事業の実施 | 配偶者暴力防止法第3条に基づく被害者の一時保護を府内の社会福祉施設等に委託して実施する。 | 36,016 | 配偶者からの暴力被害者一時保護(189件)のうち委託件数 153件 | 福祉部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 | 41202 |
| 一時保護事業の実施 | 夫の暴力などで保護を必要とする女性のために女性相談センター等において一時保護事業を行う。 | 8,320 | 一時保護件数 259件 (うち、配偶者暴力防止法第3条に基づく一時保護件数 189件) | 福祉部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 | 41203 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|-------------------------------------|--|----------------|--|--------------|---------------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 一時保護所(女性相談センター)への心理療法担当職員の配置 | 精神的に非常に不安定な状況にあるDV被害者の心のケアを行うため、非常勤の心理療法担当職員を配置する。 | 3,646 | 精神的に非常に不安定な状況にあるDV被害者の心のケアを行うため、非常勤の心理療法担当職員を配置。 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41204 |
| DV被害者自立支援(ステップ・ハウス)事業 | 配偶者からの暴力被害者向け一時使用のための府営住宅の住戸の提供(平成17年度実施)を受けて、生活用品の貸与を行い、被害者の円滑な自立をバックアップする。 | — | 利用実績1件 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41205 |
| 配偶者暴力相談支援センター設置事業 | 女性相談センター等、府内7か所の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者の保護を図る。また、市町村配偶者暴力相談支援センター設置の働きかけを行う。 | 115,863 | ○相談件数： 3,225件 (うち男性 131件) ※内閣府報告件数 ○市町村配偶者暴力相談支援センター 6箇所(年度末) | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41206 |
| 府立女性自立支援センター運営事業 | 大阪府立女性自立支援センター(大阪府立あゆみ寮、大阪府立のぞみ寮)を従来の婦人保護施設の機能に加え、妊産婦や乳幼児を連れて女性を対象とするなど、新たなニーズに対応できる施設として、その適正な運営を図るとともに、施設退所者のアフターケア事業を実施する。 | 217,599 | 新規入所者 86名(要保護女子等) 同伴児童等 89名 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41207 |
| 一時保護等都道府県域を超えた広域的対応のための連携 | 全国知事会でとりまとめられた申し合わせにより被害者の保護に努める。 | — | 全国知事会でとりまとめられた申し合わせにより被害者の保護に努めた。 | 福祉部 府民文化部 | 子ども家庭局家庭支援課 男女参画・府民協働課 | 41208 |
| 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者の意思を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る。 | — | 被害者等の安全確保を最優先とした適切な措置を講じた。 ○令和3年中の相談件数:9,674件(うち男性3,045件) | 警察本部生活安全部 | 生活安全総務課 | 41209 |
| 女性相談センターにおける相談事業 | 売春歴を有し保護を必要とする女性や人身取引被害のため保護を必要とする女性のため、女性相談センターにおいて適切な一時保護を実施する。 | — | 総相談件数： 10,567件 電話： 10,273件 来所： 185件 その他： 109件 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41210 |
| 配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 | 配偶者からの暴力に悩む女性のために大阪府女性相談センター、府内6か所の子ども家庭センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、それぞれの施設の機能を活かした府民に身近な専門相談を行う。 ○大阪府女性相談センター ・電話、面接相談：9:00～20:00(祝・年末年始休み) ・DV電話相談は年中24時間 ・緊急一時保護は年中24時間 ○各子ども家庭センター (中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田) ・電話、面接相談：月～金 9:00～17:45 (土・日・祝・年末年始休み) | 17,614 | ○相談件数： 3,225件 (うち男性 131件) ※内閣府報告件数 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 41211 |
| 市町村ブロック会議の開催 | 府内を7つの地域に分割し、相談対応力向上を図るため、困難事例への対応検討及び具体的な助言など市町村相談員及び相談事業関係者を対象とした会議を福祉部と連携して実施する。 | 25,004のうち一部事業 | ○市町村ブロック会議開催：7回 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41212 |
| 市町村相談員等を対象とした研修会の開催(再掲) | 再掲【4-(1)-①】 | 25,004の一部 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41213 |
| 「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 | 府立学校校長会などを通じ、「教職員向けのDV被害者対応マニュアル」の活用を促進する。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41214 |
| 「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 | 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議などを通じ、「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進する。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41215 |
| 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営(再掲) | 再掲【4-(1)-①】 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41216 |
| 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の規定に関し、大阪府及び府内市町村の関係する機関が相互に連携し、意見交換、情報提供などを円滑に行い、総合的な施策を着実に推進する。 | 20 | ○大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の開催 ・「市町村男女共同参画行政所管課長会議」と同時開催：1回 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41217 |
| 女性のカウンセラーを活用した心のケア体制の整備 | 配偶者からの暴力等による被害女性を支援するため、被害者を支援・保護しているNPO団体等へ女性カウンセラーを派遣する等、心のケアによる自立支援体制を整備する。 | 25,004の一部 | ○女性カウンセラー派遣実績：36回 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41218 |
| 女性弁護士による法律相談の実施 | DV被害、性暴力被害に悩む女性を支援するため、女性弁護士による、法律問題に関する面接相談を実施する。 | 25,004の一部 | ○女性弁護士による法律相談相談件数：53件 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41219 |
| 男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラムの活用促進(再掲) | 再掲【1-(2)-②】 | 330 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 41220 |
| 配偶者からの暴力被害世帯の入居 | 配偶者からの暴力被害の証明を公的機関から受けた場合は、府営住宅総合募集の福祉世帯向け募集住宅について、「母子世帯に準じる状況にある世帯又は単身世帯」として申し込み可能とする。 | — | 入居件数：16件 | 都市整備部 | 住宅経営室経営管理課 | 41221 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|--|--|----------------|---|---------------|-----------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 府営住宅を活用したDV被害者向け一時使用戸の提供 | 府営住宅を活用し、配偶者からの暴力被害者が一時使用するための住戸の提供を行う。 | — | 使用実績：0件 | 都市整備部 | 住宅経営室 経営管理課 | 41222 |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 | 住宅の確保に配慮を要する、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯、ひとり親世帯、児童虐待を受けた者、DV被害者、犯罪被害者、新婚世帯、LGBTをはじめとする性的マイノリティ等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保することができるよう、セーフティネット住宅の登録、居住支援法人の指定、協力店（不動産店）の登録・相談協力店の指定を積極的に推進するとともに、市町村単位や行政区単位での居住支援協議会の設立等により地域の実情に応じた居住支援体制を構築するための支援を行う。 | 23,279千円 | ○セーフティネット住宅の登録：36,340戸 ○居住支援法人の指定：89法人 ○市町村居住支援協議会の設立：3市 ○協力店の登録：686店 ○相談協力店：21店 | 都市整備部 | 居住企画課 | 41223 |
| ③ 暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発 | | | | | | |
| デートDV予防啓発 | 若年者がデートDVの被害者・加害者とならないよう、予防啓発DVD・指導用引きの活用を促進するとともに、高校生を対象に作成したリーフレット等を活用し、デートDVの予防啓発に努める。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41301 |
| 大阪府青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類の指定 | 書籍、雑誌、ビデオなどのうち、青少年の性的感情を著しく刺激するなど、青少年の健全な成長を阻害すると考えられるものを大阪府青少年健全育成審議会に諮り、個別指定する。 | — | 包括指定により対応 | 福祉部 | 子ども家庭 局子ども青 少年課 | 41302 |
| 青少年に有害な図書類の販売等状況調査等 | 青少年の健全育成に大きな影響を与える各種施設の販売状況等を明らかにし、今後の社会環境整備を進める上での基礎資料として活用することを目的として実施する。 | — | 調査対象店舗等 1,255件 ・図書類販売事業者 333店舗 ・夜間立入制限施設 507店舗 ・図書類等自動販売機 415台 | 福祉部 | 子ども家庭 局子ども青 少年課 | 41303 |
| 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発（再掲） | 再掲【4-（1）-④-ア】 | — | 同左 | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 41304 |
| インターネット上の有害情報にかかる努力義務の普及啓発 | 青少年健全育成条例の趣旨に基づき、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することを防止するため、フィルタリングソフトの活用などにより、有害情報の視聴防止に努めるよう、インターネット上の有害情報にかかる事業者等及び保護者の努力義務について普及啓発を行う。 また、携帯電話事業者には、条例遵守状況及びフィルタリング利用状況についてのアンケート調査を実施し、今後の社会環境整備を進める上での基礎資料として活用する。 | — | 条例遵守状況調査 ・携帯電話販売店 340件 | 福祉部 | 子ども家庭 局子ども青 少年課 | 41305 |
| インターネットに起因する犯罪被害から少年を守るための取組みの推進 | インターネットに起因する福祉犯被害は増加傾向にあり、また、インターネット上には、少年に有害な情報が多く流通している状況にあることから、インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯の取締りを強化するとともに、少年を有害情報から守るため携帯電話・スマートフォンに係るフィルタリングの普及、保護者、関係事業者に対する啓発活動等を推進する。 | — | 関係機関等と連携し、児童及び保護者に対して、インターネットの適切な利用やフィルタリングの必要性について広報啓発活動を実施した。 児童によるインターネット上の不適切な書き込みをサイバートロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して児童・保護者に注意・指導を実施した。 | 警察本部生 活安全部 | 少年課 | 41306 |
| 被害少年支援活動の推進（再掲） | 再掲【4-（1）-④-ア】 | — | 同左 | 警察本部生 活安全部 | 少年課 | 41307 |
| 児童買春・児童ポルノ事犯等の悪質な福祉犯の取締り及び被害少年の保護対策の推進 | 児童買春・児童ポルノ法違反、児童福祉法違反等の少年が被害者となる悪質な福祉犯の取締りを強化し、被害少年に対する継続的支援活動を推進する。 | — | ○令和3年中の福祉犯の検挙人員：490人 児童買春・児童ポルノ法違反の検挙人員：198人 ○令和3年中に保護した被害少年：422人 | 警察本部生 活安全部 | 少年課 | 41308 |
| こどものエンパワメント支援指導事例集の活用 | 子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの紹介。 | — | ○「こどもエンパワメント指導事例集」を小・中学校で活用（平成19年度終了事業） | 教育庁 | 市町村教育 室小中学校 課 | 41309 |
| ④ 性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等への対策の推進・強化 | | | | | | |
| ア 性犯罪への対策の推進 | | | | | | |
| 公民連携性犯罪・性暴力被害者支援事業費（ワンストップ支援センター事業補助） | 性犯罪・性暴力被害は潜在化・継続化しやすく、被害直後から総合的支援を行えるワンストップ支援センターの役割が重要なため、府内で先駆的な取組をしている民間の病院を拠点としたワンストップ支援センターが実施している相談支援事業等を補助することで、被害者支援の安定化を図り、被害の深刻化の防止につなげる。 | 15,106 | ・相談支援事業・同行支援事業 13,630千円 ・医療費等公費負担事業 900千円 (補助合計 14,530千円) | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 41401 |
| 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく子どもの安全確保に関する啓発 | 子どもに対する性犯罪を未然に防止し、その安全を確保することについて、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を推進する。 | — | ・民間企業の協力による啓発 防犯ブザー6万7千個の寄贈を受け、年度新小学校一年生に配布。 | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 41402 |
| 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づく加害者対応 | 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、加害者の再犯防止のために、性犯罪の刑期満了者に対する対応等を行う。 | 19,032 | ・総届出件数：19件 ・総支援件数：168回 | 政策企画部 | 危機管理室 治安対策課 | 41403 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---------------------------------------|--|---|---|------------------------------|-----------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 性犯罪捜査の推進 | 凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢等にかんがみ、強力で適正な性犯罪捜査を推進し、加害者の確実な検挙を図る。 | ○性犯罪被害者採証用821 ○性犯罪被害者支援資器材(ダミー人形等) 113 | 令和3年中の検挙件数 ○強制性交等 122件 ○強制わいせつ 418件 | 警察本部刑 事部 | 捜査第一課 | 41404 |
| 列車内における性犯罪捜査の推進 | 列車内における痴漢、盗撮等の女性を狙った性犯罪等に的確に対応する。 | — | 被害相談に基づき、被害者に同行して列車に乗りし、被疑者を検挙する「同行警戒」や、隊員が被疑者を発見し行動確認を実施して、被疑者を検挙する「警乗強化」及び犯行が敢行される可能性が高い路線において、警戒を実施して性犯罪捜査の検挙活動を推進した。 | 警察本部地 域部 | 鉄道警察隊 | 41405 |
| インターネットに起因する犯罪被害から少年を守るための取り組みの推進(再掲) | 再掲【4-(1)-③】 | — | 同左 | 警察本部生 活安全部 | 少年課 | 41406 |
| 大阪府迷惑防止条例の適切な運用 | 第6条違反(卑わいな行為の禁止)を適切に運用し、卑わいな言動への厳正な対処を図る。 | — | ○令和3年中の検挙状況 618件 540人 | 警察本部生 活安全部 | 府民安全対 策課 | 41407 |
| 性犯罪被害者に係る初診料等の支出 | 性犯罪被害者の経済的負担を軽減し、事件の潜在化防止及び捜査への理解と協力を得る。 | 4,167 | 性犯罪被害者の医療機関における初診料等の支出 175件 | 警察本部総 務部 | 府民応接セ ンター | 41408 |
| 「性犯罪被害110番」による被害相談事業 | 被害申告に伴う精神的負担を緩和・軽減するため、性犯罪被害者の相談電話に警察官が対応し、内容によっては面接相談も実施する。 また、事件化や警察における対応が困難な相談案件についても、相談者の意向や希望に寄り添った上で、適切な支援・相談方法について教示する。 | 一般加入回線料 補助対象分 税込額総額212,291うち一部 74 | 令和3年中の相談件数：1,812件 | 警察本部刑 事部 | 捜査第一課 | 41409 |
| 交番における女性相談事業 | 女性の性犯罪等の被害に対する不安感を軽減・解消するため、女性警察官を配置している交番において、電話・来訪による女性からの相談に女性警察官が対応する。 (日時・場所は、最寄りの警察署に問い合わせ) | — | 令和3年中の女性相談受理件数：939件 | 警察本部地 域部 | 地域総務課 | 41410 |
| 「列車内ちかん被害相談」相談所による被害相談事業 | 列車内等における痴漢等の被害相談に対応するため「列車内ちかん被害相談電話・FAX」を設置し、24時間相談を受理する。 | — | 令和3年中の相談件数：479件 | 警察本部地 域部 | 鉄道警察隊 | 41411 |
| 性犯罪被害者支援における協働体制強化の推進 | 大阪府や支援団体、産婦人科医等、関係各団体の連携を図ることで、性犯罪被害者に対する二次被害の防止、適時適切な各種支援及び適正な性犯罪捜査に関する協働体制を強化する。 | — | ○大阪府危機管理室主催の性暴力支援センター大阪SACHICO他、府下10病院が参加する「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」に参加。 ○SACHICO、アドボカシーセンター等関係各団体を招致し、民間・警察・行政の実務担当者が参加する会議を実施。 ○男性及び性的マイノリティ者被害にかかる診察受入れ病院の新規開拓及び連携強化を実施。 | 警察本部刑 事部 | 捜査第一課 | 41412 |
| 被害少年支援活動の推進 | 被害少年の精神的なダメージを軽減するため、関係機関の紹介、再被害を防止するための助言又は指導その他の当該少年の保護を図るための必要な支援を行う。 | — | 公認心理師、臨床心理士を少年補導職員として配置し、被害少年の支援に当たっている。 | 警察本部生 活安全部 | 少年課 | 41413 |
| 被害者カウンセリング制度の実施 | カウンセリング専門機関と連携して、性犯罪被害者の精神的被害の軽減を図るため、専門カウンセラーの派遣や、専門機関におけるカウンセリングを実施する。 | 600 | 専門カウンセラーによりカウンセリングを受けた延べ人数 28人 | 警察本部総 務部 | 府民応接セ ンター | 41414 |
| 性犯罪指定捜査員制度の運用 | 性犯罪被害者の被害申告に伴う精神的負担を軽減し、二次被害を防止するとともに、被害者の希望する性別の警察官による対応を可能とするため、本部及び警察署の警察官を予め指定して、教養を受けさせ知見を深めた上で被害者からの事情聴取等の任務に当たらせる性犯罪指定捜査員を運用する。 | — | 令和3年中の運用件数：1,324件 | 警察本部刑 事部 | 捜査第一課 | 41415 |
| 性犯罪被害防止等のための啓発事業(再掲) | 再掲【4-(1)-①】 | — | 同左 | 警察本部刑 事部 警察本部生 活安全部 | 捜査第一課 府民安全対 策課 | 41416 |
| 列車内安全活動の推進 | 大阪府鉄道警察連絡協議会加盟の鉄道事業者等と連携して駅頭における広報・啓発キャンペーンの実施や駅・列車内での啓発用ポスターの掲示、車内アナウンスにより痴漢追放の機運を高める。 | — | 令和3年中の痴漢追放等のキャンペーンの実施回数：66回 | 警察本部地 域部 | 鉄道警察隊 | 41417 |
| サイバー犯罪に対する犯罪被害防止のための講話活動の推進 | サイバー空間において、被害やトラブルに遭わないための講話を実施する。 | — | サイバー犯罪による被害を防止するための講話活動 令和3年中 実施回数 27回 聴講人員 約2300人 | 警察本部警 務部 | サイバーセ キュリティ 対策課 | 41418 |
| 女性に対する暴力対策事業(各種啓発事業)(再掲) | 再掲【4-(1)-①】 | 173のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41419 |
| こどものエンパワメント支援指導事例集の活用(再掲) | 再掲【4-(1)-③】 | — | 同左 | 教育庁 | 市町村教育 室小中学校 課 | 41420 |
| イ 買売春・人身取引への対策の推進 | | | | | | |
| 女性相談センターにおける相談事業(再掲) | 再掲【4-(1)-②】 | — | 同左 | 福祉部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 | 41421 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---|--|-------------------|---|--|---------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 女性相談センターにおける適切な保護 | 売春経歴を有し保護を必要とする女性や人身取引被害のため保護を必要とする女性のため、女性相談センターにおいて適切な一時保護を実施する。 | - | 一時保護件数 売春関係：0件 人身取引被害関係：0件 | 福祉部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 | 41422 |
| 福祉犯被害防止のための広報啓発活動の推進 | 犯罪防止教室、犯罪被害防止教室を通じて、児童買春等福祉犯被害防止に関する意識啓発のための情報発信活動を行う。 | - | ○令和3年度の犯罪防止教室等の開催学校数（延べ）及び実施回数 小学校 910校1375回 中学校 203校 237回 高校 88校 95回 その他の学校 13校 23回 | 警察本部生 活安全部 | 少年課 | 41423 |
| 児童買春・児童ポルノ事犯等の悪質な福祉犯の取締り及び被害少年の保護対策の推進（再掲） | 再掲【4-(1)-③】 | - | 同左 | 警察本部生 活安全部 | 少年課 | 41424 |
| 売春事犯及び人身取引事犯の取締り | 売春事犯及び人身取引事犯に対する取締りを推進する。 | - | 同左 | 警察本部生 活安全部 | 保安課 | 41425 |
| 情報収集・情報提供 | トラフィックキング（人身売買）禁止条約等国際社会での女性を巡る課題についての情報を収集し、情報提供する。 | - | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41426 |
| ウ ストーカー行為等への対策の推進 | | | | | | |
| 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の適切な運用 | 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づき、被害者の意思を踏まえ、適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る。 | - | 事案に応じて危険性、切迫性を検討した上、ストーカー規制法に基づく、警告及び禁止命令等を積極的に講じた。 ○令和3年中の相談件数：1,046件（うち男性126件） ○令和3年中の警告：216件（うち女性21件） ○令和3年中の禁止命令等：98件（うち女性10件） | 警察本部生 活安全部 | 生活安全総 務課 | 41427 |
| ストーカー110番相談事業 | ストーカーに関する相談の専用電話を設置し、女性警察官等が相談に応じる。(24時間対応) | - | ストーカー相談に対し、24時間体制で女性警察官等が親身になって電話対応し、受理した相談事案は確実に管轄警察署に引き継ぐ等、適切な措置を講じた。 | 警察本部生 活安全部 | 生活安全総 務課 | 41428 |
| 「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の適切な運用 | 「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に基づき、被害者の意思を踏まえ、反復したつきまとい等に対し適切な対応に努めるとともに、被害者保護の万全を図る。 | - | ストーカー事案と同様に事案の危険性、切迫性を判断し、被害者保護を最優先とした適切な措置を講じた。 ○令和3年中の相談件数：499件（うち男性142件） | 警察本部生 活安全部 | 生活安全総 務課 | 41429 |
| ストーカー対策大阪ネットワーク推進事業 | 大阪府警主導により、行政、司法、福祉、心理、教育等の関係機関・団体との連携・協力を図るネットワークを構築し、ストーカー被害者等に対する切れ目のない支援等を行うとともに効果的なストーカー対策を推進する。（事業概要資料より） | - | 令和3年4月1日より「ストーカー対策大阪ネットワーク」の運用を開始した。 ○令和3年12月10日 第一回会議を開催 ○大阪府教育庁と連携し、若年者向けストーカー被害防止啓発リーフレットを作成：30万部 | 警察本部生 活安全部 | 生活安全総 務課 | 41430 |
| 府内小中高生に対する啓発事業 | 府内公立私立の小中高生に対して、ストーカー行為等への相談や対処方法を伝え、正しい認識で、自らが被害者や加害者にならない環境を醸成する啓発事業を推進（プラン取組より） | - | ストーカー対策大阪ネットワークにおいて、若年者に向けたストーカー被害防止リーフレットを作成するにあたり、大阪府教育庁と連携し、府内高等学校にデザイン作成の協力依頼を行った。 | 警察本部生 活安全部 | 生活安全総 務課 | 41431 |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度（再掲） | 再掲【4-(1)-②】 | 23,279千円 | 同左 | 都市整備部 | 居住企画課 | 41432 |
| エ セクシュアルハラスメント防止対策の推進 | | | | | | |
| セクシュアル・ハラスメント防止の啓発（再掲） | 再掲【3-(1)-③】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 41433 |
| 労働相談の実施（再掲） | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 41434 |
| 個別労働紛争解決支援制度の実施（再掲） | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 41435 |
| 労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣（再掲） | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 41436 |
| 人材育成・啓発講座事業（再掲） | 再掲【1-(2)-①】 | 3,452のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 41437 |
| 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の趣旨の周知徹底 | ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(H29.5改訂)の趣旨の周知徹底を行うと共に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」の活用と「被害者救済システム」の周知を学校・市町村に指示し、未然防止・早期対応に努める。児童・生徒及び保護者への啓発をする。 ○「セクシュアル・ハラスメント防止のために～障害のある児童生徒の指導や介助方法における留意点～」に基づき教職員の理解・研修を深める。 | - | ○府立校長研修、教頭研修において、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(H29.5改訂)の趣旨の徹底を図った。 | 教育庁 教育振興室 高等学校課 教育庁 教育振興室 支援教育課 教育庁 市町村教育 室小中学校 課 | 41438 | |
| ⑤ 児童虐待を取り扱う機関との連携 | | | | | | |
| 子ども家庭センターの運営 | 子どもに関する問題について、家庭等からの相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、不適切な養育環境等から保護が必要な児童を施設に入所措置することにより、児童の権利擁護、健全育成を図る。 | 381,451 | 相談受付件数：32,960件 | 福祉部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 | 41501 |
| 児童虐待防止対策のための広報啓発事業 | 児童虐待等の通告先の通知や児童虐待に対する意識啓発など児童虐待防止対策を強化するための広報啓発を行う。 | 4,217 | 児童虐待防止に関するキャンペーンの実施。 | 福祉部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 | 41502 |
| 大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修事業兼市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業 | 市町村調整担当者及び市町村児童家庭相談担当者を対象に研修を実施することにより、より実践的な知識及び援助技術を習得することで府民への相談援助の充実を図る。 | 12,536 (1,905) | 研修開催数 11日間 23講座 | 福祉部 | 子ども家庭 局家庭支援 課 | 41503 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | | 担当課 | 項番 |
|-------------------------|---|----------------|--|-------|----------------|-------|
| | | | 部局等 | 室・課 | | |
| 児童虐待発生予防対策事業 | 1. 望まない妊娠等の悩みに対応した相談窓口である「にんしんSOS」を充実して、関係機関と連携した支援を行うとともに、妊婦健康診査の受診勧奨を行う。 2. 養育支援を必要とする家庭への適切な支援が行えるように、府保健所による市町村の人材育成の支援を行う。 3. 府保健所及び市町村保健師を対象に、児童虐待についての基本的知識や、ハイリスク児に関する児童虐待発生予防及び対応について理解するとともに、組織対応等、専門性の向上を図るための研修会を実施する。 4. 医療機関における児童虐待防止体制整備フォローアップ事業(R2新規事業) 医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待を疑わせる児童の受診も多いことから、平成29年度より救急告示医療機関の認定条件に、「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備」を要件化し、平成30年度より運用を開始している。これにより整備できた院内体制を、各医療機関が点検・改善し、より実効性の高い児童虐待防止体制を地域医療全体で整備することを目的とする。 | 9,146 | 1 にんしんSOS ○相談件数 1,391人 ○述べ相談件 2,272人 2 人材育成支援 ○実施 9保健所 3 研修会 基礎編、応用編、スキルアップ編を統合し、3日間コースで開催 ○参加(実) 66人 4 医療ネットワーク事業 ○相談・助言: 19件 研修: 2回延べ 187人受講 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 41504 |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度(再掲) | 再掲【4-(1)-②】 | 23,279千円 | 同左 | 都市整備部 | 居住企画課 | 41505 |
| (2) 様々な困難を抱える人々への支援 | | | | | | |
| ① 生活上の困難を抱える女性への支援 | | | | | | |
| 母子・父子家庭自立支援給付金事業 | ひとり親家庭の親がよりよい就業に向けた能力の開発や資格取得など母子家庭等の就労のための給付金制度を実施する(福祉事務所未設置町村所管区域の子ども家庭センター)。 | 29,740 | ・高等職業訓練促進給付金: 21人 ・高等職業訓練修了支援給付金: 5人 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42102 |
| 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、資金を貸し付ける。 | 232,793 | 貸付件数 310件 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42103 |
| 母子生活支援施設の指導 | 生活上の様々な問題のため、子どもの養育が十分にできない母子家庭に対し自立援助や子育て支援を行う母子生活支援施設に対する指導を行うとともに、措置費等を負担する。(民間1か所) | - | 同左 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42105 |
| 児童扶養手当の支給 | 母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する。 | 534,598 | ○受給者数: 1,072人 ○全部停止者数: 236人 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42106 |
| ひとり親家庭医療費助成事業 | ひとり親家庭の医療費について、市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う(実施主体: 市町村)。 ○ひとり親家庭の18歳に達した年度の末日までの子とその子を監護する父又は母、または、その子を養育する養育者の入院・入院外に対して補助を行う。(ただし、児童扶養手当の一部支給の所得制限を準用) ○一部自己負担額 1医療機関あたり入院・入院外各500円以内/日(月2日限度) ※1ヶ月あたり自己負担限度額2,500円 | 3,239,151 | 対象者数: 169,981人 | 福祉部 | 子ども家庭局子ども青少年課 | 42107 |
| 子ども家庭センターにおける相談・支援 | 市及び福祉事務所設置の町において母子・父子自立支援員を配置。福祉事務所未設置の8町1村については、そのエリアを所管する府の子ども家庭センターに配置された母子自立支援員が相談・就労支援等に対応するとともに、市町の母子・父子自立支援員のスーパーバイザーとして支援を行う。 | - | 相談件数: 223件 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42108 |
| 母子父子福祉推進委員の選任 | 地域に大阪府母子・父子福祉推進委員を配置し、母子家庭の母等に対する相談や関係機関との連絡調整等を行う。 | - | 母子父子福祉推進委員配置数: 187名 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42109 |
| ひとり親家庭等生活向上事業 | ひとり親家庭の子どもの養育や健康管理に関する相談、その他生活全般の様々な相談に応じ、必要な助言を行うとともに、各種の行政支援施策等の情報提供を実施する。 | 2,166 | 土日・夜間電話相談件数: 118件 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42110 |
| 府立母子・父子福祉センター運営事業 | ひとり親家庭や寡婦の方等を対象に、生活・離婚前後・法律・面会交流・養育費等の各種相談、ヘルパー派遣、就職やキャリアアップに向けた支援等を実施する。 | 25,010 | 求職相談者数: 712人 就職者数: 67人 就業支援講習会 受講者数: 191人 家庭生活支援員派遣: 15回 生活支援講習会等事業 受講者数: 188人 | 福祉部 | 子ども家庭局子育て支援課 | 42111 |
| 乳幼児医療費助成事業 | 乳幼児の医療費について市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う。(実施主体: 市町村) ○0-6歳の就学前児童(ただし、3人世帯3,190千円、4人世帯3,570千円等の所得制限) ○一部自己負担額 1医療機関あたり入院・入院外各500円以内/日(月2日限度)※1ヶ月あたり自己負担限度額2,500円 | 2,525,870 | 対象者数: 174,137人 | 福祉部 | 子ども家庭局子ども青少年課 | 42112 |
| 児童手当の支給(旧子ども手当) | 児童手当に基づき、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、子ども(中学校修了前まで)を養育している人に手当を支給する。(実施主体: 市町村) | 19,408,049 | 受給対象児童数 1,018,968人 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42113 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---|---|--|---|------------|---------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 職業能力開発の促進 (女性の人材育成) (再掲) | 再掲【1-(2)-①】 | 15,671 | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 人材育成課 | 42114 |
| 職業能力開発の支援 体制の充実 | 母子家庭の母が公共職業安定所の指示により、職業訓練を受講する場合に、その期間の生活の安定等に資するため訓練手当を支給する。 | 40,852 | 支給人数2人(母子家庭の母等) | 商工労働部 | 雇用推進室 人材育成課 | 42115 |
| 市町村における地域 就労支援事業の実施 | 働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないひとり親家庭の親等の就職困難者を支援。 | 258 | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 42116 |
| 各種労働関係啓発冊子 の作成・配布、 ホームページでの掲載 (再掲) | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 42117 |
| 女性のための相談事業 | 女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリング、DV被害者のためのサポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行うほか、相談窓口情報の情報提供などを行う。 | 25,004 | ○面接相談：1,219件 ○電話相談：2,481件 ○SNS相談：146件 ○DV被害・性暴力被害に悩む女性等のための法律相談：18回 53件 ○DV被害者のためのサポートグループ：12回(定員5名) ○女性のためのサポートグループ：12回(定員5名) | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 42118 |
| スクールソーシャル ワーカー配置事業 | 学校と福祉をつなぐ専門家としてスクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名週1回配置できるよう補助を行う。また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。 | 74,632 | のべ相談件数：39,255件 | 教育庁 | 市町村教育 室小中学校 課 | 42119 |
| 私立高等学校・専修 学校高等課程の授業 料無償化制度 | 大阪の子どもたちが、中学卒業時の進路選択段階で、私立の高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて、自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、公私の切磋琢磨を促し、大阪の教育力の向上を図る。 | 15,398,631 | 【私立高等学校等】 62,388人 14,113,616千円 【専修学校高等課程】 2,948人 486,613千円 | 教育庁 | 私学課 | 42120 |
| 私立高等学校・専修 学校等の授業料減免 助成 | 保護者等の失職・倒産・疾病などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒等の修学を保障する。 | 21,605 | 【私立高等学校等】 24人 7,525千円 | 教育庁 | 私学課 | 42121 |
| 大阪府育英会奨学金 制度 | 教育の機会均等を図るため、向学心に富みながら経済的理由により、修学困難な生徒等に対し、(公財)大阪府育英会を通じて奨学金(奨学資金及び入学時増額奨学資金)の無利子貸付を行う。 | 584,615 | 奨学資金貸付 17,772人 入学時増額奨学資金貸付 4,134人 | 教育庁 | 私学課 | 42122 |
| 私立中学校等修学支 援実証事業 | 年収400万円未満の世帯に属する私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて、実態把握のための調査を行う。 | - ※R3年度で 事業終了 | 798人 79,800千円 | 教育庁 | 私学課 | 42123 |
| 国公私立高等学校等 奨学のための給付金 制度 | 国公私立高等学校や私立高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得者世帯の保護者等に奨学のための給付金を支給することにより、授業料以外の教育費の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 | 【国公立】 2,626,345 【私学】 2,065,765 | 【私立高等学校等】 13,614人 1,565,649千円 【専修学校高等課程】 1,127人 127,963千円 | 教育庁 教育庁 | 施設財務課 私学課 | 42124 |
| 公私立高等学校等就 学支援金制度 | 親権者(保護者等)の所得等が要件を満たす生徒の授業料を国が代わって負担することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 | 【公立】 11,593,164 【私学】 23,394,212 | 【私立高等学校等】 83,566人 20,940,217千円 【専修学校高等課程】 4,006人 1,176,843千円 | 教育庁 教育庁 | 施設財務課 私学課 | 42125 |
| 大阪あんぜん・あん しん賃貸住宅登録制 度(再掲) | 再掲【4-(1)-②】 | 23,279千円 | 同左 | 都市整備部 | 居住企画課 | 42126 |
| ドーンセンターにお ける困難・課題を抱 える女性に対する支 援事業 | 新型コロナウイルス感染症の影響の下で不安を抱える女性に対し、必要な情報や同じ悩みを抱える者同士が交流できる場を提供したり、必要に応じ生理用品等の生活用品や衣類の配布・提供を実施する。 | 13,127 | ・利用者数：のべ650名 ・交流会実施：25回(参加者のべ95名) ・協賛企業・団体：23 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 42127 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---|--|--|--|-------|--------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| ② 性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進と当事者が抱える課題解決に向けた取組の推進 | | | | | | |
| 性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に関する事業 | ○「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」宣誓受付 ○大阪府人権白書「ゆまにてなわ37」解説編へ掲載する (墨字版：30,000部、点字版：200部) ○性の多様性に関する啓発動画(シネマ広告)の放映をする ○プロスポーツ組織と連携し、性の多様性に関する啓発動画(スタジオAM放映)を放映 ○府職員研修の開催、ALLYグッズの作成・配布 | 5,320 | 性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組 ○「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」宣誓受付 ○大阪府人権白書「ゆまにてなわ36」解説編へ掲載する (墨字版：40,000部、点字版：200部) ○性の多様性に関するセミナーを開催する ○性の多様性に関する啓発動画(シネマ広告)の放映をする ○府職員研修を開催する | 府民文化部 | 人権局人権企画課 | 42201 |
| セクシュアル・ハラスメント防止の啓発(再掲) | 再掲【3-(1)-③】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42202 |
| 人材育成・啓発講座事業(再掲) | 再掲【1-(2)-①】 | 3,452のうち一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 42203 |
| 労働相談の実施(再掲) | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42204 |
| 個別労働紛争解決支援制度の実施(再掲) | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42205 |
| 労働法・労働問題「きまえ研修」講師派遣(再掲) | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室労働環境課 | 42206 |
| 性的指向及び性自認に基づく差別のない学校づくり(再掲) | 再掲【1-(1)-①】 | - | 同左 | 教育庁 | 人権教育企画課 | 42207 |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度(再掲) | 再掲【4-(1)-②】 | 23,279千円 | 同左 | 都市整備部 | 居住企画課 | 42208 |
| ③ 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備 | | | | | | |
| ア 高齢者福祉の充実及び就業支援 | | | | | | |
| 地域福祉・高齢者福祉交付金事業 | 地域福祉及び高齢者福祉の分野を対象に市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情に沿った施策の立案、推進を行うことで、府民のサービス向上を図ることができるよう、当該交付金を市町村に交付する。 | 901,598 | 令和3年度交付確定額 895,275千円 | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42301 |
| | | | | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | |
| 認知症高齢者等支援策の充実 | 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現できるよう大阪府認知症施策推進計画2021を踏まえ、事業を実施する。 | 48,206 | (事業展開) 1 認知症対策総合支援事業 ・認知症対策普及・相談・支援事業 ・キャラバン・メイト養成研修(3回) ・若年性認知症対策事業 ・若年性認知症支援コーディネーターの設置 ・若年性認知症支援コーディネーターの設置にかかる啓発チラシの配布 2 認知症介護研修事業 ・認知症介護基礎研修(368名) ・認知症介護実践研修実践者研修(312名) ・認知症介護実践研修実践リーダー研修(84名) ・認知症対応型サービス事業管理者研修(80名) ・認知症対応型サービス事業開設者研修(30名) ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(36名) ・認知症介護指導者養成研修(4名) ・認知症介護指導者フォローアップ研修(2名) 3 認知症地域医療支援事業 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修(145名) ・歯科医師認知症対応力向上研修(143名) ・薬剤師認知症対応力向上研修(570名) ・看護職員認知症対応力向上研修(189名) ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修(1,022名) ・認知症サポート医養成研修(63名) ・認知症サポート医フォローアップ研修(327名) | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42302 |
| 地域権利擁護総合推進事業・日常生活自立支援事業 | ○認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方のために地域で相談を受けている関係機関等を対象として、電話や来所による相談を受け、助言や情報提供を行う(地域福祉スーパーバイズ事業)。 ○日常生活自立支援事業等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対する補助を行う。 | 35,267 319,123 | ○地域支援相談事業 相談件数 電話相談 332件 専門相談 13件 ○日常生活自立支援事業 実契約件数(利用実績) *R3年度未現在 2,919件 | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42303 |
| 市町村等支援事業(広報) | 介護保険に関する府民の理解を深めるため、パンフレットの配布等により広報を行う。 | 479 | パンフレット「介護保険制度について」改訂版を作成し、関連団体へ提供した。 | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42304 |
| 介護サービス基盤の充実 | 高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、施設整備に対する助成事業や介護支援専門員の実務研修などを行う。 ・老人福祉施設等整備助成事業 ・介護支援専門員養成・研修事業 | 9,681 (研修事業のみ) 637,200 (施設整備) | ・介護支援専門員 研修修了者 4,790人 ・施設整備 創設等2箇所 | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42305 |
| | | | | 福祉部 | 高齢介護室介護事業者課 | |
| 介護保険苦情処理体制整備運営費補助事業 | 介護保険のサービスに関する苦情処理機関である大阪府国民健康保険団体連合会が行う苦情処理体制の整備及びその運営に要する経費に対し補助する。 | 6,003 | 大阪府国民健康保険団体連合会における苦情・相談件数 苦情相談件数 381件 | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42306 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|------------------------|---|--|---|-----|-------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 介護保険事業者・施設に対する指定・指導・監査 | 介護保険事業者・施設が法令や運営基準等を遵守し、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を行うよう、事業者・施設に対して指導や監査などを実施する。 | 2,569 2,774 | ○指定居宅サービス等事業所 実地指導 0事業所 監査 0事業所 ※実地指導は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したことにより0。監査は、対象となる事業所がなかったことにより0。 ○集団指導 721事業所 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来の集合形式による実施をあらかじめ、動画配信により実施するとともに府ホームページへ資料掲載。受講確認についてはアンケートにて確認。 ○介護保険施設 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実地指導、監査中止 実地指導 0事業所 集団指導 197事業所 監査 0事業所 | 福祉部 | 高齢介護室 介護事業者課 | 42307 |
| 福祉サービスに関する苦情解決事業 | 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の運営に対する補助を行う。 | 11,470 | 苦情相談件数1,308件 (うちあっせん件数0件) | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42308 |
| 介護人材確保・職場定着支援事業 | ①マッチング力の向上事業 地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図るとともに、離職者に対する再就職支援を行う。 ②参入促進・魅力発信事業 福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携を図り福祉・介護の魅力を発信する。 ③介護職・介護業務の魅力発信事業（介護イメージアップ戦力事業から事業名変更） 介護の魅力発信動画の配信、介護の日PRイベント、介護の日のブルーライトアップを実施する。 ④市町村等介護人材確保推進事業（職員の資質の向上・職場定着支援事業から事業名変更） 市町村が地域の実情に応じて実施する介護人材の定着支援に向けた取組みや、特に若い世代に向け福祉・介護への理解促進を図るための事業に対して支援を行う。 ⑤介護助手導入支援事業 介護施設において、身体介護等の専門的な知識や技術が必要な業務以外の「周辺業務」を担う介護助手の導入を支援する。 ⑥介護分野への就労・定着支援事業 介護の無資格者・未経験者を雇用し、初任者研修を受講させる介護施設の雇用・研修経費を支援する。 ⑦潜在介護福祉士等再就業支援事業 資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等が、円 | ①70,534 ②8,266 ③7,165 ④8,761 ⑤6,186 ⑥30,237 ⑦2,769 | ○マッチング力の向上事業 ・合同面接会参加者数：184人 ・就職フェア参加者数：468人 ・セミナー 参加者数：232人 ○参入促進・魅力発信事業 ・職場体験者数：84人 ・インターンシップ：83人 ○介護イメージアップ戦略事業 介護職・介護業務の魅力発信動画再生回数 ・魅力発信動画：54,337回 ・生配信イベント：15,103回 ○職員の資質の向上・職場定着支援事業 ・補助市町村：4市 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42309 |
| 介護情報・研修センター事業 | 介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施する。 | 12,180 | ○研修業務 ・市町村職員研修 1講座 修了者 21名 ・介護・福祉等専門職員研修 39講座 修了者 1039名 ○相談業務 ・来所相談 908件 ・電話相談 197件 ○福祉機器展示：来場者数819名 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42310 |
| 社会福祉施設職員等研修事業 | 社会福祉施設・事業所職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を行うため社会福祉研修を実施する。 | 43,903 | ・受講者数：4,837人 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42311 |
| 福祉人材センター運営事業 | 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を、「大阪府福祉人材センター」として、府が指定し、事業委託により福祉・介護の人材に関する情報の収集提供、広報、啓発、講習会等各種事業を実施する。 ○福祉分野の無料職業紹介事業 ○広報、啓発事業 ○求人求職者向けセミナー ○民間社会福祉施設合同求人説明会 ○就職者へのフォローアップ | 27,564 | ・求人・求職相談受付件数10,280件 ・求職登録者数 1,773名 ・職業紹介者数 104名 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42312 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|----------------------------------|---|--|---|----------------|------------------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 介護福祉士修学資金等貸付事業 | 質の高い介護福祉士等の養成確保に努めるため、介護福祉士及び社会福祉士の資格を目指し、養成施設等に在学している者等への貸付を社会福祉法人大阪府社会福祉協議会において実施する。 ①介護福祉士・社会福祉士修学資金 貸付金額：月額5万円 入学準備金：20万円（初回に限る） 就職準備金：20万円（最終回に限る） 国家試験受験対策費用4万円（1年度あたり、介護福祉士に限る） ※生活困窮者に対しては別途生活費の貸付けあり ②介護福祉士実務者研修受講資金 貸付金額：20万円上限（1回限り） ③離職した介護人材の再就職準備金 貸付金額：40万円上限（1回限り） ④障害福祉分野就職支援金貸付事業 貸付金額：20万円上限（1回限り） ⑤介護分野就職支援金貸付事業 貸付金額：20万円上限（1回限り） ⑥福祉系高校修学資金貸付事業 修学準備金：30,000円（初回に限る） 介護実習費：30,000円（1年度あたり） 国家試験受験対策費用：40,000円以内（1年度あたり） 就職準備金：200,000円以内（最終回に限る） | ①~④82,527 ⑤,⑥199,638 | ・介護福祉士修学資金 人数：893人 金額：721,449,000円 ・社会福祉士修学資金 人数：77人 金額：39,346,000円 ・介護福祉士実務者研修受講資金 人数：128人 金額：20,990,000円 ・離職した介護人材の再就職準備金 人数：98人 金額：38,286,000円 ・障害福祉分野就職支援金貸付事業 人数：5人 金額：1,000,000円 ・介護分野就職支援金貸付事業 人数：43人 金額：8,600,000円 | 福祉部 | 地域福祉推進室福祉人材・法人指導課 | 42313 |
| おおさか介護かがやき表彰（R2は事業中止） | 令和2年度事業中止 | 0 | 令和2年度事業中止、令和3年度事業実施なし | 福祉部 | 高齢介護室介護事業者課 | 42314 |
| 高齢者地域活動促進事業 | 高齢者の地域活動を促進するため、地域の老人クラブの活動を支援する市町村に対し補助金を交付する。また、大阪府老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業や老人クラブ会員の資質の向上を図るための事業に助成する。 | 75,230 34市町村 68,266 府連会助成金 6,964 | 老人クラブ活動事業費補助 ・34市町村 55,051千円 ・府連会助成金 6,964千円 | 福祉部 | 高齢介護室介護支援課 | 42315 |
| 認知症疾患医療センター運営事業 | 保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う。 ○認知症疾患医療センター設置数 6カ所（大阪市・堺市を除く） ○業務内容 ・専門医療相談 ・鑑別診断とそれに基づく初期対応 ・認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応 ・地域の認知症医療従事者等への研修会の開催 ・認知症疾患医療センター地域連携会議の開催 ・診断後等の相談支援 | 21,720 | ○外来件数 件数 16,854件 うち鑑別診断 件数 1,853件 ○相談事業 相談件数 7,254件 ○研修会等の開催 回数 8回 ○関係機関研修会への講師派遣 回数 20回 ○認知症疾患医療センター地域連携会議 回数 24回 | 健康医療部 | 保健医療室地域保健課 | 42316 |
| 地域保健関係職員研修 | 府域の保健サービスを充実できるよう府及び市町村の地域保健関係職員の資質向上を図るための研修を実施する。 | 2,574 | 地域保健関係職員研修 受講延べ人数 947人 受講延べ日数 67日 | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 42317 |
| 一日看護師体験事業 | 看護師確保や看護に対する理解を深めてもらうため高校生〔2年生〕を対象に府内の病院で実際の看護を体験してもらう「一日看護師体験事業」を実施する。 | — | 令和3年度事業休止 | 健康医療部 | 保健医療室医療対策課 | 42319 |
| ナースセンターの運営 | 看護職員の長期的かつ安定的な確保を図るため、潜在看護職員の就労促進を行うとともに、各種講習会を通し、看護、介護知識の普及等を行う。 設置場所：ナースングアート大阪 委託先：（公社）大阪府看護協会 | 58,018 | ○就業者数 3,098人 ○再就業支援講習会 受講者数：計281人 ○リフレッシュ研修 受講者数：151人 | 健康医療部 | 保健医療室医療対策課 | 42320 |
| 高齢者関係事業 | 地域において、高齢者の雇用を促進するため、商工会・商工会議所等に働きかけ、企業に対する高齢者雇用に関するセミナー等を実施する。 | — | 富田林商工会議所および大阪商工会議所において、高齢者雇用のサポートのためのセミナー等を実施。 | 商工労働部 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 雇用推進室労働環境課 | 42321 |
| OSAKAしごとフィールド運営事業（再掲） | 再掲【3-（1）-②-ア】 | 92,268 | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 42322 |
| シルバー人材センター事業 | 高齢者の定年退職後等における就業機会の確保と社会参加及び生きがいの充実を図るため、臨時的、短期的又はその他軽易な業務への就業を支援する公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する指導・支援を実施する。 | 5,600 | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 就業促進課 | 42323 |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度（再掲） | 再掲【4-（1）-②】 | 23,279千円 | 同左 | 都市整備部 | 居住企画課 | 42324 |
| イ 障がい者福祉の充実及び就労支援 | | | | | | |
| 障がい者共同生活援助事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 | 障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス利用に対し支給される、障害福祉サービス費の100分の25を負担する。 | 8,825,152 | 実施市町村数：43市町村 | 福祉部 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 | 42325 |
| 都道府県相談支援体制整備事業 | 障がいのある方やその家族に障がい福祉サービスの情報提供や、サービスの利用調整等を行う相談支援の充実を図るため、市町村や地域の相談支援事業者等にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の充実を図る。 | 1,467 | アドバイザー派遣回数（延べ）：94回 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42326 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|-----------------------------|--|---------------------|--|-------------------|------------------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 障がい者自立相談支援センターにおける各種業務 | ○地域支援課における相談支援業務 地域における障がい者の相談支援体制等を充実するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進する。また、身体障がい者手帳及び療育手帳の交付を行う。 ○身体障がい者支援課における相談支援業務 身体障がい者更生相談所業務を行うとともに、来所が困難な障がい者の専門的相談に応じるため、巡回相談を実施する。また、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業（都道府県地域生活支援事業）を実施する。 （身体障がい者更生相談所の業務概要） 【身体障害者福祉法第11条による設置】 ・専門的相談指導、判定（医学的・心理学的及び職能的判定、自立支援医療判定、補装具判定）、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、市町村・関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施する。 ○知的障がい者支援課における相談支援業務 知的障がい者更生相談所の業務を行うとともに、発達障がい等を伴う知的障がいのある方への支援に取り組む。（知的障がい者更生相談所の業務概要）【知的障害者福祉法第12条による設置】 ・専門的相談指導、判定（医学的・心理学的及び職能的判定、療育手帳、生活相談、進路相談等）市町村職員研修、市町村・関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施する。 | 13,284 | 身体障がい者更生相談所における相談業務 ○相談件数 10695件 来所 10396件 巡回 299件 ○判定件数 10327件 来所 10019件 巡回 308件 知的障がい者更生相談所における相談業務 ○相談件数 8785件 来所 8404件 巡回 381件 ○判定件数 6827件 来所 6482件 巡回 345件 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42327 |
| 地域権利擁護総合推進事業・日常生活自立支援事業（再掲） | 再掲【4-(2)-③ア】 | (35,267 319,123) | 同左 | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42328 |
| 福祉サービスに関する苦情解決事業 | 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせんを行う社会福祉法人大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の運営に対する補助を行う。 | 11,470 | 苦情相談件数1,308件 (うちあっせん件数0件) | 福祉部 | 地域福祉推進室地域福祉課 | 42329 |
| 地域生活支援事業 | 地域生活支援事業 <都道府県> 障がい者の自立と社会参加を促進するため、下記の事業を実施する。 ○高次脳機能障がい及びその関連障害に対する支援普及事業 ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業 ・手話通訳者確保事業 ・要約筆記者確保事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員確保事業 ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ○都道府県相談支援体制整備事業 <市町村> 障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域の実情に応じて市町村が選択実施する事業に要する経費を助成する。 （事業の種類） ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○移動支援事業 など | — | <都道府県> ○高次脳機能障がい及びその関連障害に対する支援普及事業 ・高次脳機能障がい支援コンサルテーションの実施 研修の実施（各1回） 市町村職員向け（16名受講） 医療機関職員向け（82名受講） 地域支援者・相談支援従事者向け（68名受講） ・高次脳機能障がい普及啓発イベント 日時：令和3年7月10日（土） 場所：イオンモール堺北花田 ・リハビリテーション講習会 オンラインで実施（679名受講） ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業 ・手話通訳者養成研修修了者数 127名 ・要約筆記者養成研修修了者数 20名 ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者数27名 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者数 11名 ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・手話通訳者登録者数 230名 ・要約筆記者登録者数 153名 ・盲ろう者向け通訳・介助員登録者数 304名 ○都道府県相談支援体制整備事業 障がい者相談支援アドバイザーの派遣 （詳細は、前ページ参照） | 福祉部 福祉部 福祉部 | 障がい福祉室自立支援課 障がい福祉室地域生活支援課 | 42330 |
| 障がい者就労・生活支援の拠点づくり推進事業 | 障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で、就労面及び生活面での総合的な支援に向けた取組みを進めるため、府内各障害者就業・生活支援センターに生活支援を行う生活支援ワーカーを配置する。 | 112,518 | 障害者就業・生活支援センター 18か所 | 福祉部 | 障がい福祉室自立支援課 | 42331 |
| 障がい者地域医療ネットワーク推進事業 | 身近な地域で、障がい者が安心して医療を受けられるよう、医療機関の連携を図り、障がい者地域医療ネットワークを推進する。このため、専門的治療が必要な合併症や二次障がい等に関する患者紹介等の円滑化を図るとともに、地域の医療関係者への情報提供を行う。 | 0 | ○大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会を開催 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42332 |
| 相談支援従事者研修事業 | 地域における複合的なニーズを有する地域の障がい者等の生活を支援する相談支援従事者の養成を図る | 4,068 | ○専門コース別研修（府直営） 指導者養成・ファシリテーションコース他3コース実施 修了者数 242名 ○相談支援従事者初任者研修 （指定研修機関で実施） 7日間課程 修了者数 391名 2日間課程 修了者数 1,746名 ○相談支援従事者現任研修（指定研修機関で実施）修了者数 361名 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42333 |
| 発達障がい児者支援に関する取り組み | 発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な支援事業 | 75,847 | ○発達障害者支援センター運営事業 ○市町村幼稚園教諭、保育士、医師研修や家族支援、事業所への機関支援等を実施 ・幼稚園教諭・保育士研修：受講者数255名（オンライン基礎講座）、58名（実践講座） ・医師研修：かかりつけ医等研修140名、専門医師養成研修15名 ○家族支援：ペアレント・プログラム フォローアップ研修22名受講 ○機関支援：指定障がい児通所支援事業者、相談支援事業所等 計169箇所 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42334 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|-----------------------------------|---|---------------------------------------|---|-------|----------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 居宅介護事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 | 障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスの利用に対し支給される、障害福祉サービス費の100分の25を負担する。 | (15,504,871) のうち一部事業 (障がい者等を含む) | 実施市町村数：4 3 市町村 | 福祉部 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 | 42335 |
| 障がい(児)の短期入所事業につき支給される障害福祉サービス費の負担 | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等を行うサービスの利用に対し支給される、障害福祉サービス費の100分の25を負担する。 | 1,171,002 (障がい者等を含む) | 実施市町村数：4 3 市町村 | 福祉部 | 障がい福祉室障がい福祉企画課 | 42336 |
| 障がい者(児)施設等施設整備事業 | 社会福祉法人等が行う障がい者(児)施設、グループホーム等の施設整備及び災害時等において在宅の障がい者等を長期的に受け入れる防災拠点の整備に要する費用の一部を補助する。 | 230,000 | 〇施設整備補助 創設 3施設 | 福祉部 | 障がい福祉室生活基盤推進課 | 42337 |
| 重度障がい者医療費助成事業 | 重度の障がい者(児)の医療費について、市町村が実施する医療費助成事業に対して補助を行う。(実施主体：市町村) ○1～2級の身体障がい者手帳所持者(児) ○重度の知的障がい者(児) ○精神障がい者保健福祉手帳1級所持者(児) ○特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者(児)で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級相当の者(児) ○中度の知的障がい者(児)で身体障がい者手帳所持者 ただし、障がい基礎年金(全額支給停止)の所得制限を準用 ○一部自己負担額 一つの医療機関等あたり入院・入院外各500円以内/日※1カ月あたり自己負担限度額3,000円 | 11,056,903 | 対象者数：149,729人 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42338 |
| 重度障がい者等住宅改造成成事業 | 重度障がい者等が住みなれた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造成への助成を実施する市町村に対して補助を行う。 | 14,836 | 補助市町村数及び件数 20市町村 73件 | 福祉部 | 障がい福祉室生活基盤推進課 | 42339 |
| 居宅介護職員初任者(障がい者ホームヘルパー知識習得)研修事業 | 介護職員初任者研修修了者及び居宅介護に従事することを希望する方を対象に居宅介護職員初任者研修を実施し、居宅介護従業者が行う業務に必要な知識と技術の習得を図る。令和4年度から事業名称を変更。 | 2,581 | 〇居宅介護職員初任者研修 修了者 59名 | 福祉部 | 障がい福祉室地域生活支援課 | 42340 |
| 障がい者雇用促進センターの運営 | ○ハートフル条例に基づき大阪府と契約締結等財政的関係のある法定雇用率未達成企業事業主及び法定雇用率未達成の特定中小企業事業主(府内のみ事務所・事業所を有する常用労働者数43.5人以上100人以下の事業主)に対し雇用率の達成に向けた誘導・支援を実施する。 ○庁内関係部局等とも連携し、障がい者雇用に関する助言や各種セミナー、高等支援学校等見学会などの企業支援を実施する。 | 26,634 | ○大阪府と契約締結等財政的関係のある法定雇用率未達成企業事業主 雇入れ計画作成(新規) 189社 ○法定雇用率未達成の特定中小企業主 支援数(延べ) 291件 ○セミナー等の実施 27回/年 976人/年 | 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 42341 |
| OSAKAしごとフィールド運営事業(再掲) | 再掲【3-(1)-②-A】 | 92,268 | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室就業促進課 | 42342 |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度(再掲) | 再掲【4-(1)-②】 | 23,279千円 | 同左 | 都市整備部 | 居住企画課 | 42343 |
| ウ 外国人が安心して暮らせる環境整備 | | | | | | |
| 外国人女性に対する相談・一時保護体制の充実 | 婦人保護事業の観点から、外国人女性を対象とした相談事業を女性相談センターで実施する。また、必要に応じて一時保護を行う。 ○相談時間：午前9時～午後8時(祝・年末年始を除く) ※DV電話相談は年中24時間 ※通訳者が必要な場合 月～金：午前9時～午後5時30分 | - | ○相談件数 電話相談：64件 来所相談他：7件 ○一時保護件数：8件 | 福祉部 | 子ども家庭局家庭支援課 | 42344 |
| | | | | 福祉部 | 女性相談センター | |
| 外国人女性のDV等被害者等を対象にした多言語による情報提供 | 外国人女性のDV等被害者等を対象にした多言語による支援制度の説明や相談窓口紹介のためのパンフレットを作成・配布するとともに、ホームページ等を通じて、周知を図る(プラン取組内容より) | - | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 42345 |
| 外国人受入環境整備事業(外国人情報コーナー)(再掲) | 再掲【1-(2)-④】 | 20,000 | 同左 | 府民文化部 | 都市魅力創造局国際課 | 42346 |
| 災害時多言語支援事業(再掲) | 再掲【1-(2)-④】 | - | 同左 | 府民文化部 | 都市魅力創造局国際課 | 42347 |
| 外国人材受入環境整備推進事業(再掲) | 再掲【1-(2)-④】 | - | 同左 | 政策企画部 | 企画室推進課 | 42348 |
| 外国人材マッチングプラットフォーム事業(再掲) | 再掲【1-(2)-④】 | 30,000 | 同左 | 商工労働部 | 商工労働総務課 | 42349 |
| おおさかメディカルネットの設置(再掲) | 再掲【1-(2)-④】 | 1,093 | 同左 | 健康医療部 | 保健医療室保健医療企画課 | 42350 |
| 多言語遠隔医療通訳サービスの実施(再掲) | 再掲【1-(2)-④】 | 8,758 | 同左 | 健康医療部 | 保健医療室保健医療企画課 | 42351 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|--|---|----------------|---|-------|--------------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 大阪府外国人患者受入れにおける医療機関向けワンストップ相談窓口の運営(再掲) | 再掲【1-(2)-④】 | 6,000 | 同左 | 健康医療部 | 保健医療室 保健医療企画課 | 42352 |
| 「よろず支援拠点」における中小企業への経営相談 | 大阪産業局「よろず支援拠点」において、中小企業に対する総合的な相談対応(外国人材を含む)を実施。 | - | 相談対応件数 12,069件 | 商工労働部 | 商工労働総務課 | 42353 |
| 小中学校における日本語指導推進事業(再掲) | 再掲【1-(2)-③】 | 32,231 | 同左 | 教育庁 | 市町村教育室 小中学校課 | 42354 |
| 日本語教育学校支援事業費(再掲) | 再掲【1-(2)-③】 | 7,344 | 同左 | 教育庁 | 教育振興室 高等学校課 | 42355 |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度(再掲) | 再掲【4-(1)-②】 | 23,279千円 | 同左 | 都市整備部 | 居住企画課 | 42356 |
| ④ 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援 | | | | | | |
| 人権教育推進計画に基づく施策の推進 | ○人権教育教材の普及、開発等 | - | 人権教育推進計画に基づく施策の推進 ○人権教育教材の普及、開発等 既存の人権教育教材をホームページに掲載するとともに、希望者に対しては冊子を送付 | 府民文化部 | 人権局人権企画課 | 42401 |
| 総合相談事業交付金 | 住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するため、市町村に対して交付金を交付する。 | 262,900 | 相談件数：38,509件 | 府民文化部 | 人権局人権擁護課 | 42402 |
| 障がい者理由とする差別の解消に向けた取組 | 大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動と、大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備等により、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を実施する。 | 24,936 | 大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動と、大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備等により、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を実施した。 | 福祉部 | 障がい福祉室 障がい福祉企画課 | 42403 |
| (3) 生涯を通じた男女の健康支援 | | | | | | |
| ① 女性の健康対策の推進 | | | | | | |
| ア 妊娠・出産等に関する健康支援 | | | | | | |
| 大阪母子医療センターの運営 | 地方独立行政法人大阪府立病院機構が運営する大阪母子医療センターにおいて、母性の健康の保持増進と小児の成長発達を保障するため、府域における周産期・小児医療の基幹施設として、母体・胎児・新生児から小児に至る一貫した高度専門医療を提供する。 | - | ○延べ入院患者数：107,746人 ○延べ外来患者数：175,671人 | 健康医療部 | 保健医療室 保健医療企画課 | 43101 |
| 周産期母子医療センター運営事業 | 診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に対応するため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図る一環として、総合・地域周産期母子医療センター指定、認定施設に対し運営補助を行う。 | 1,048,409 | ○補助医療機関数：22施設 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43102 |
| 周産期緊急医療体制整備事業 | ○地域医療機関の要請に応じて、極低出生体重児など重症新生児や母体・胎児が危険な状態にある妊産婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急に搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保する。 ○「かかりつけ医」のない未受診妊産婦等に対応するため、産婦人科救急搬送を受け入れる体制を当番制により確保する。 | 156,194 | ○NMCS 搬送受入件数：1,116件 ○OGCS 搬送受入件数：2,198件 ○産婦人科救急搬送体制確保事業受入実績：887件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43103 |
| 周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業 | 夜間・休日において、母体や胎児が危険な状態にある妊産婦を、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送する際に、速やかに適切な医療を提供するため、大阪母子医療センターの母体搬送コーディネーターによる搬送調整を実施。 | 38,562 | ○調整件数：92件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43104 |
| 児童虐待発生予防対策事業(再掲) | 再掲【4-(1)-⑤】 | 9,146 | 同左 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43105 |
| 不妊総合対策事業(不妊相談事業等) | 不妊に関する専門的な相談窓口の開設(一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団に委託)及び情報提供体制の整備を行う等、不妊に悩む人々の身体的・精神的負担の軽減と支援を図る。 | 16,235 | ○面接相談：39件、電話相談：525件 ○カウンセリング：75件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43106 |
| 特定不妊治療費助成事業 | 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。 | 365,504 | ○承認件数：4,323件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43107 |
| 保健所における各種事業の実施(再掲) | 再掲【1-(1)-②】 | - | 同左 | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 43108 |
| 地域保健関係職員研修(再掲) | 再掲【4-(2)-③-ア】 | 2,574 | 同左 | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 43109 |
| 「健康教育指導者育成支援事業」報告書の活用(再掲) | 再掲【1-(1)-②】 | - | 同左 | 教育庁 | 教育振興室 保健体育課 | 43110 |
| 「性に関する指導」実践者育成事業(再掲) | 再掲【1-(1)-②】 | - | 同左 | 教育庁 | 教育振興室 保健体育課 | 43111 |
| イ 女性特有の疾患に関する健康支援 | | | | | | |
| 女性専用外来の実施 | 地方独立行政法人大阪府立病院機構が運営する大阪急性期・総合医療センターにおいて、女性特有の症状で悩んでいる方が、気軽に受診できるよう予約制で女性医師が診察を行なう「女性専用外来」を実施する。 | - | 延べ患者数 0人 | 健康医療部 | 保健医療室 保健医療企画課 | 43112 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---------------------------------|---|----------------|---|-------|-----------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 大阪府がん対策推進委員会 がん検診部会の運営 | 大阪府がん対策推進委員会がん検診部会において、がん検診の推進及び精度管理に係る指導・助言についての審議を行う。 | 167 | がん検診の推進及び精度管理に係る指導・助言についての審議を行った。(新型コロナウイルス感染症拡大により書面開催) | 健康医療部 | 健康推進室 健康づくり課 | 43113 |
| 組織型検診推進事業業務委託 | 組織型検診体制を推進するとともにがん検診の技術水準の維持向上を図るために、市町村、検診機関への技術支援及びがん検診精度管理業務について、公益財団法人大阪府保健医療財団大阪がん循環器病予防センターへ委託する。 | 57,354 | 組織型検診導入に向けての助言指導を行い、市町村向け研修会を開催するなどの支援を行った。 また、各種がん検診の精度管理基礎調査を、精度管理システムを用いて行った。 | 健康医療部 | 健康推進室 健康づくり課 | 43114 |
| 保健所における各種事業の実施(再掲) | 再掲【1-(1)-②】 | - | 同左 | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 43115 |
| ② ライフステージに応じた男女の健康支援 | | | | | | |
| ア 子どもの保健・医療の推進 | | | | | | |
| 小児救急医療支援事業 | 入院治療が必要な小児の重症救急患者の受け入れ体制(二次救急医療体制)を確保するため、市町村が共同して行う二次医療圏単位での病院輪番制による小児の二次救急医療体制運営事業に対して助成を行う。 | 158,139 | ・補助ブロック数:10 ・補助額:143,880千円 | 健康医療部 | 保健医療室 医療対策課 | 43201 |
| 周産期緊急医療体制整備事業(再掲) | 再掲【4-(3)-①-ア】 | 156,914 | 同左 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43202 |
| 小児救急電話相談事業 | 夜間の子どもの急病等に関する保護者の不安を解消するため、看護師、小児科医の支援体制のもと夜間電話相談体制を行う。 相談受付時間:20時から翌朝8時まで(365日) | 55,960 | ・相談件数:61,365件 ・一日平均:168.1件 | 健康医療部 | 保健医療室 医療対策課 | 43203 |
| 先天性代謝異常等検査事業 | 先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療が行えるよう、新生児や乳幼児を対象としたマス・スクリーニング検査を実施する。 | 80,677 | ○先天性代謝異常症 延べ 42,121件 ○先天性副腎過形成症 延べ 44,113件 ○先天性甲状腺機能低下症 延べ 42,197件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43204 |
| 障がい・難病児等療育支援体制整備事業 | 身体障がい児・慢性疾患児とその家族等に対して、障がいの受容や適切な医療・療育を確保するために、府保健所において、保健師による訪問指導や相談事業等を実施するとともに、専門医等による相談指導を実施する。 また、地域での総合的な支援体制づくりを推進するため、関係機関との連携会議を開催する。 | 10,600 | ○身体障がいの専門相談(実):628人 ○慢性疾患児の専門相談(実):1172人 ○身体障がい児・慢性疾患児の患者家族交流会:32人 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43205 |
| 小児慢性特定疾病医療費助成制度 | 小児慢性特定疾病に罹患している患者の医療の確立・普及及び患者福祉の向上を図るために医療費の援助や手帳交付を行う。 | 994,072 | ○認定件数:2,706件 ○給付件数:41,639件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43206 |
| 自立支援医療費(育成医療)支給事業 | 身体に障がいのある児童に対し、必要な医療費の給付を行う。 (実施主体:市町村) | 26,721 | ○承認件数:0件 ○給付件数:延べ0件 ※平成25年度より市町村へ事務移譲(府は医療費1/4、審査手数料1/2を負担) | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43207 |
| 結核児童療育給付 | 結核に罹患し、長期の入院治療を必要とする児童に対し、必要な医療の給付(入院中に必要な日用品・学習用品の支給を含む。)を行う。 | 277 | ○申請・交付件数:0件 ○給付件数:延べ0件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43208 |
| 未熟児療育医療給付 | 入院療育を必要とする未熟児に対し、その療育に必要な医療の給付を行う。 (実施主体:市町村) | 139,870 | ○申請・交付件数:0件 ○給付件数:延べ0件 ※平成25年度より市町村へ事務移譲(府は医療費1/4、審査手数料1/2を負担) | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43209 |
| 乳幼児の不慮の事故防止対策事業 | 乳幼児の不慮の事故(乳幼児揺さぶられ症候群、窒息、転落、溺水、交通事故など)防止を図るため、乳幼児の保護者などへの啓発を行う。 | - | 乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合(1歳半健診):46.4% 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合(3~4か月児健診):98.0% ※母子保健事業実施状況調査より | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43210 |
| イ 成人期・高齢期における健康づくりの推進 | | | | | | |
| 保健所における各種事業の実施(再掲) | 再掲【1-(1)-②】 | - | 同左 | 健康医療部 | 健康医療総務課 | 43211 |
| たばこ対策推進事業 | たばこは、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患など疾患の主要な原因であることから、府はたばこの健康影響についての正しい知識の普及啓発、禁煙サポートの推進、受動喫煙防止の推進を3本柱に、実効性のあるたばこ対策を推進し、府民の健康を守る。 | 284,731 | 健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策について、リーフレットや啓発ポスターを作成し、市町村、各保健所、関係団体と連携し、配布・掲示するとともに、YouTube広告や駅構内等でのデジタルサイネージを放映するなど、府民等に向け幅広く周知啓発を行った。また、子どもを受動喫煙の悪影響から保護することを目的とした「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」についても、引き続き周知を図った。 加えて、たばこの健康影響の周知啓発、未成年者の喫煙防止教育の推進、児童・生徒に対する禁煙の啓発を実施、さらに府民や事業者に対する禁煙サポートの推進に取り組んだ。 | 健康医療部 | 健康推進室 健康づくり課 | 43212 |
| 職場のメンタルヘルス推進担当者養成事業 | 地域自殺対策強化交付金を活用して、中小企業等において職場のメンタルヘルス対策を推進する人材(メンタルヘルス推進担当者)の養成をする研修会を開催する | 1,261 | 実施回数2回、225名受講 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 43213 |
| メンタルヘルス専門相談 | 職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者の方に、職場のメンタルヘルスに関する専門的な知識経験を有する相談員が相談に応じる。地域自殺対策強化交付金を活用。 | 1,330 | 相談人数27名 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 43214 |
| 労働時間短縮の促進(再掲) | 再掲【3-(2)-①-ア】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 43215 |
| 各種労働関係啓発冊子の作成・配布、ホームページでの掲載(再掲) | 再掲【3-(1)-①】 | - | 同左 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 43216 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|---------------------------|--|--|--|-------|----------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 地域勤労者健康管理事業（勤労者健康管理セミナー） | 地域産業保健センター等と連携を図り、中小企業の労働者の健康管理に関する普及啓発を行う。 | — | 「事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会」実施回数2回、225人受講 | 商工労働部 | 雇用推進室 労働環境課 | 43217 |
| 自殺防止対策事業 | 自殺対策基本法に基づき、大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るため、自殺防止に向けた対策を協議・検討する。 | 561 | ○大阪府自殺対策審議会の開催（12/3） | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43218 |
| 自殺対策強化事業 | ○自殺対策基本法に基づき、大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るため、自殺防止に向けた対策を協議・検討する。 ○国の「地域自殺対策強化交付金」を活用し、地域における自殺対策を強化するため、自殺対策推進センターを運営し、相談体制の整備や人材養成、普及啓発等を実施する。 | 117,723 | ポスターの掲示、府政だより掲載、市町村広報紙掲載依頼等実施 （自殺予防週間 [9月10日～16日]、自殺対策強化月間 [3月]） ○自殺対策推進センター運営事業 ・自殺対策に関する情報の提供 ・自殺対策に関する調査、分析等 ・自殺対策研修の開催 ・自死遺族相談の実施 ・この健康相談統一ダイヤル ・保健所、市町村、関係機関等への技術支援 ○大阪府自殺未遂者相談支援事業 ○大阪府妊産婦こころの相談センター事業（相談件数：596件） ○若年層向けSNS相談体制整備事業（相談件数：564件） ○市町村自殺対策強化事業（市町村補助）40団体 ○自殺対策民間団体支援事業（民間団体補助）5団体 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43219 |
| こころの健康相談事業 | 保健所において精神科医師（嘱託医）、ケースワーカー、保健師等による本人・家族・地域関係者等に対する総合的な精神保健福祉相談、訪問指導を実施する。 | 24,153 | ○相談件数 20,878件 ○訪問指導件数 2,101件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43220 |
| こころの健康総合センターの運営 | 府民のこころの健康の保持増進を目的に、こころの健康づくりに関する情報提供や調査研究、依存症・自死遺族相談等の専門相談を行う。また、地域の関係機関職員の人材養成や、保健所を中心とした地域における精神保健福祉活動の支援を行う。 | 38,871 | 全相談件数：10,189件 ○専門相談等 電話1,120件、面接1,157件 ○電話相談 こころ2,234件(内わかばち540件) 統一ダイヤル5,678件 | 健康医療部 | 保健医療室 地域保健課 | 43221 |
| 男性のための電話相談事業 | 夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど男性からの相談に対して、専門の男性相談員が電話による相談に応じる。 | 25,004の一部 | ○男性のための電話相談 相談件数：242件 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 43222 |
| 女性のための相談事業（再掲） | 再掲【4-（2）-①】 | 25,004 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 43223 |
| 5 計画の推進にあたって | | | | | | |
| 1 オール大阪での連携の推進 | | | | | | |
| OSAKA女性活躍推進会議の運営 | 女性が自らの意思によって持てる能力を十分に発揮し、様々な分野で活躍できる社会の実現に向けて、行政と経済団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、設置したOSAKA女性活躍推進会議を運営する。 | 21 | ○OSAKA女性活躍推進会議の開催（3/22） | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 51001 |
| 大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の運営 | 男女共同参画社会の実現に向けて、民間の団体・グループとともに幅広いネットワークを構築し、情報・意見交換その他必要な連携を図る目的で会議を運営する。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 51002 |
| 2 大阪府の推進体制 | | | | | | |
| 大阪府男女共同参画推進本部の総合調整機能の強化 | 大阪府のあらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れ、施策を総合的かつ効果的に推進するため、大阪府男女共同参画推進本部会議等を開催する。 | 4 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 52001 |
| 大阪府男女共同参画審議会の運営 | 大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策の重要事項について、調査・審議する同審議会を適切に運営する。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 52002 |
| ドーンセンターにおける事業の実施（再掲） | 再掲【1-（2）-③-イ】 | 24,000 のうち一部事業 3,122の一部事業 （啓発講座等） | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 52003 |
| ドーンセンターを核とした多様な主体との連携（再掲） | 再掲【1-（2）-③】 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 52004 |
| 大阪府女性基金の活用 | 女性基金を活用し、男女共同参画のための様々な施策を展開する。 | 3,000 | ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）において、男女共同参画のための施策の実施に活用。 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 52005 |
| 男女共同参画施策苦情処理制度の運営 | 大阪府男女共同参画推進条例に基づき、知事に提出された府の男女共同参画施策等についての苦情を第三者的な立場の苦情処理委員が公正・中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる苦情処理制度を運営し、府民の男女共同参画施策等についての苦情に適切かつ迅速に対応する。 苦情処理委員3名（大学院教授1名・同准教授1名、弁護士1名） | — | ・処理件数：0件 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 52006 |
| 3 市町村との連携 | | | | | | |
| 市町村男女共同参画行政所管課長会議の運営 | 府及び市町村間での連携・協力を進めるため、市町村男女共同参画行政所管課長会議を開催する。 | 20 | ○市町村男女共同参画行政所管課長会議の開催 ・「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」と同時開催：1回（画面開催） | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 53001 |
| 市町村ブロック会議の開催（再掲） | 再掲【4-（1）-②】 | 25,004 のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 53002 |
| 人材育成・啓発講座事業（再掲） | 再掲【1-（2）-①】 | 3,452のうち 一部事業 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・ 府民協働課 | 53003 |

| 事業名 | 令和4年度事業概要 | 4年度予算額 (千円) | 令和3年度事業実績 | 担当課 | | 項番 |
|-------------------------|---|----------------|-----------|-------|------------|-------|
| | | | | 部局等 | 室・課 | |
| 市町村相談員等を対象とした研修会の開催(再掲) | 再掲【4-(1)-①】 | 25,004の一部 | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 53004 |
| 4 計画の進行管理及び検証・改善 | | | | | | |
| 男女共同参画年次報告作成 | 府内の男女共同参画の現状及び施策の実施状況等を取りまとめた男女共同参画年次報告を作成する。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 54001 |
| 数値目標の状況の公表 | 府民にわかりやすい指標を設定し、各年の状況を公表する。 | — | 同左 | 府民文化部 | 男女参画・府民協働課 | 54002 |

第2部

大阪府の男女共同参画の推進状況

I 基礎状況

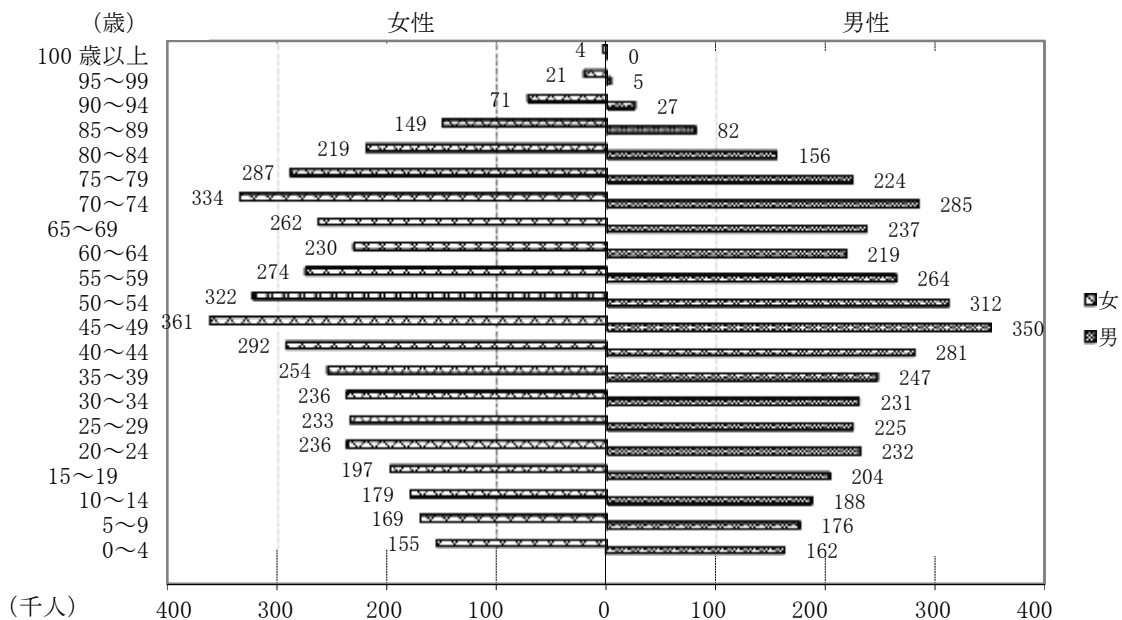
令和2年度の国勢調査によると、大阪府の人口は約884万2500人で、うち女性は約460万6500人で、男性は約423万6000人です。また、65歳未満では女性約314万人、男性約309万人ですが、65歳以上では女性約135万6千人に対し男性約101万5千人となっています（図1参照）。

大阪府の外国人の人口は約20万8千人で、その51.4%が女性です。（表1参照）

大阪府の世帯数は約399万3千世帯で、その52.7%が核家族世帯、42.4%が単独世帯です。（図2参照） また、高齢者単独世帯の女性は約34万3千人、男性は約17万8千人となっています。（図3参照）

大阪府の人口

図1 性別・年齢階級別大阪府の人口



資料出所:総務省「令和2年国勢調査」

外国人の女性

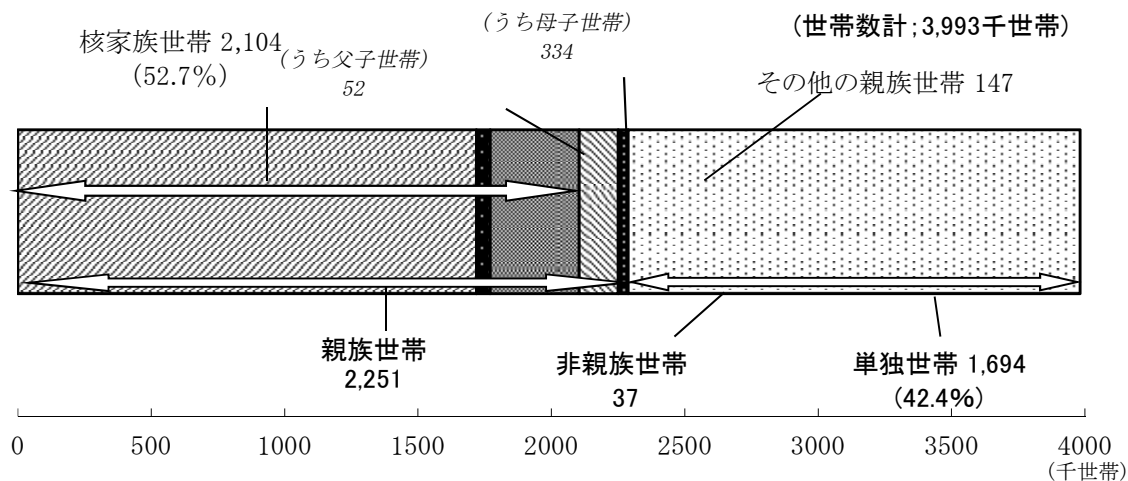
表1 性別・国籍別外国人人口(大阪府)

| | 女性(人) | 男性(人) | 計(人) |
|--------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 韓国・朝鮮 | 43,717 | 37,719 | 81,436 |
| 中国 | 33,355 | 27,075 | 60,430 |
| フィリピン | 5,288 | 2,157 | 7,445 |
| ブラジル | 1,047 | 1,305 | 2,352 |
| アメリカ | 763 | 1,759 | 2,522 |
| ベトナム | 11,282 | 15,338 | 26,620 |
| タイ | 1,528 | 592 | 2,120 |
| ペルー | 471 | 577 | 1,048 |
| インドネシア | 1,017 | 1,716 | 2,733 |
| イギリス | 183 | 673 | 856 |
| その他 | 8,610 | 12,509 | 21,119 |
| 計 | 107,261 (51.4%) | 101,420 (48.6%) | 208,681 (100.0%) |

資料出所:総務省「令和2年国勢調査」

ひとり親家庭

図2 世帯の家族類型別一般世帯数(大阪府)



資料出所:総務省「令和2年国勢調査」

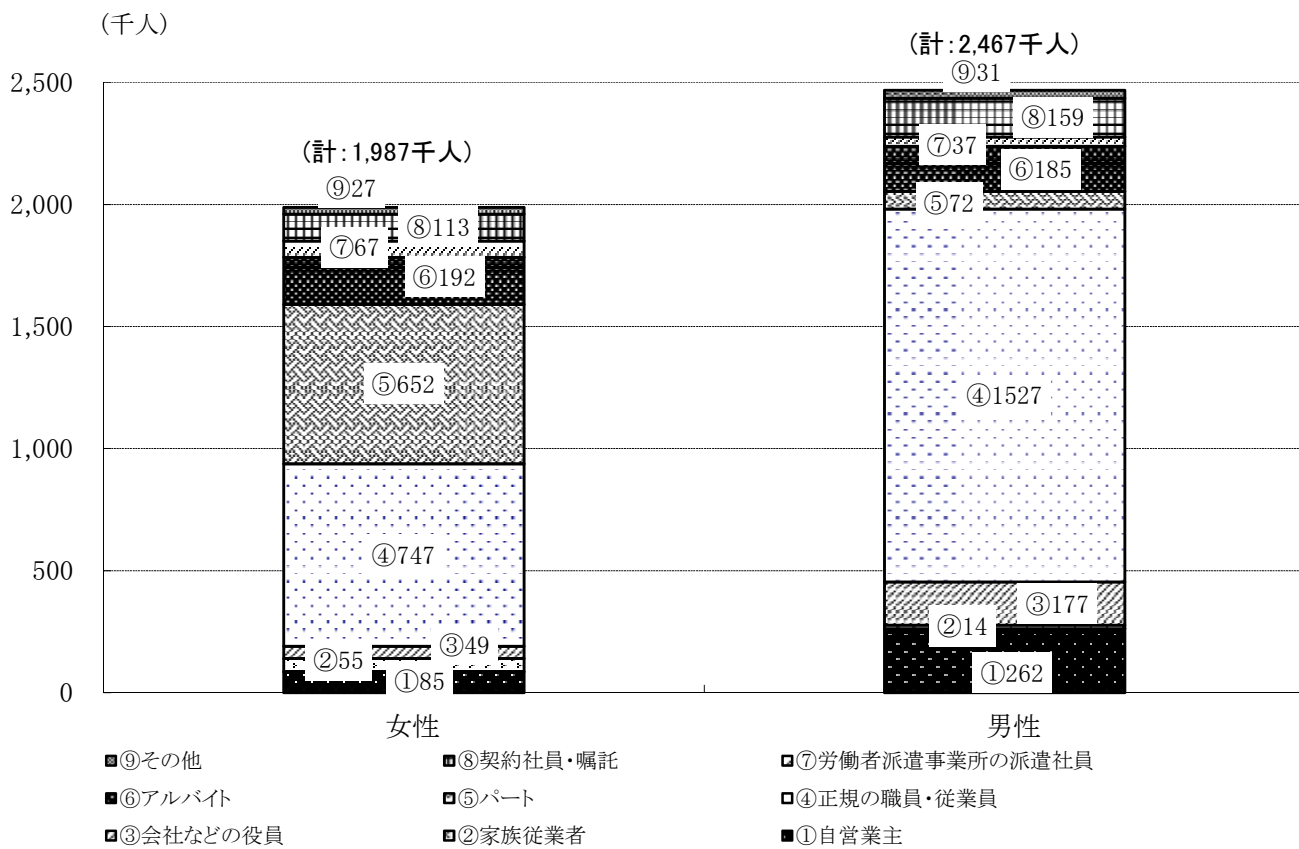
注)一般世帯は、親族世帯、非親族世帯、単独世帯に区分される。

親族世帯は、核家族世帯その他の親族世帯に区分される。

母子世帯(父子世帯)とは、核家族世帯のうち、未婚、死別又は離別の女親(男親)と未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯をいう。

女性の労働

図3 性別、従業上の地位、雇用形態別有業者数(大阪府)



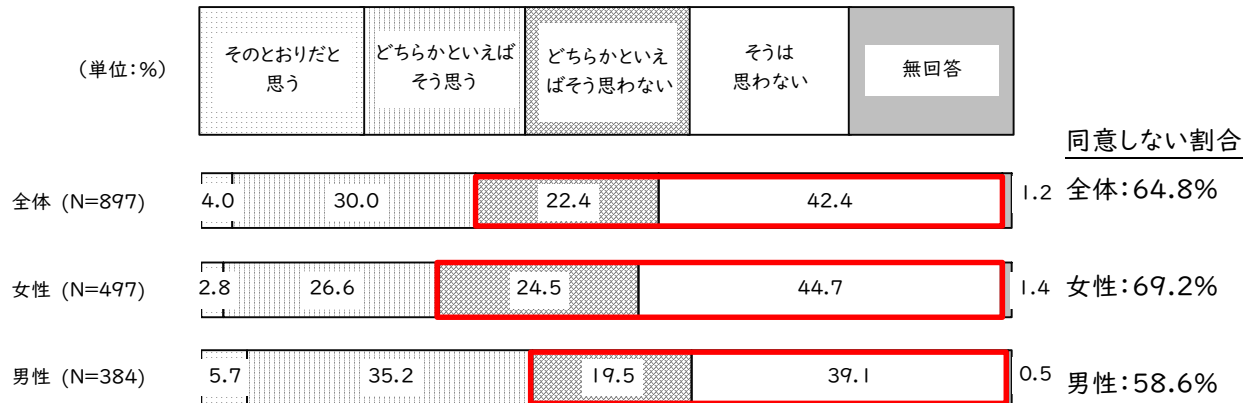
資料出所:総務省「就業構造基本調査」(平成29度)

II 大阪府の男女共同参画の状況

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 (2) あらゆる世代における男女共同参画の推進

1-2-1 性別役割分担意識【大阪府】

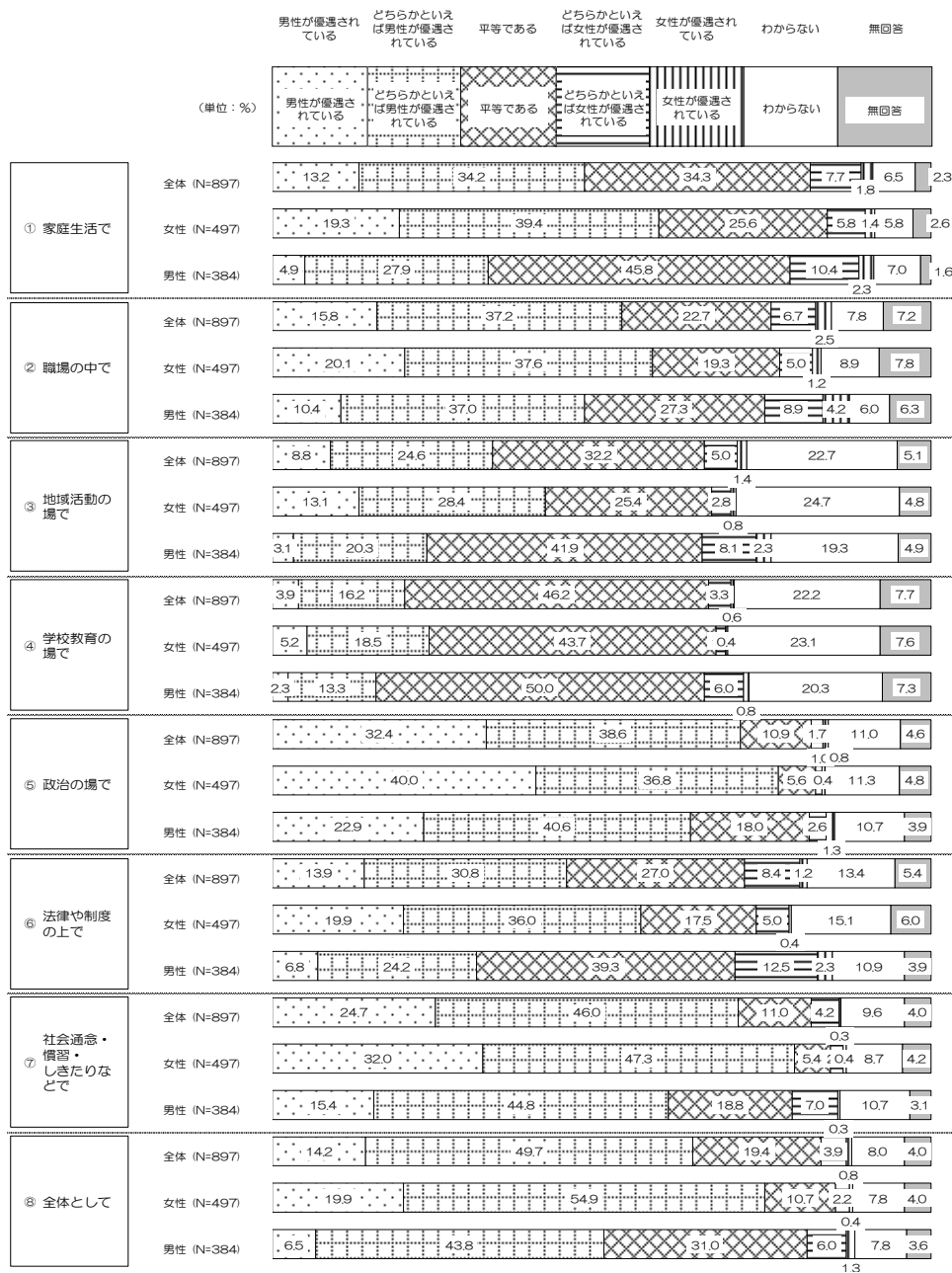
問 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

1-2-2 男女平等の現状認識（大阪府）

問 次にあげる分野で、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。あなたのお考えに近いものを選んでください。（〇はひとつずつ）



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」（令和元年度）

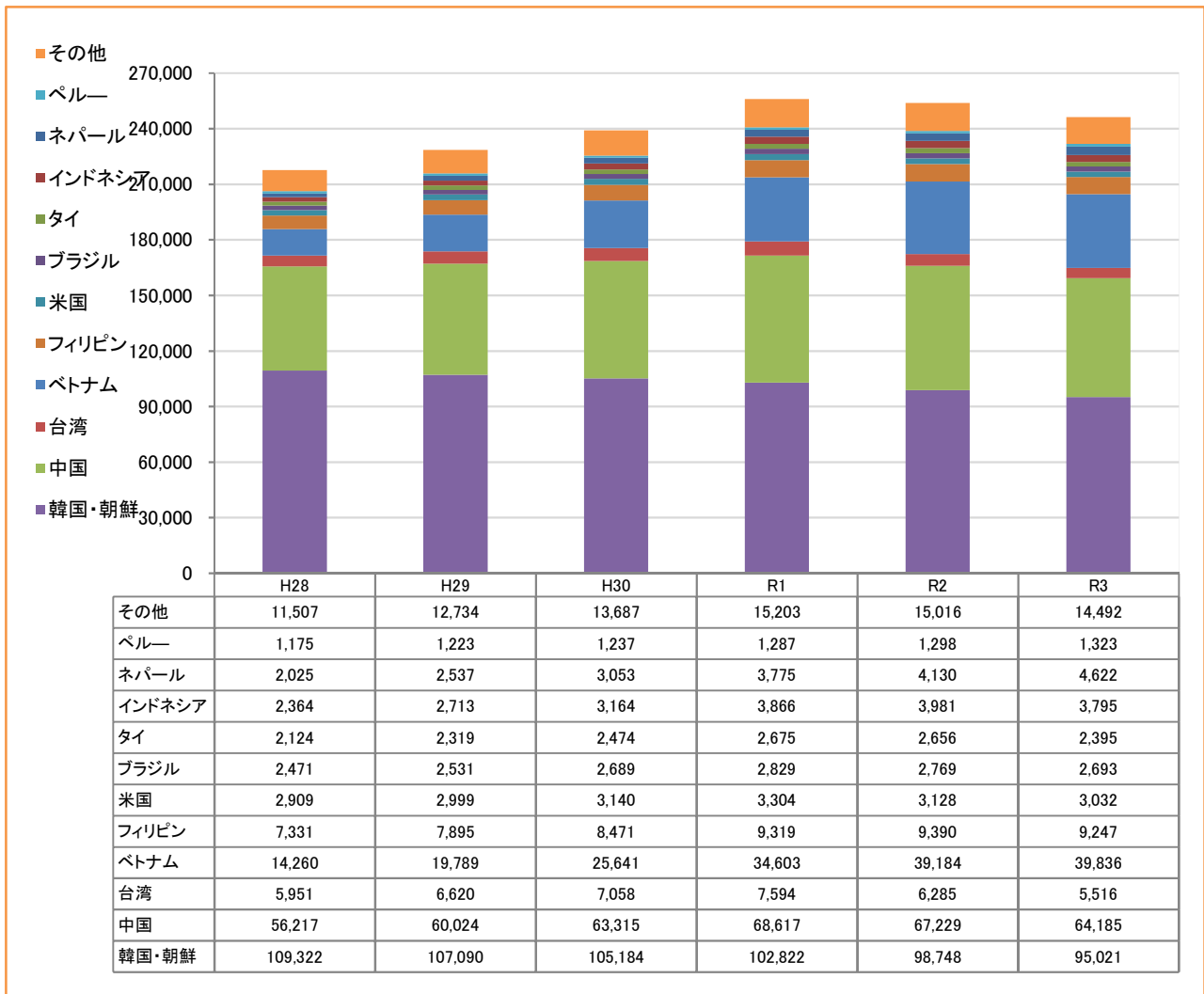
1-2-3 「男女共同参画社会」という用語の周知度

| | 大阪府調査（府民意識調査） | | 内閣府調査 | |
|------------------------|---------------|-------|-------|-------|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 |
| 平成26年度 ※内閣府調査はH24年度 | 52.5% | 57.3% | 61.3% | 66.3% |
| 令和元年度 ※内閣府調査はH30年度 | 61.4% | 69.3% | 61.5% | 67.4% |

※内閣府調査は「見たり聞いたりしたことがあるもの」

府民意識調査は「内容を知っている」「聞いたことはあるが内容は知らない」の計

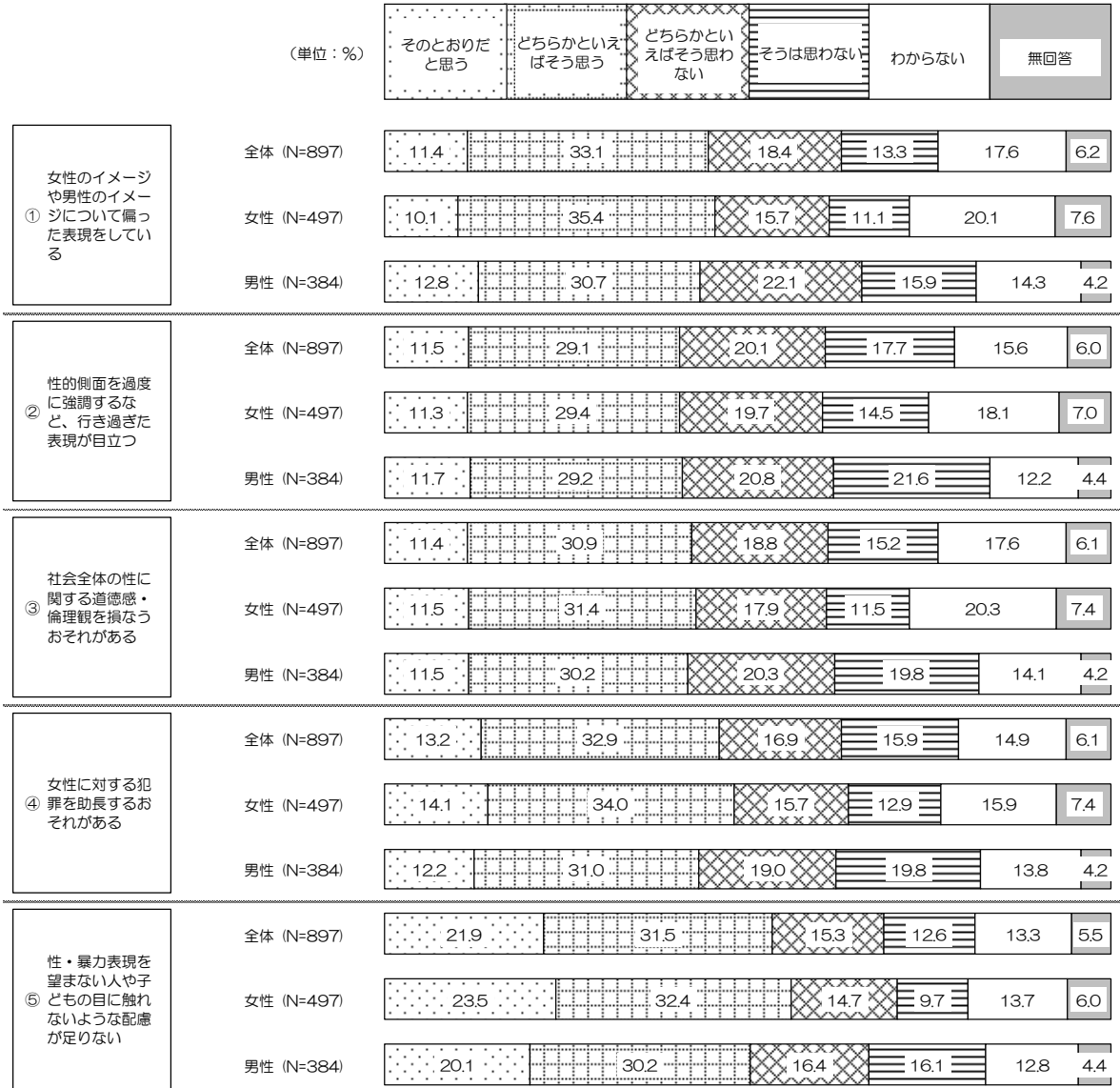
1-2-4 国籍・地域別在留外国人数



資料出所:「法務省入国管理局・在留外国人統計」による(各年12月末)

1-2-5 メディアにおける性・暴力表現(大阪府)

問 テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのように思いますか。(〇はひとつずつ)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

2. 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

(1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

2-1-1 ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

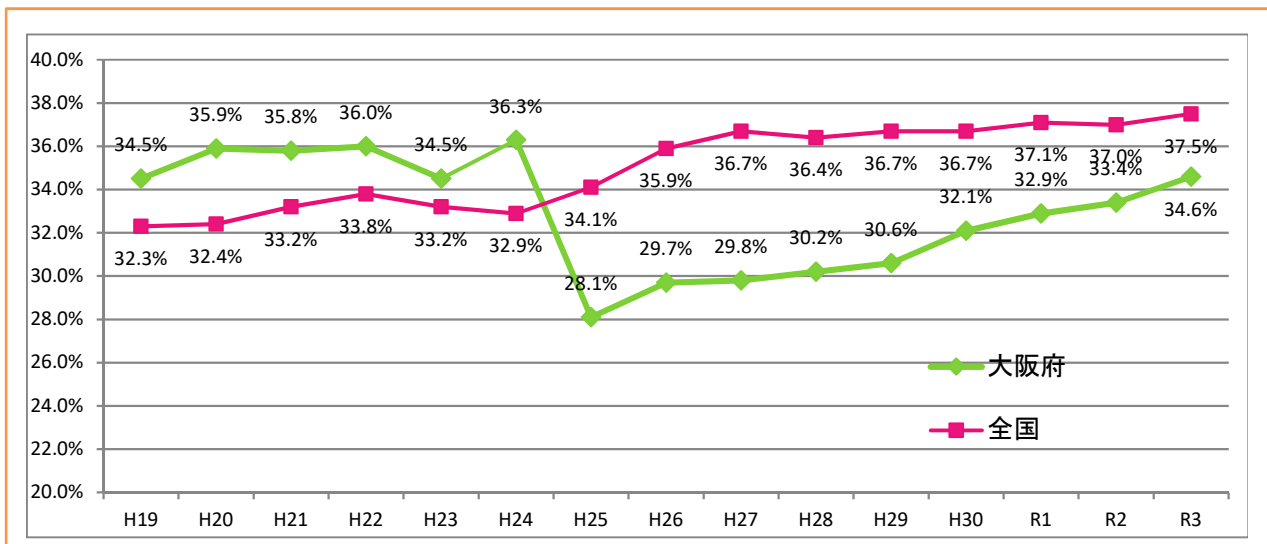
| 順位 | 国名 | スコア |
|-----|----------|-------|
| 1 | アイスランド | 0.908 |
| 2 | フィンランド | 0.860 |
| 3 | ノルウェー | 0.845 |
| 4 | ニュージーランド | 0.841 |
| 5 | スウェーデン | 0.822 |
| 10 | ドイツ | 0.801 |
| 22 | 英国 | 0.780 |
| 27 | 米国 | 0.769 |
| 99 | 韓国 | 0.689 |
| 116 | 日本 | 0.650 |

| 分野ごとの順位(日本) | |
|-------------|------------|
| 経済分野 | 117位/153か国 |
| 教育分野 | 92位/153か国 |
| 保健分野 | 65位/153か国 |
| 政治分野 | 147位/153か国 |

GGIは、以下のデータから算出されている。
 経済分野…労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
 教育分野…識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
 保健分野…新生児の男女比率、健康寿命
 政治分野…国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任日数

資料出所：世界経済フォーラム「WEF_GGGR_2022」

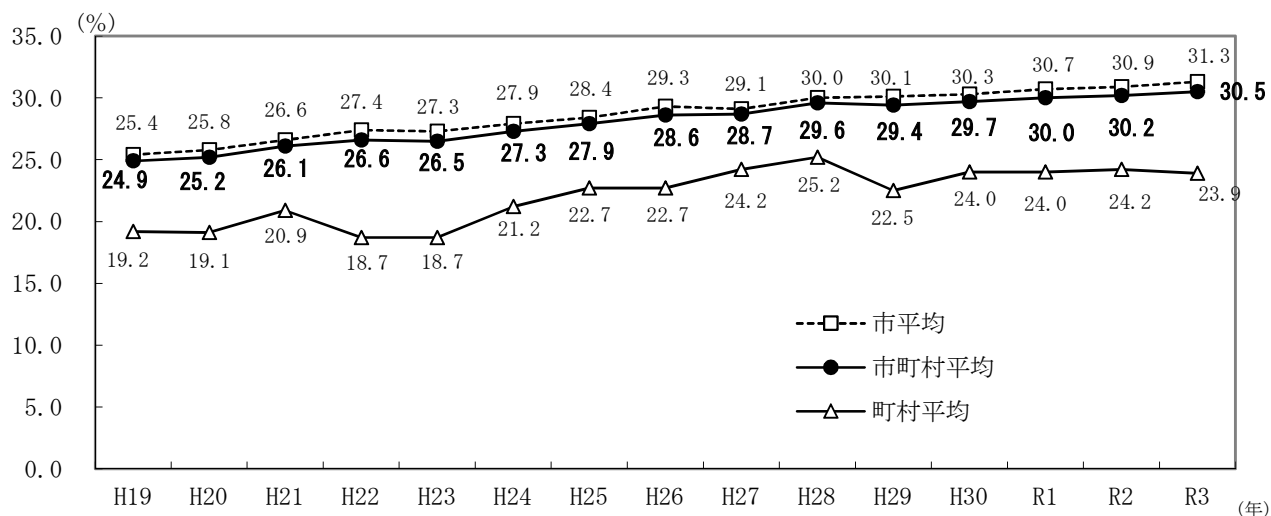
2-1-2 審議会等における女性委員の登用状況の推移 (大阪府 全国)



資料出所：大阪府男女参画・府民協働課調べ(大阪府 各年4月1日現在)

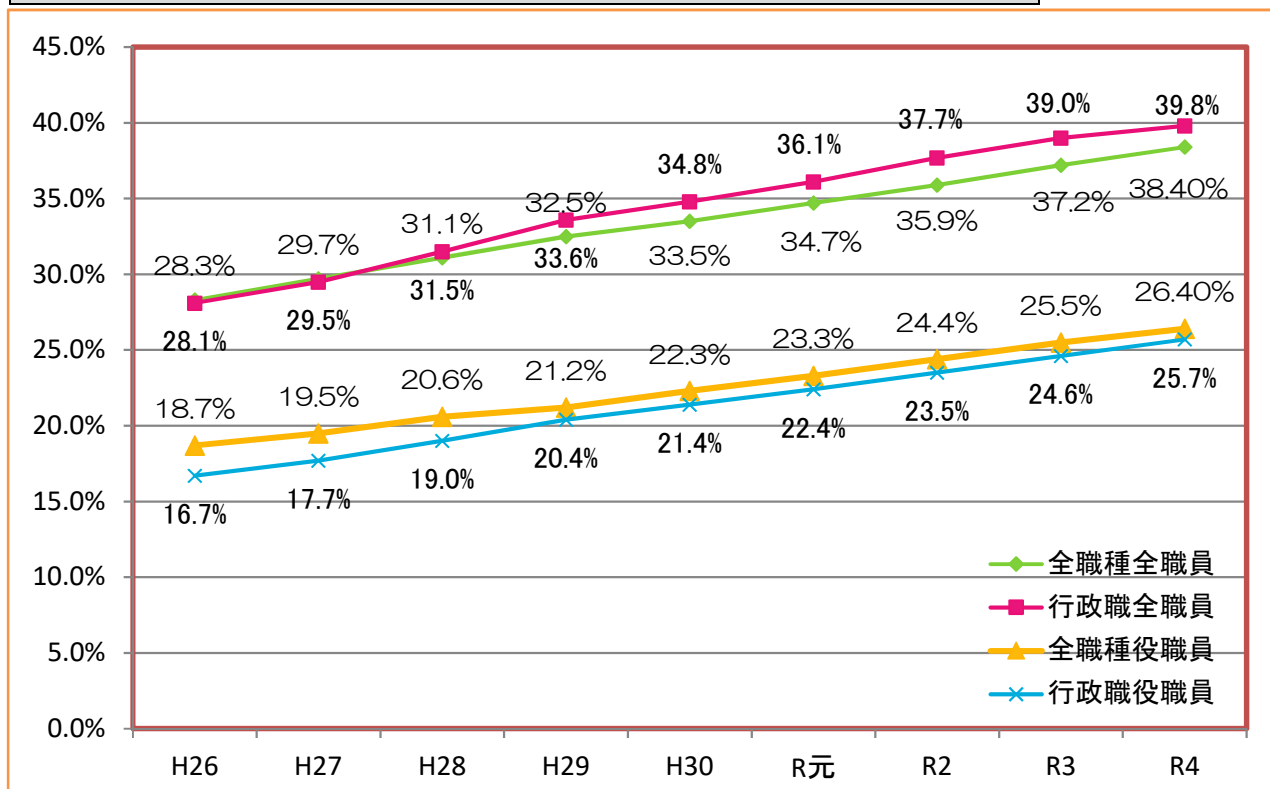
(注)大阪府附属機関条例の改正(H24.11)により、審議会数が大幅に増加し、これまで算定の対象外で女性委員登用を意識していなかった会議が対象となったため

2-1-3 審議会等における女性委員の登用状況の推移(府内市町村)



資料出所：大阪府男女参画・府民協働課調べ（各年4月1日現在）

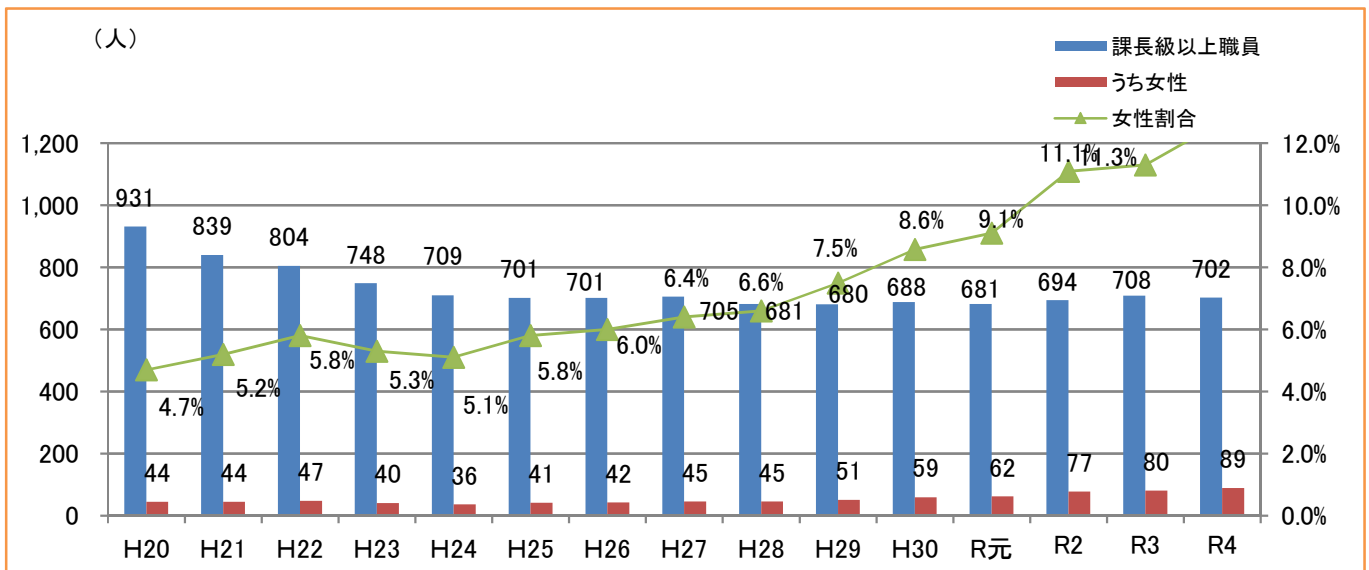
2-1-4 大阪府庁における知事部局の女性職員・役職者比率の推移



資料出所：大阪府人事局調べ(各年5月1日現在)

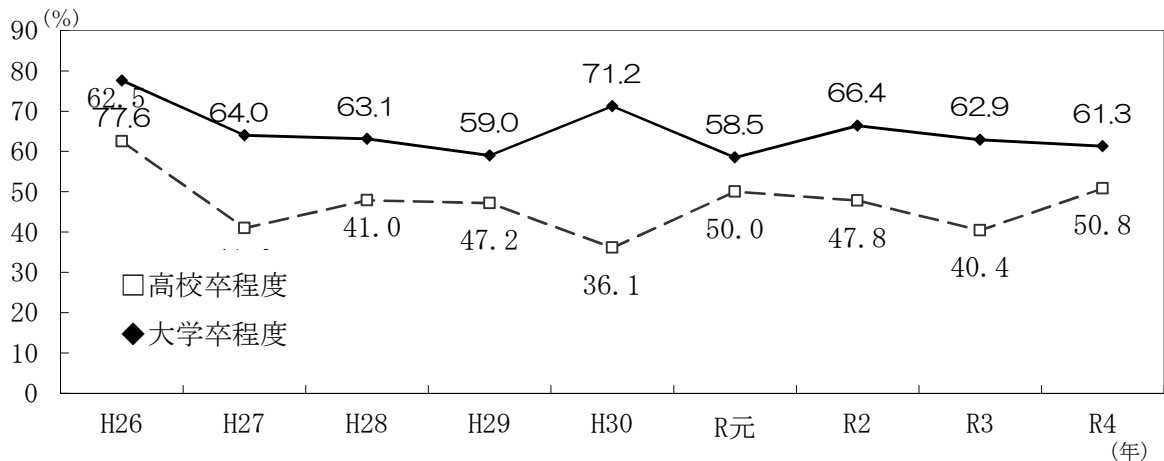
(注)役職者は、主査(係長)級以上の職。なお、H26までは知事部局、H27は一般行政部門(学校・警察を除く、知事部局・議会議務局・行政委員会事務局)の比率。

2-1-5 大阪府庁における課長級以上の職員数及び女性割合



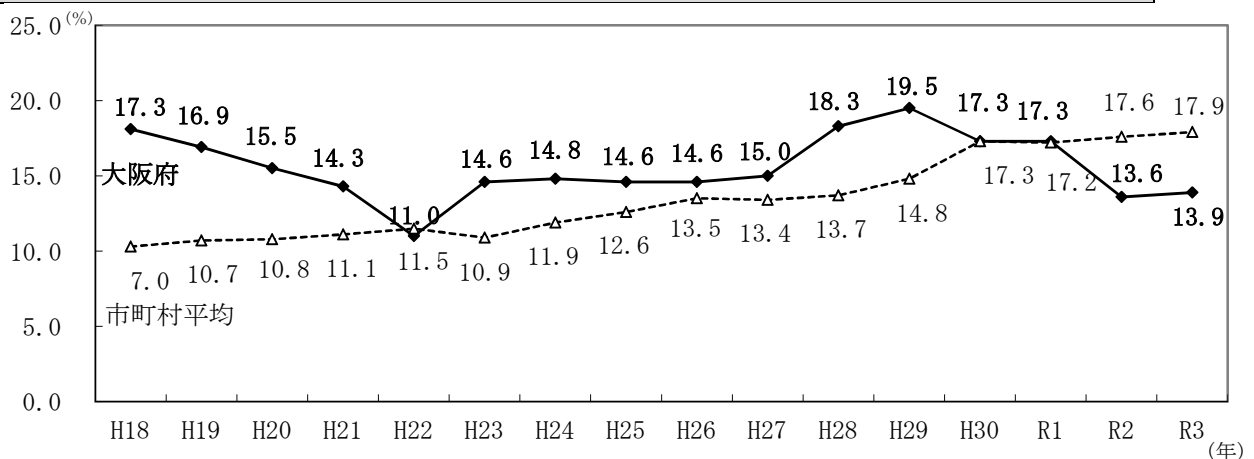
資料出所:「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

2-1-6 大阪府職員(一般行政職)採用者に占める女性割合の推移



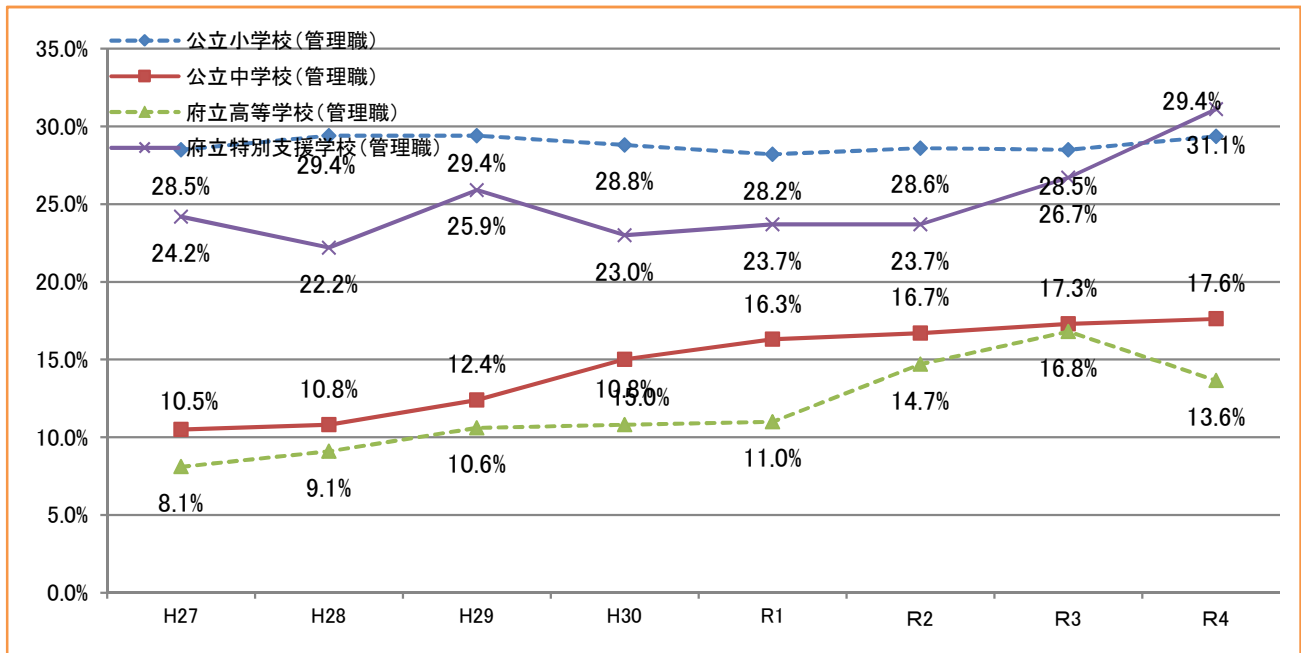
資料出所:大阪府人事局調べ(大学卒程度は「22-25」、高校卒程度は「18-21」による採用者で計上)
(注)各年度4月1日採用における数値。

2-1-7 各種委員会における女性委員の登用状況の推移(大阪府 府内市町村)



資料出所:大阪府男女参画・府民協働課調べ(各年4月1日現在)

2-1-8 学校における管理職に占める女性の登用状況(大阪府)

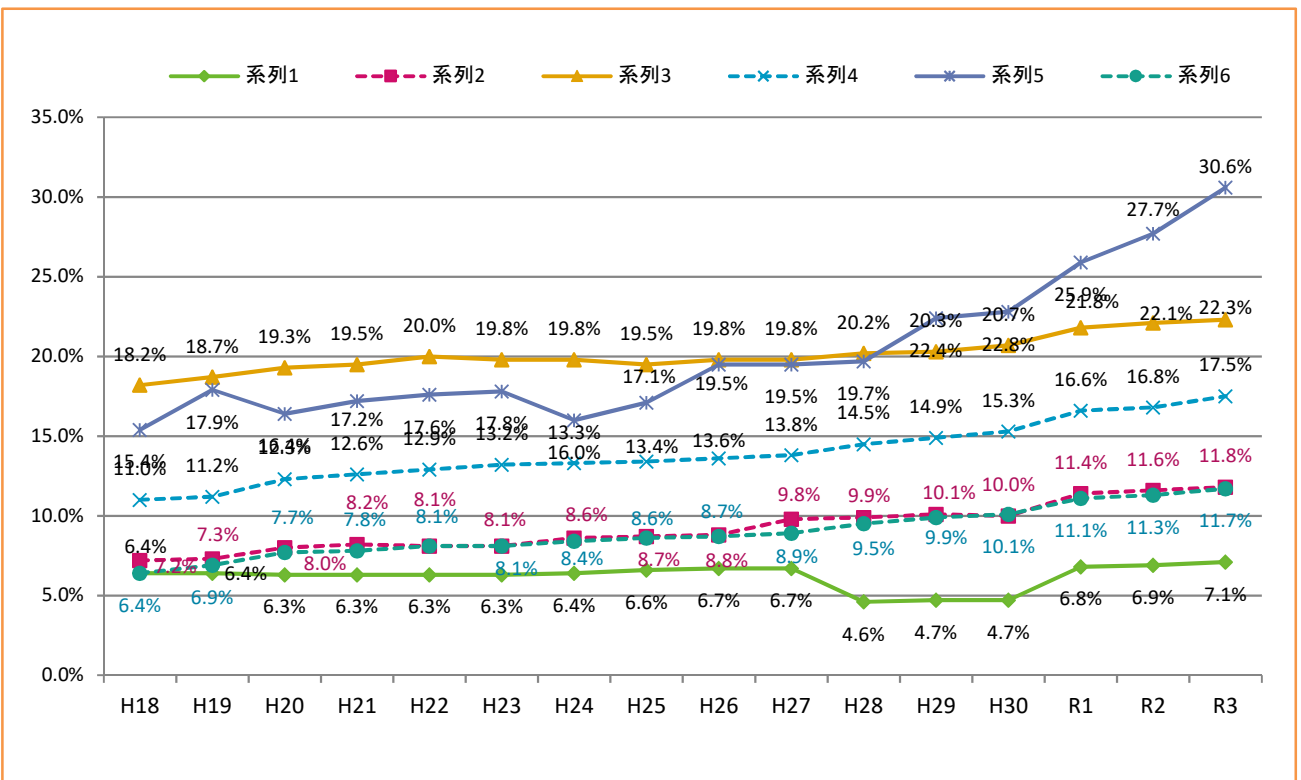


資料出所:大阪府統計課「大阪の学校統計」(令和4年度)

(注)小中学校は大阪市、堺市を除く。管理職とは、校長と教頭の計

| | | |
|-------------------------|----------|-----------|
| (参考) 公立小学校(大阪市立、堺市立を含む) | 教諭 62.9% | 管理職 25.7% |
| 公立中学校(大阪市立、堺市立を含む) | 教諭 47.1% | 管理職 15.2% |
| 公立高等学校 | 教諭 36.3% | 管理職 13.6% |
| 公立特別支援学校(市立を含む) | 教諭 59.2% | 管理職 31.9% |

2-1-9 地方議会における女性議員の割合の推移(大阪府)

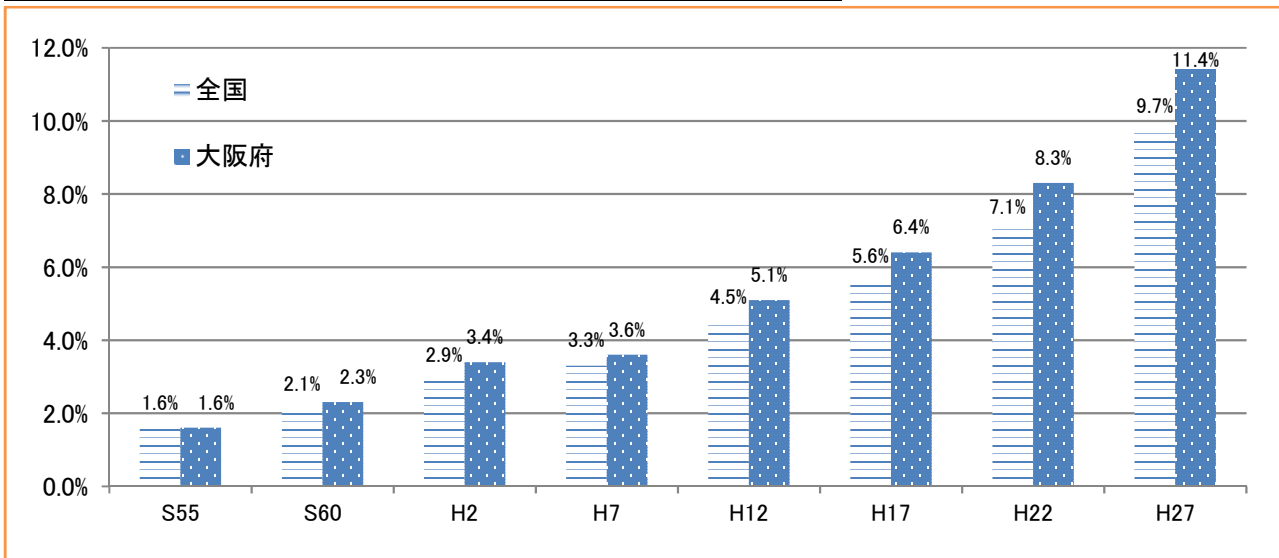


資料出所:都道府県議会、全国の市・町村議会は、H13は内閣府「女性の政策決定参画状況調べ」(12月現在)、

H14からH26は総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

H27からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

2-1-10 女性の管理職比率の推移（大阪府 全国）



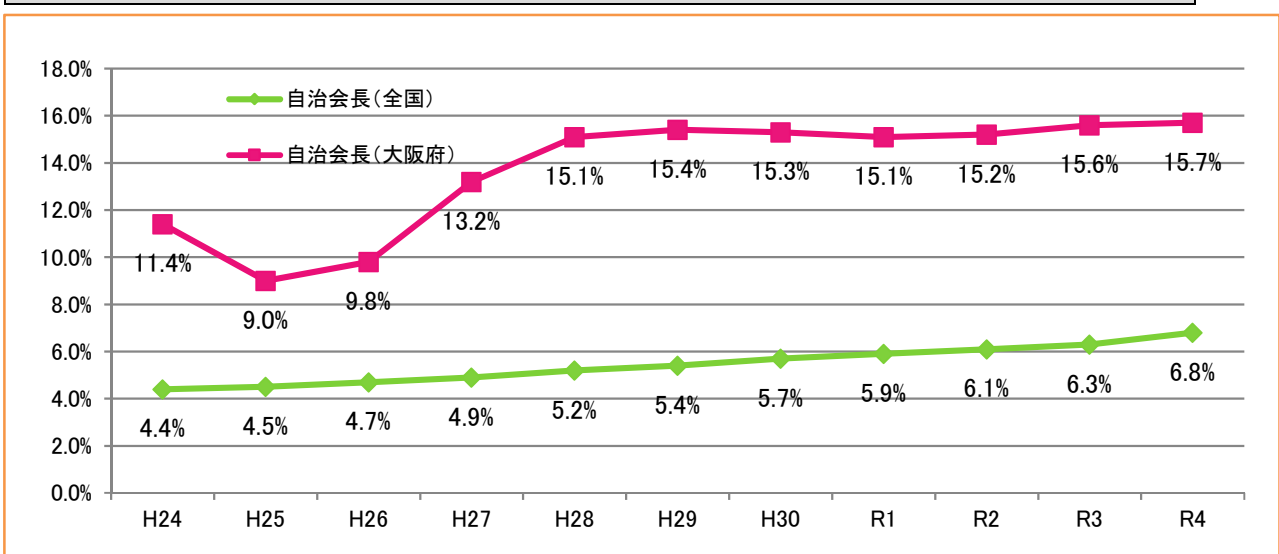
資料出所：総務省「平成 27 年 国勢調査」※男女雇用者（役員を除く）のうち、「管理的職業従事者」に女性が占める割合としている。

2-1-11 消防団員に占める女性の割合

| | 現状 | 参考 |
|------|--------------|---|
| 全国平均 | 3.4%（令和 3 年） | 第 5 次男女共同参加基本計画 10%を目標としつつ、当面 5%（令和 8 年度当初） |
| 大阪府 | 2.5%（令和 3 年） | — |

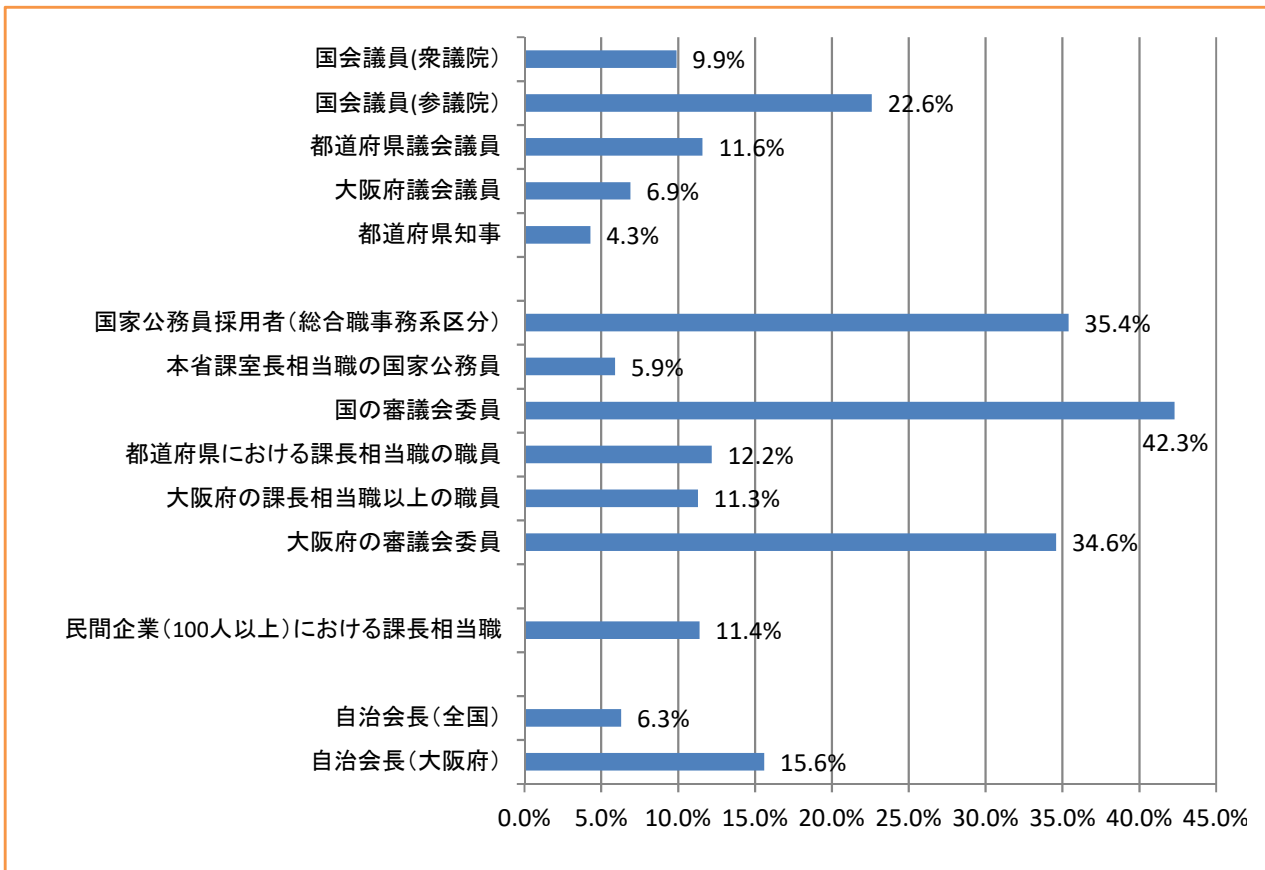
資料出所：「第 5 次男女共同参画基本計画」、「消防団の組織概要等に関する調査（令和 3 年 4 月 1 日現在）」

2-1-12 団体等における女性の登用状況（自治会長に占める女性の割合等）



資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和 3 年 1 月）

2-1-13 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



資料出所:「令和2年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」、

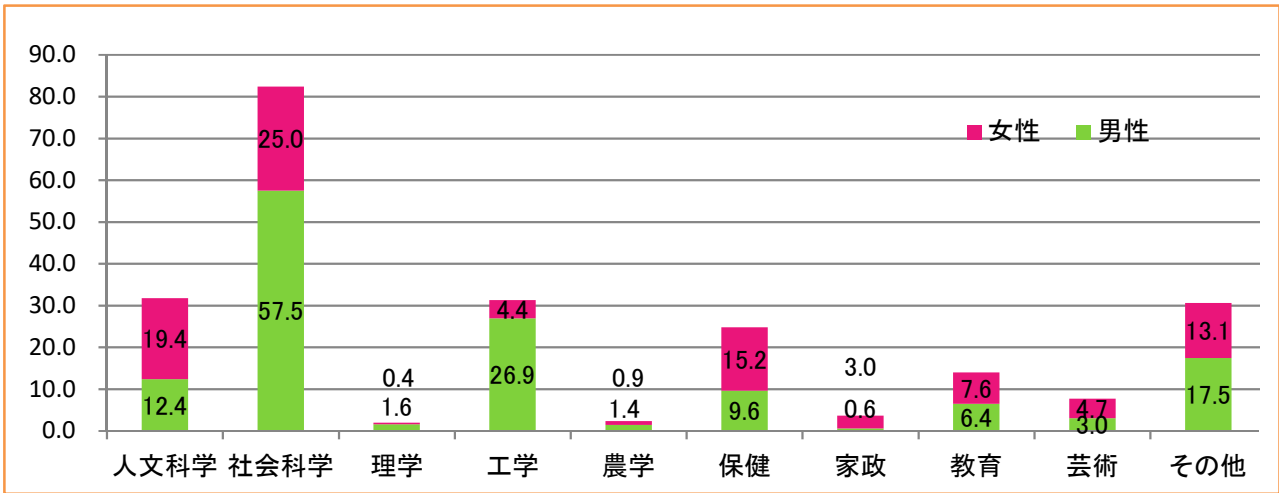
:「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)」

:「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」

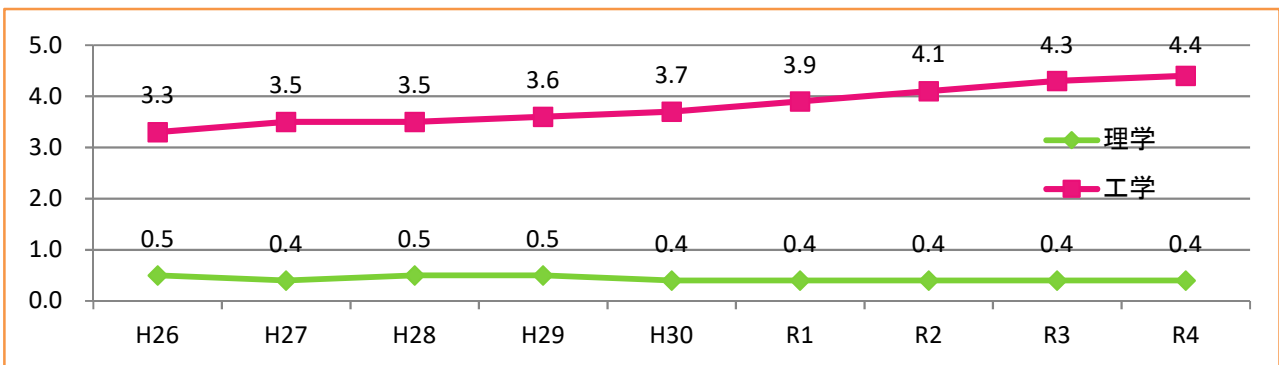
:大阪府男女参画・府民協働課調べ

(2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成

2-2-1 大阪府内大学における学部学科別生徒数



2-2-2 府内大学の理工系学部（※理学、工学分野）の女子学生数の推移



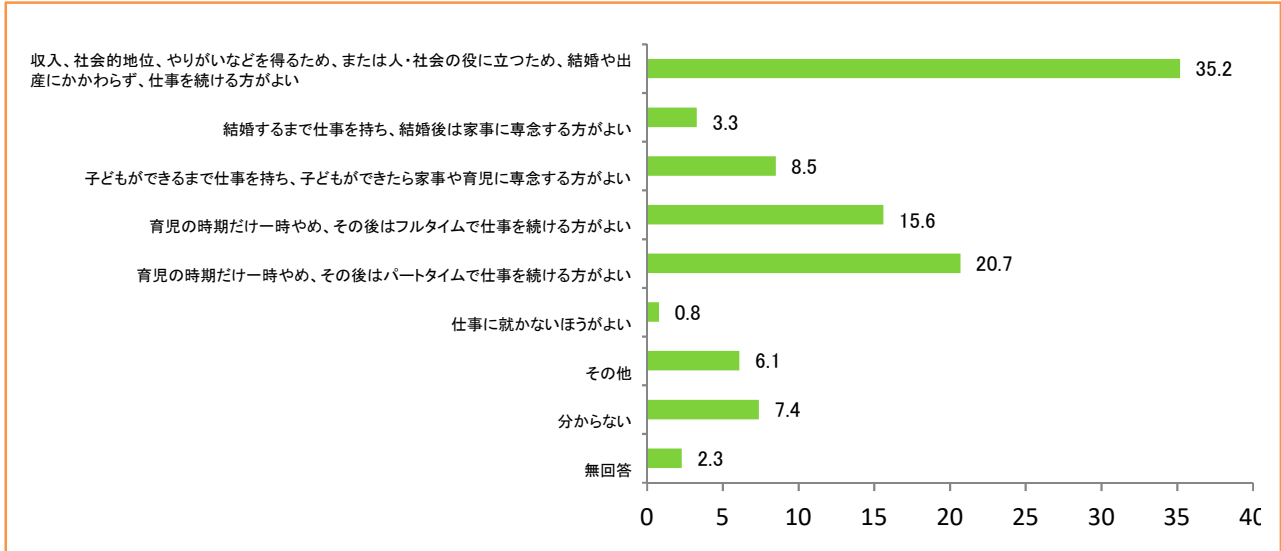
資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」（平成26年度～令和4年度）

（注）「その他」は、人間科学部、理工学部（域）（群）、システム理工学部、総合情報学部、国際学部（群）等。

「保健」は、薬学部、医学部、看護学部、保健医療学部、医療保健学部 等

3. 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進 (1) 職業生活における活躍支援

3-1-1 女性の働き方について(大阪府)

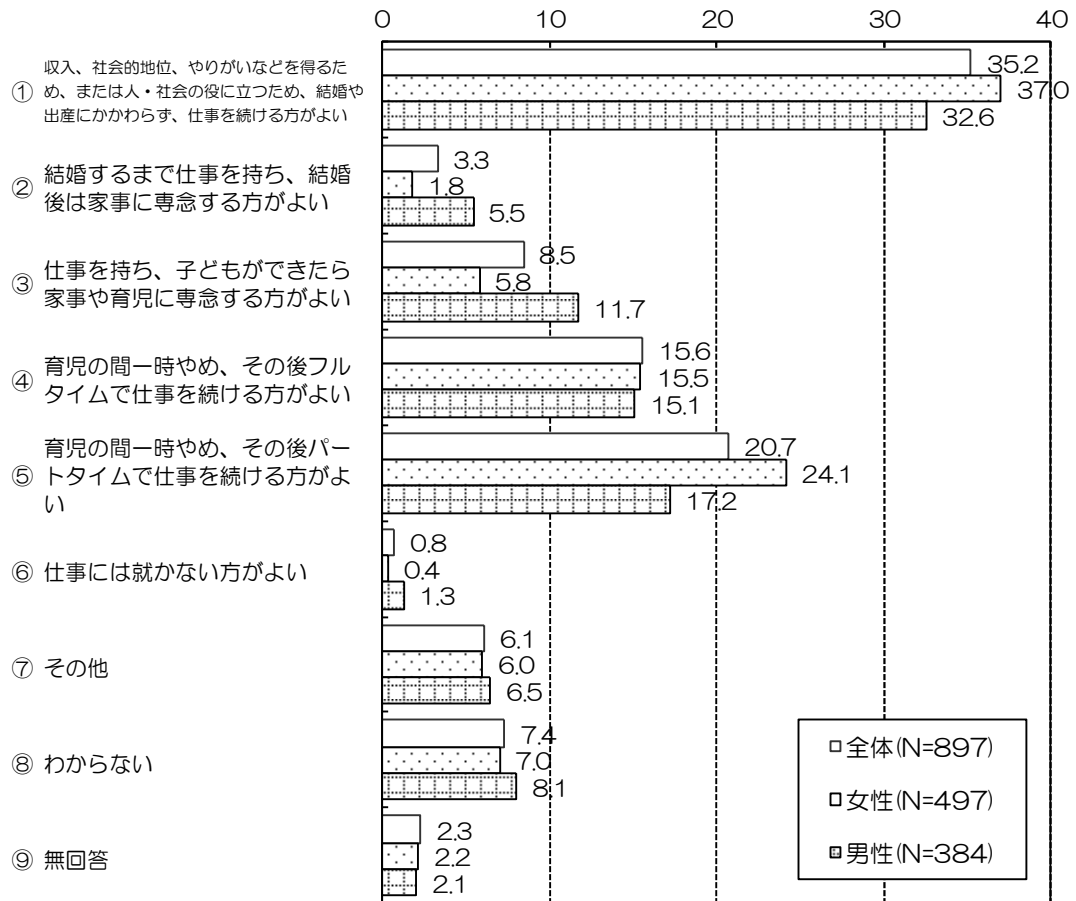


資料出所:男女共同参画に関する府民意識調査(令和元年度)

3-1-2 女性が仕事に就くことへの考え方（大阪府）

問 女性の働き方について、あなたはどのようにお考えですか。（〇はひとつ）

（単位：％）

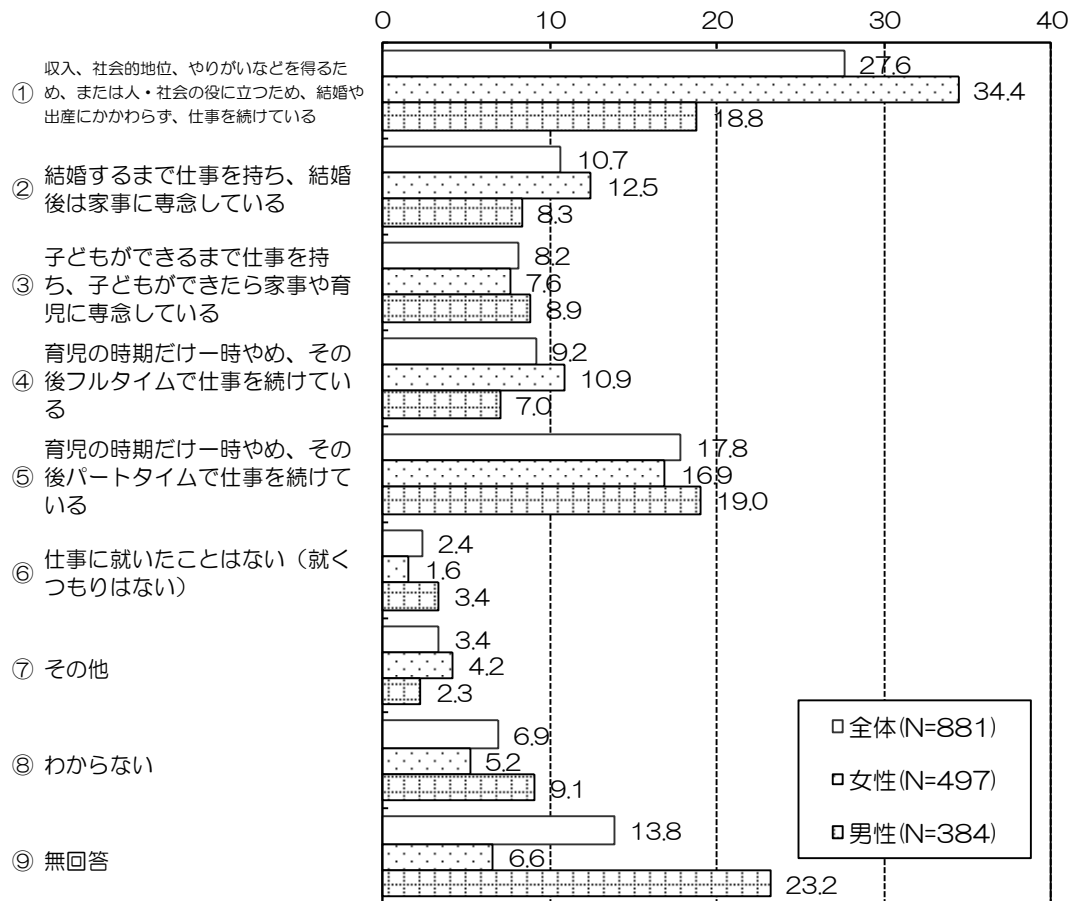


資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」（令和元年度）

3-1-3 実際の女性の働き方（大阪府）

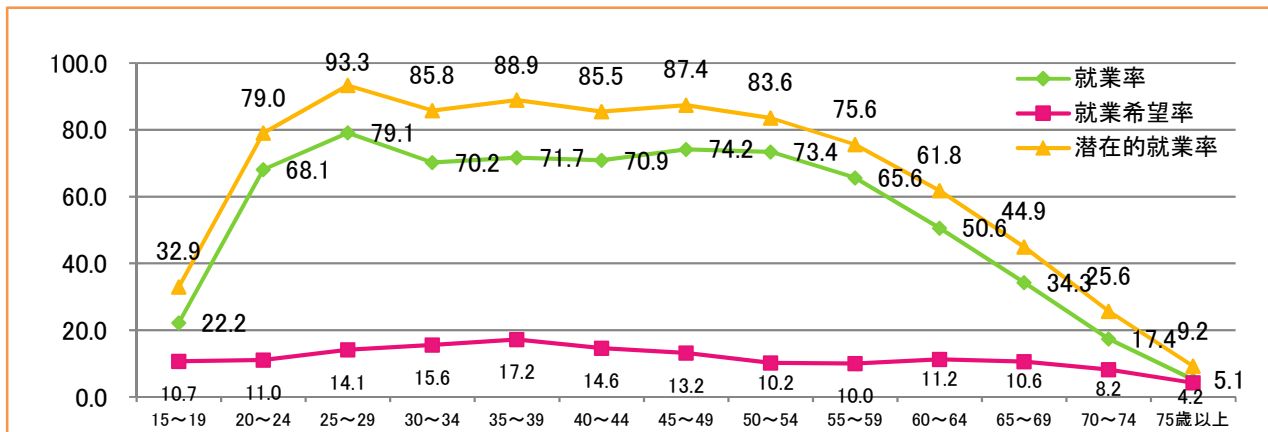
問【女性】あなたの場合、実際には、次のどれにあてはまりますか。又は、どのようにされるつもりですか
 【男性】あなたの配偶者・パートナーの場合、実際には、次のどれにあてはまりますか。又は、配偶者・パートナーがいるとした場合、どのようにされると思いますか。（○はひとつ）

（単位：％）



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

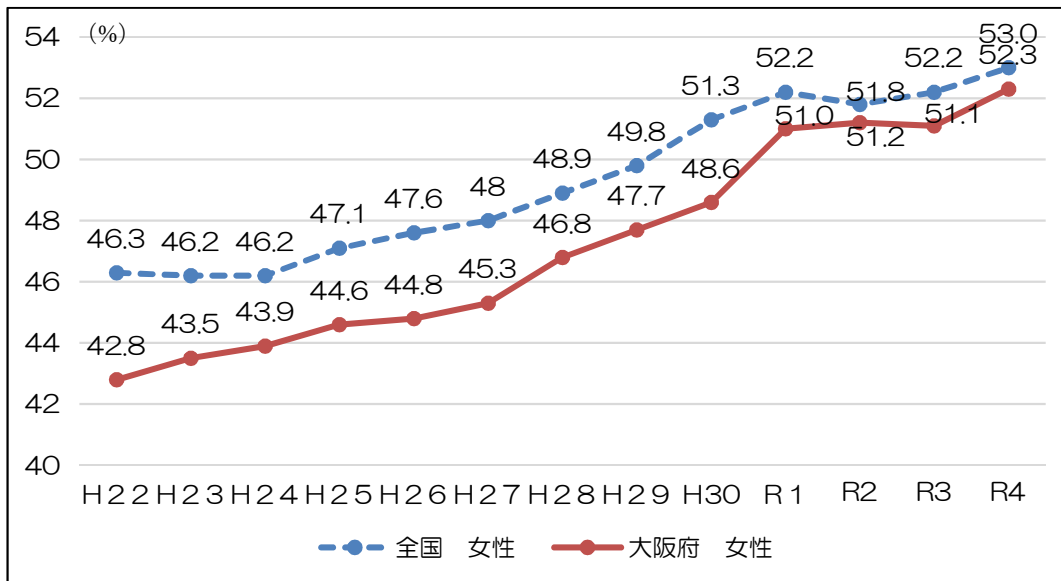
3-1-4 年齢階級別女性の潜在的就業率(大阪府)



資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成 29 年)

(注)潜在的就業率=(就業者数(年齢階級別)+就業希望者数(年齢階級別))/15歳以上人口(年齢階級別)

3-1-5 女性の就業率の推移



資料出所:総務省「労働力調査」、大阪府「大阪の就業状況」(年平均)

3-1-6 大阪府労働相談センターにおける労働相談の性別相談内容と就労状況別件数 ＜男女別相談内容＞

| 男性 4,497 件 | | | | 女性 5,986 件 | | | |
|------------|------------------------|-----|------|------------|------------------------|-----|-------|
| 1 | 退職 | 398 | 8.0% | 1 | 職場の人間関係 | 708 | 11.8% |
| 2 | 解雇・退職勧奨 | 318 | 6.4% | 2 | 休業に関すること (手当・助成金含む) | 611 | 10.2% |
| 3 | 労働条件－その他 | 318 | 6.4% | 3 | 職場のいじめ | 480 | 8.0% |
| 4 | 職場の人間関係 | 306 | 6.1% | 4 | 退職 | 474 | 7.9% |
| 5 | 労働契約 | 301 | 6.0% | 5 | 労働契約 | 421 | 7.0% |
| 6 | 休業に関すること (手当・助成金含む) | 236 | 4.7% | 6 | 労働条件－その他 | 396 | 6.6% |
| 7 | 職場のいじめ | 230 | 4.6% | 7 | 解雇・退職勧奨 | 364 | 6.1% |
| 8 | その他の賃金 | 211 | 4.2% | 8 | 有給休暇 | 269 | 4.5% |
| 9 | 賃金未払い | 202 | 4.0% | 9 | その他の賃金 | 218 | 3.6% |
| 10 | 有給休暇 | 172 | 3.4% | 10 | 社会保険 | 196 | 3.3% |

＜就労状況別相談件数＞

| | 正社員 | | 非正規労働者 | | | | 使用者 | | | | | |
|------|-------|--------|-----------|--------|-------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 件数 | 割合 | パート・アルバイト | 派遣社員 | 契約社員 | 件数 | 割合 | | | | | |
| 男性 | 2,228 | 48.2% | 1,522 | 36.4% | 623 | 26.4% | 106 | 27.2% | 389 | 48.3% | 404 | 65.4% |
| 女性 | 2,365 | 51.2% | 2,624 | 62.8% | 1,726 | 73.0% | 278 | 71.3% | 417 | 51.7% | 203 | 32.8% |
| その他※ | 25 | 0.5% | 32 | 0.8% | 15 | 0.6% | 6 | 1.5% | 0 | 0.0% | 11 | 1.8% |
| 合計 | 4,618 | 100.0% | 4,178 | 100.0% | 2,364 | 100.0% | 390 | 100.0% | 806 | 100.0% | 618 | 100.0% |

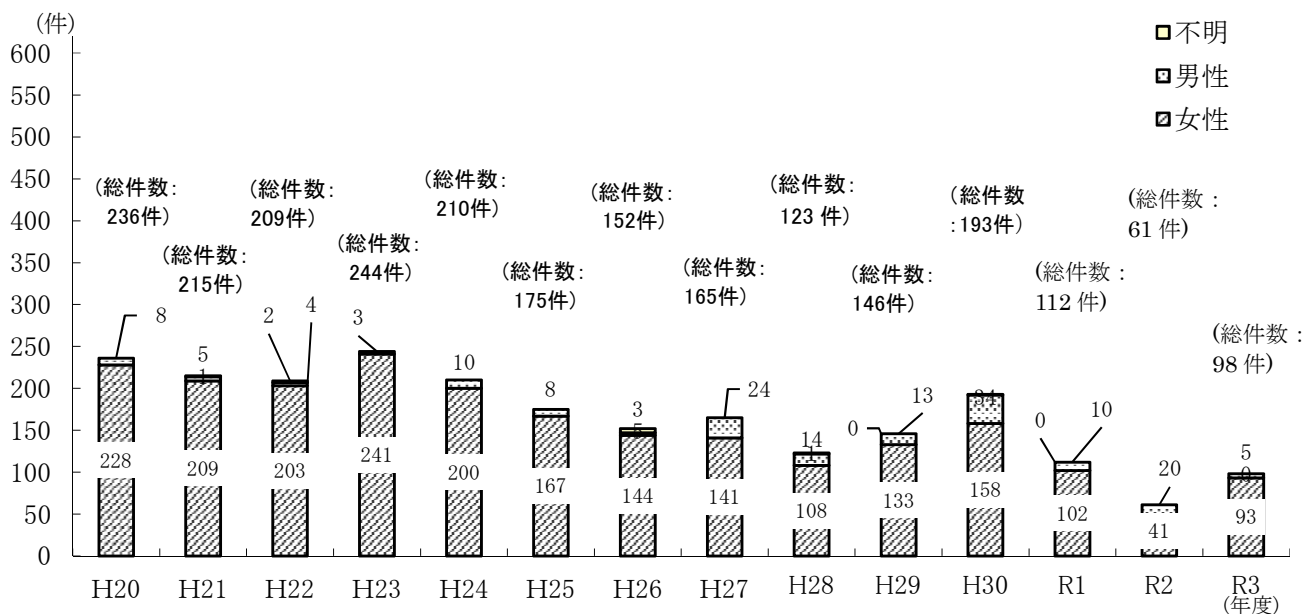
資料出所:大阪府労働環境課「令和3年度労働相談統計年報(府民からの10,623件の労働相談)」(令和4年10月公表)

(注) 男女別相談内容は、男女とも上位10位までの件数を記載しているため、合計と一致しない。

就労状況別相談件数は、その他(無職等)があるので、合計件数と一致しない。

「その他※」…電子メールなどによる相談で性別の特定ができなかったもの

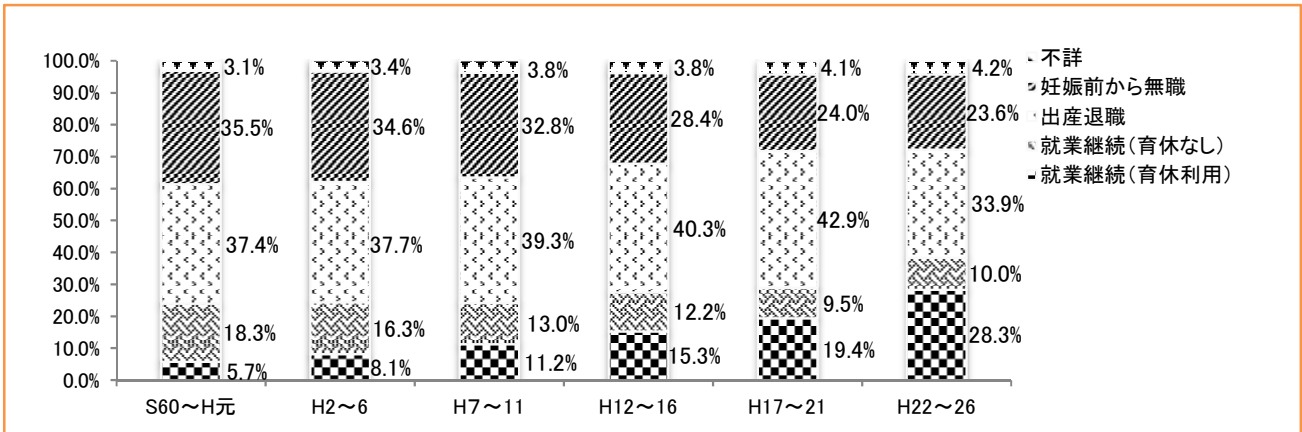
3-1-7 職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況



資料出所:大阪府労働環境課「令和3年度労働相談統計年報(府民からの10,623件の労働相談)」(令和4年10月公表)
 (注)総件数は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

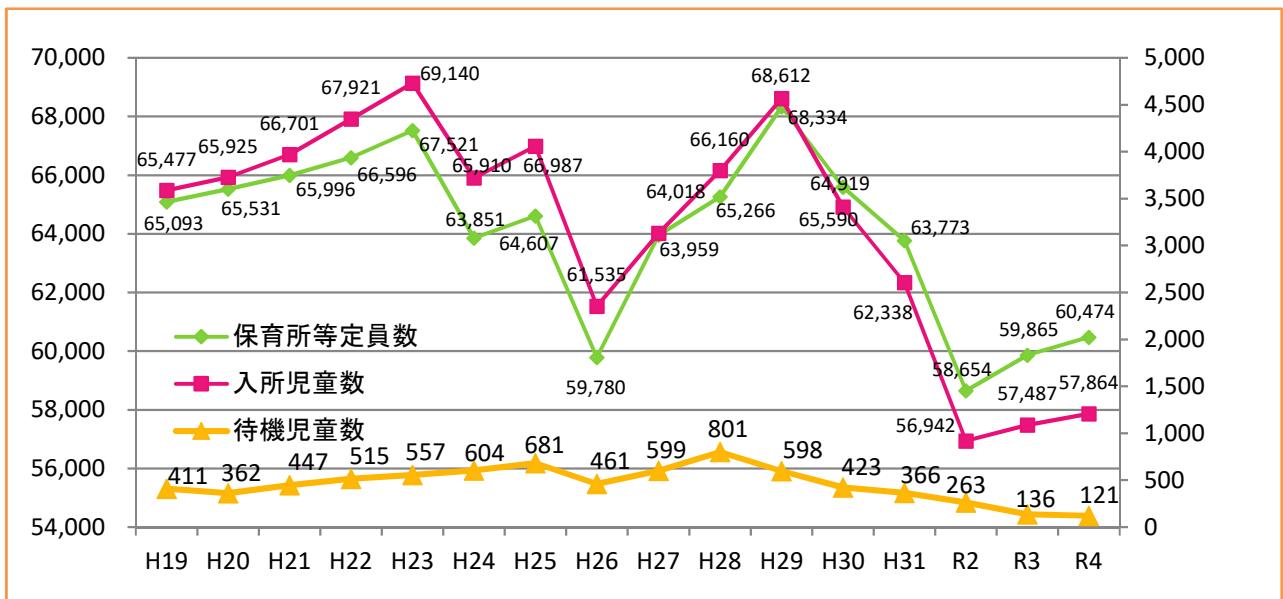
(2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

3-2-1 第一子出産前後の女性の就業継続率



資料出所:「令和2年版 男女共同参画白書」

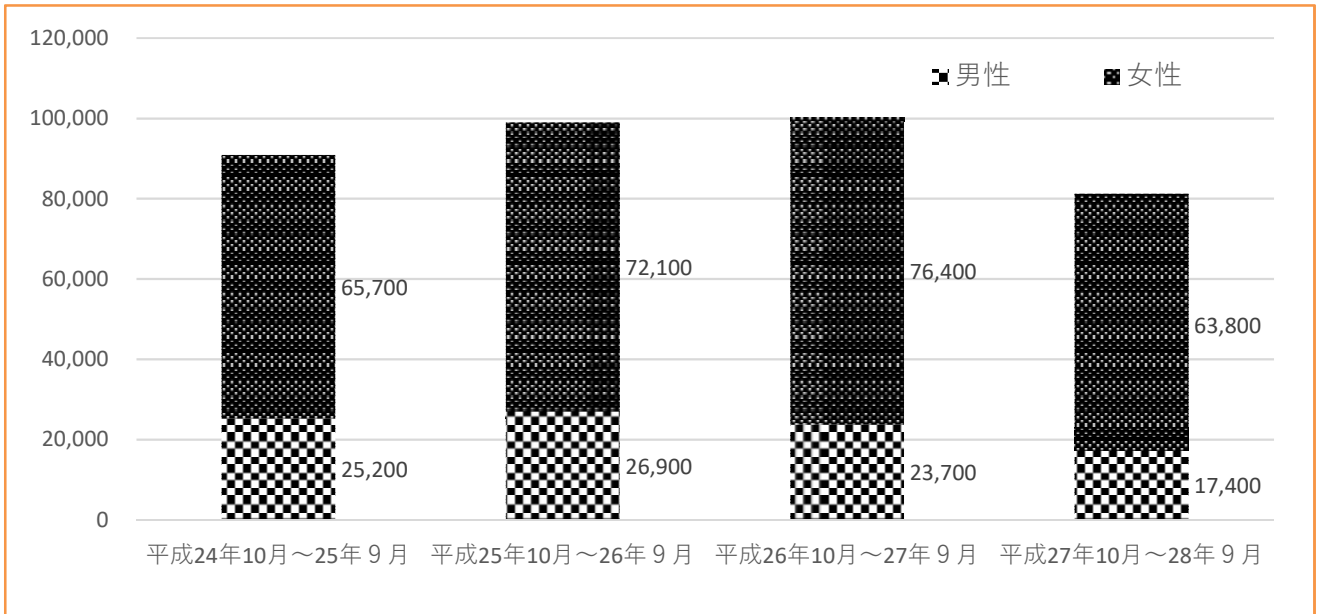
3-2-2 保育所等定員、利用児童数、待機児童数の推移(大阪府)



資料出所:大阪府子ども家庭局調べ(各年度4月1日現在)

(注)大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。平成24年度以降は豊中市も除く。平成26年度以降は枚方市も除く。平成30年度以降は八尾市も除く。平成31年度以降は寝屋川市も除く。令和2年度以降は吹田市も除く。

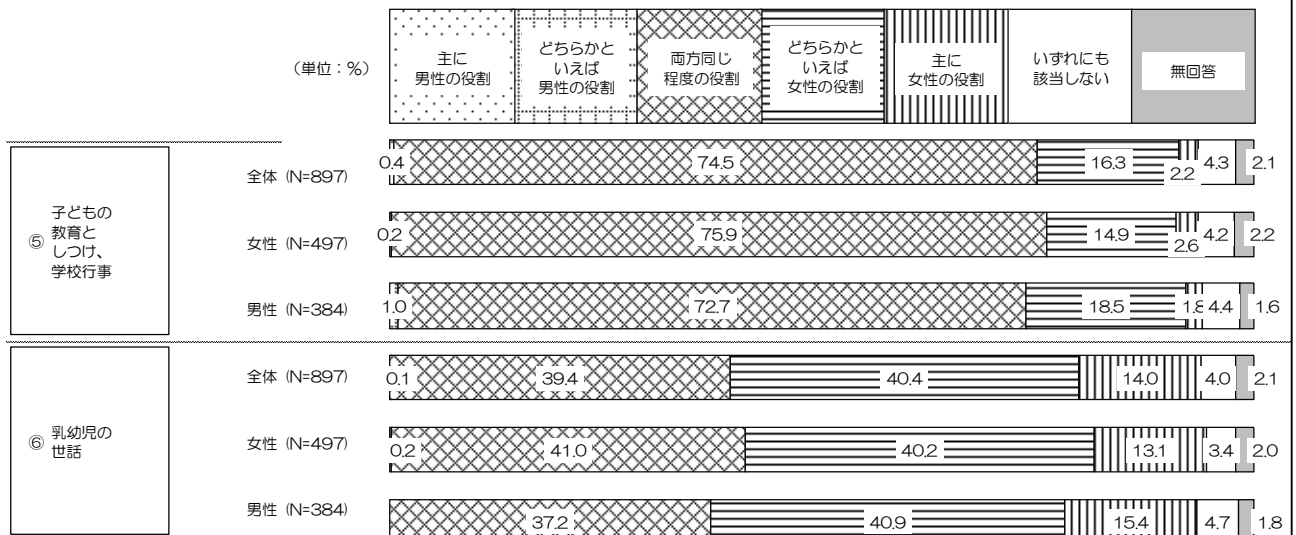
3-2-3 仕事と介護の両立 介護・看護を理由に離職・転職した者（全国）



資料出所:「平成29年 就業構造基本調査」

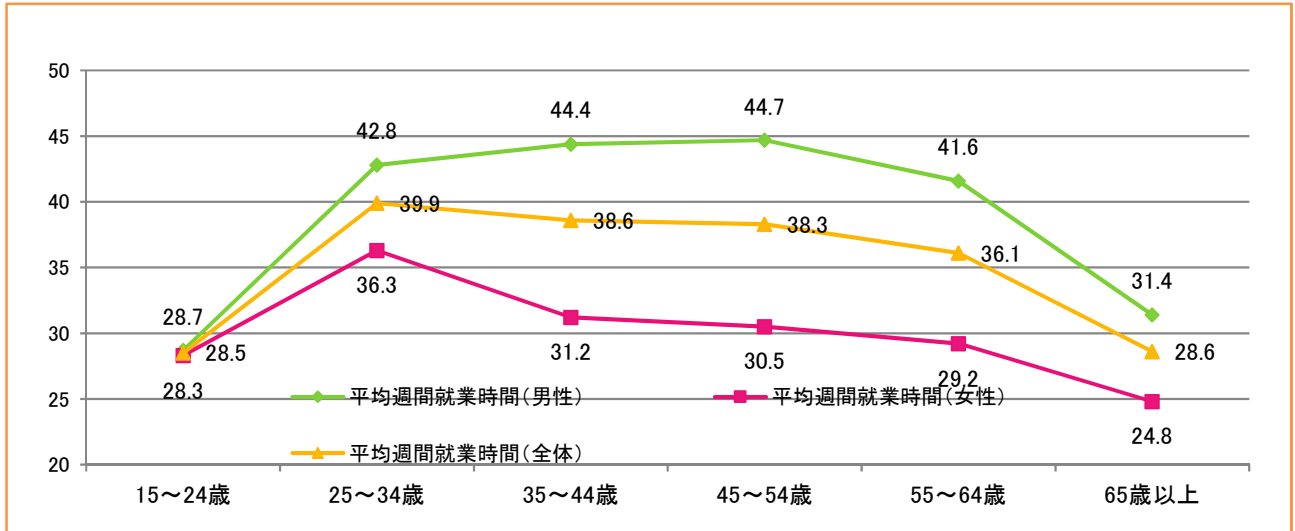
3-2-4 家庭の仕事の役割分担（大阪府）

問 次のことがらについて、主に男性、女性のどちらが担う方がよいと思いますか。
あなたのお考えに近いものを選んでください。（○はひとつずつ）



資料出所:大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(令和元年度)

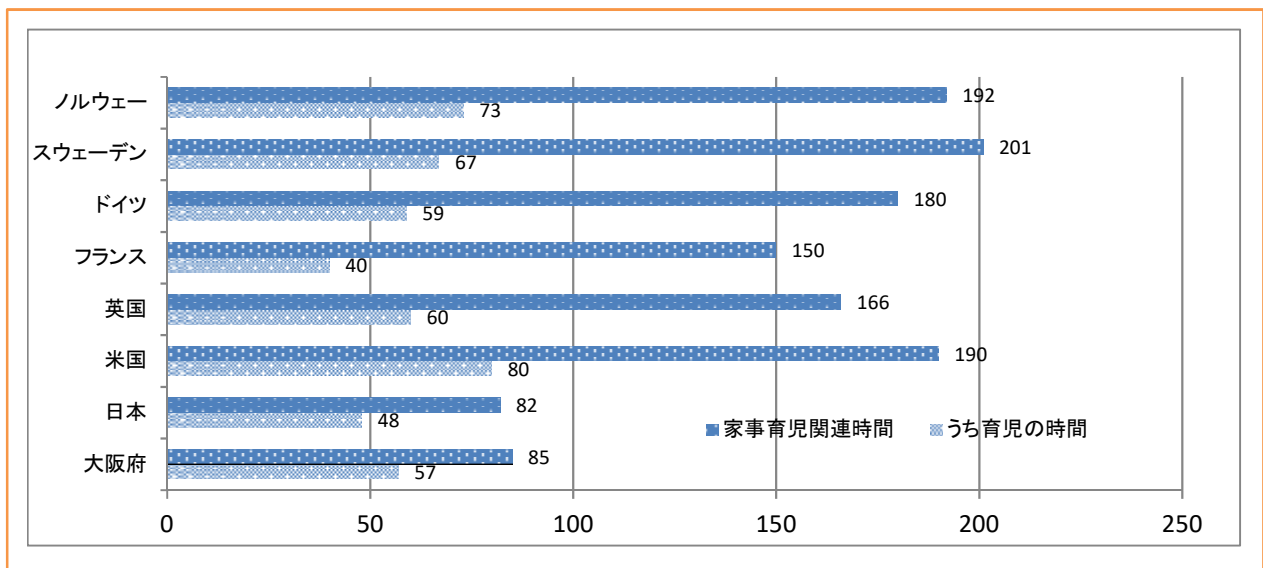
3-2-5 性別・年齢階級別平均週間就業時間(大阪府)



資料出所:大阪府統計課「大阪の就業状況」(令和3年平均)

(3) 男性の家事・育児等への主体的取組の推進

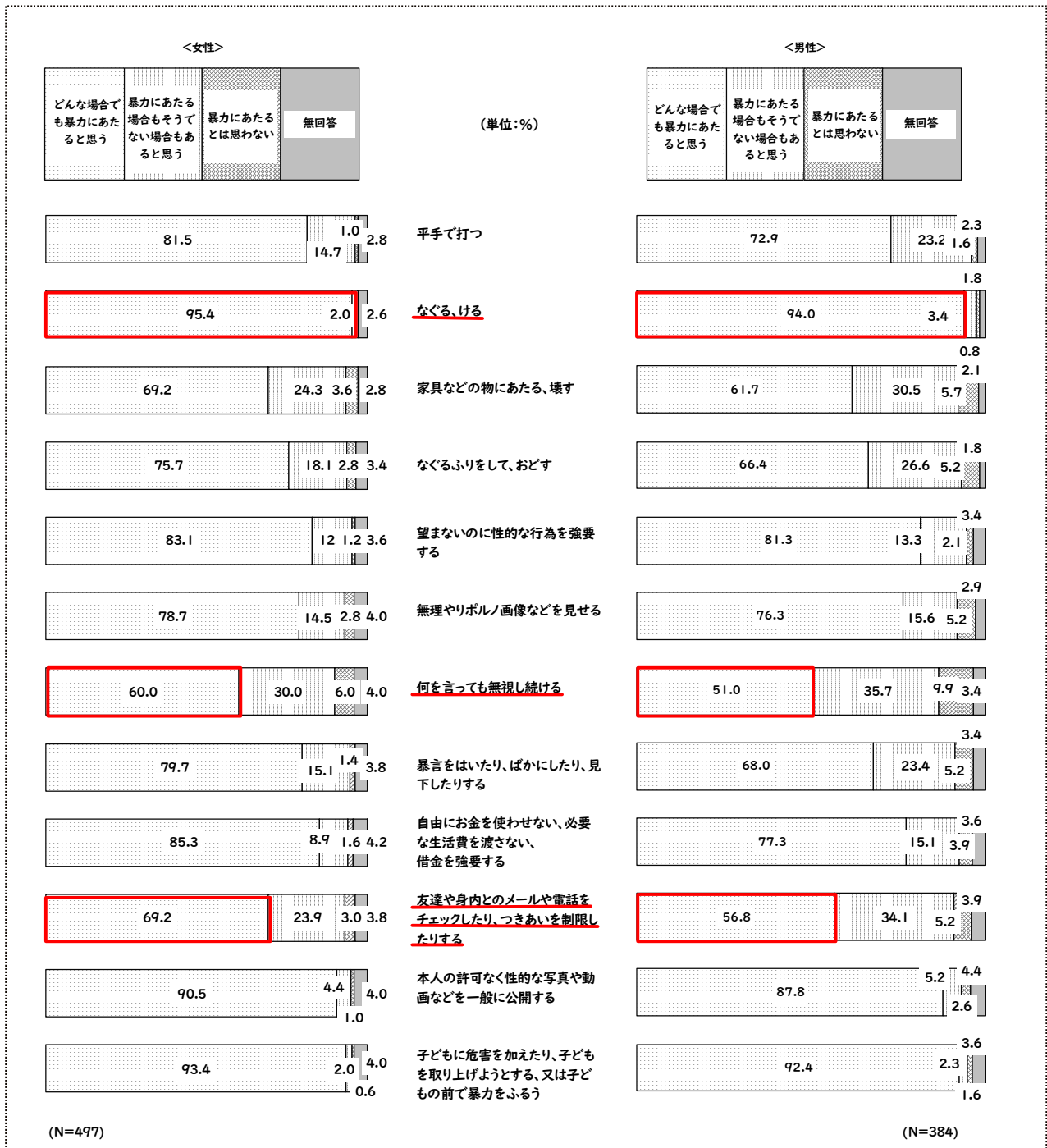
3-2-6 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間(1日当たり、国際比較)



資料出所:内閣府「平成30年度版男女共同参画白書」、総務省「平成28年社会生活基本調査」

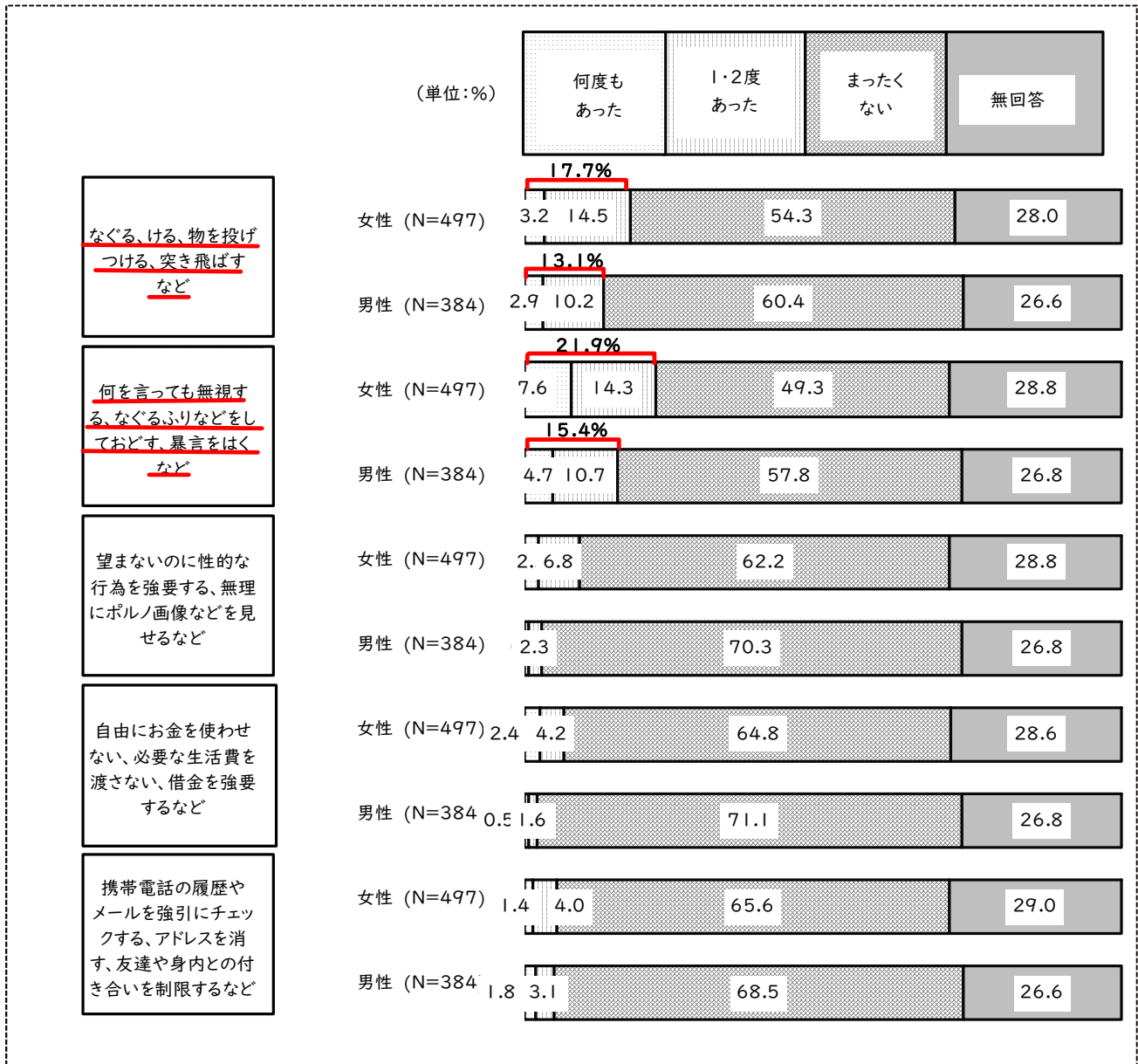
4. 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備 (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

4-1-1 暴力認識【大阪府】



資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

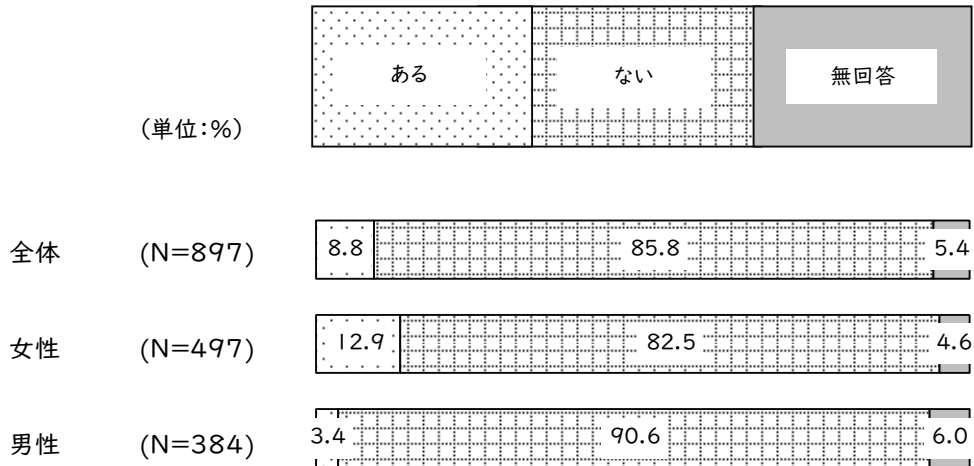
4-1-2 配偶者等から暴力(DV)を受けた経験 【大阪府】



資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

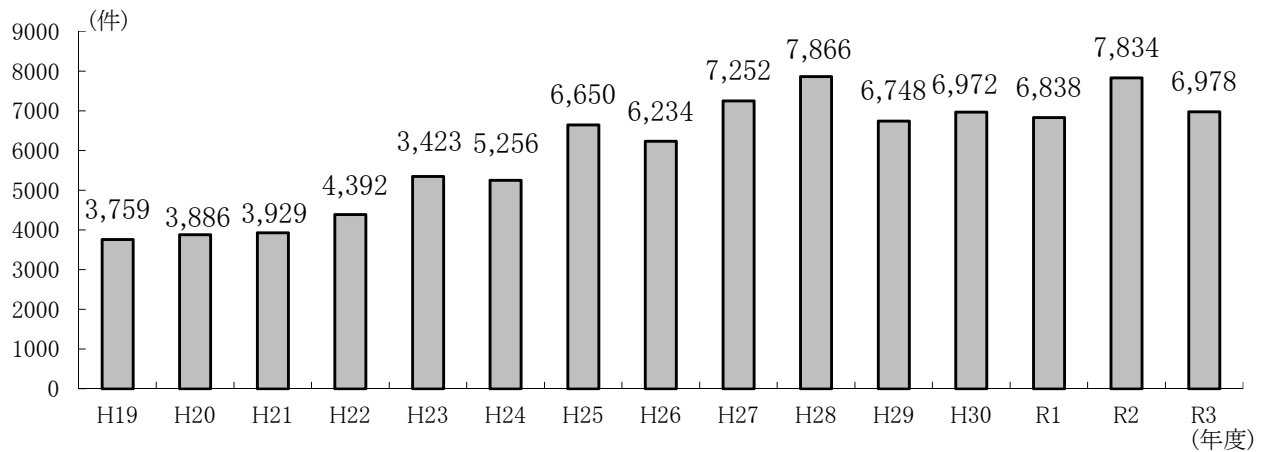
4-1-3 性暴力・性犯罪被害 【大阪府】

問 あなたはこれまでに、望まないのに性的な行為をされたことがありますか。



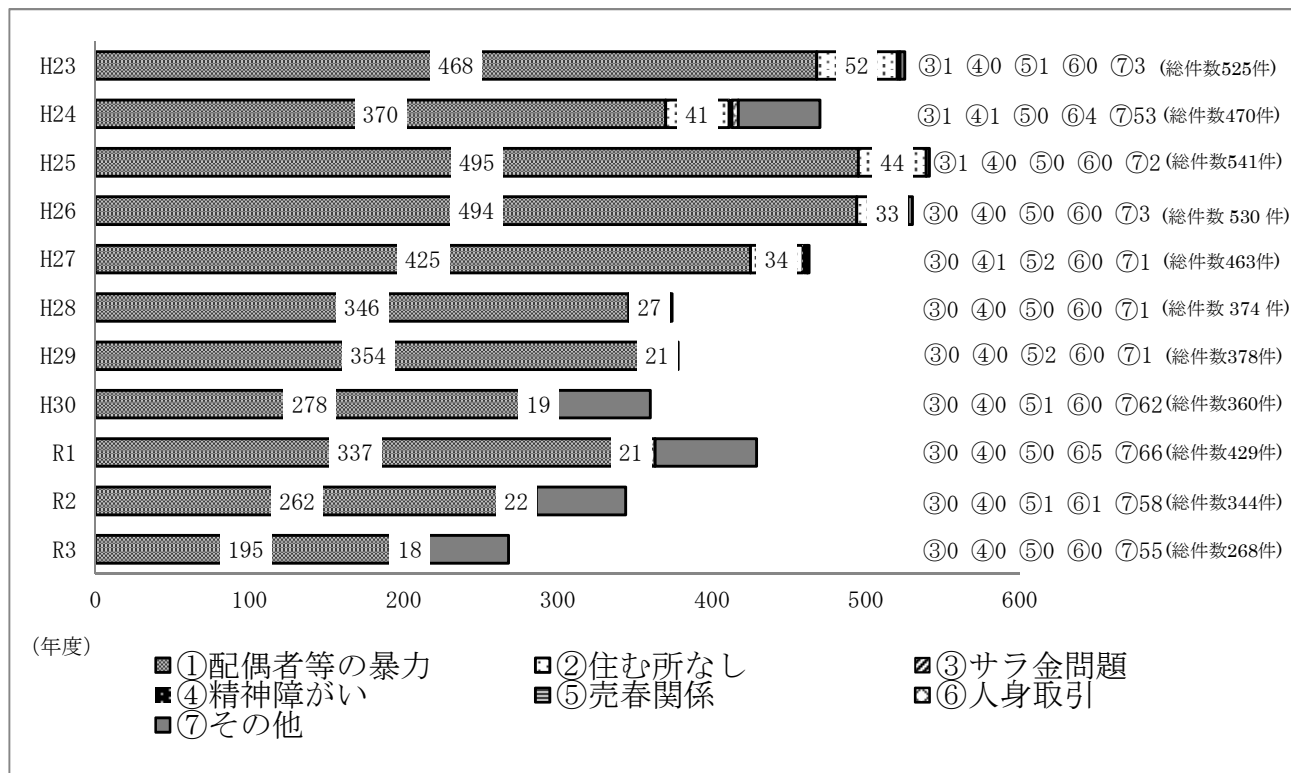
資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識」(令和元年度)

4-1-4 配偶者等の暴力に関する相談件数の推移



資料出所:内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査

4-1-5 主訴別一時保護の状況の推移(大阪府女性相談センター)



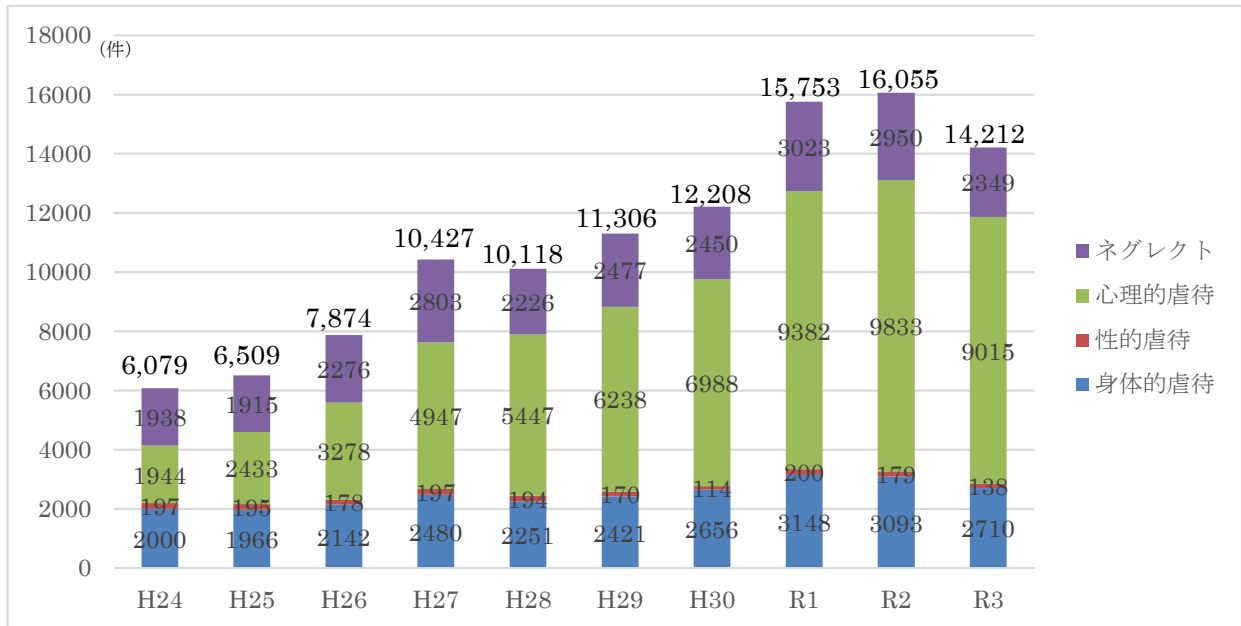
資料出所:大阪府女性相談センター調べ

4-1-6 大阪府警察相談窓口寄せられた相談等件数

| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 配偶者等からの暴力に関する相談件数 | 2,300 | 4,026 | 4,140 | 4,567 | 5,844 | 8,002 | 8,185 | 8,932 | 8,755 | 9,754 | 10,070 | 10,236 | 9,674 |
| ストーカー警告件数 | 92 | 109 | 78 | 129 | 188 | 202 | 188 | 225 | 217 | 189 | 170 | 186 | 216 |
| ストーカー禁止命令 | 2 | 2 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 7 | 15 | 37 | 78 | 68 | 98 |
| ストーカー相談件数 | 1,238 | 1,488 | 1,260 | 1,423 | 1,720 | 1,451 | 1,255 | 1,406 | 1,286 | 1,152 | 1,050 | 934 | 1,046 |
| 児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員 | 106 | 124 | 138 | 139 | 152 | 150 | 174 | 178 | 175 | 159 | 217 | 222 | 198 |
| 同被害少年の数 | 55 | 70 | 139 | 82 | 123 | 107 | 98 | 125 | 138 | 168 | 188 | 146 | 137 |
| 売春防止法検挙件数 | 45 | 48 | 82 | 33 | 30 | 22 | 21 | 19 | 21 | 16 | 35 | 58 | 11 |

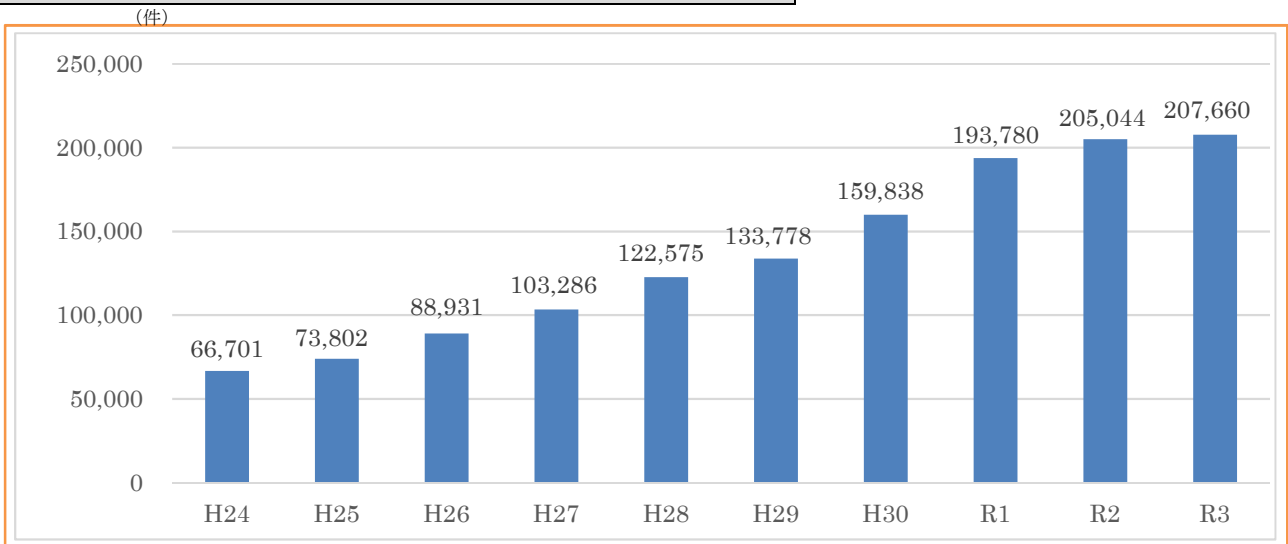
資料出所:大阪府警察本部調べ

4-1-7 大阪府における児童虐待相談対応件数の推移



資料出所:大阪府子ども家庭センター資料

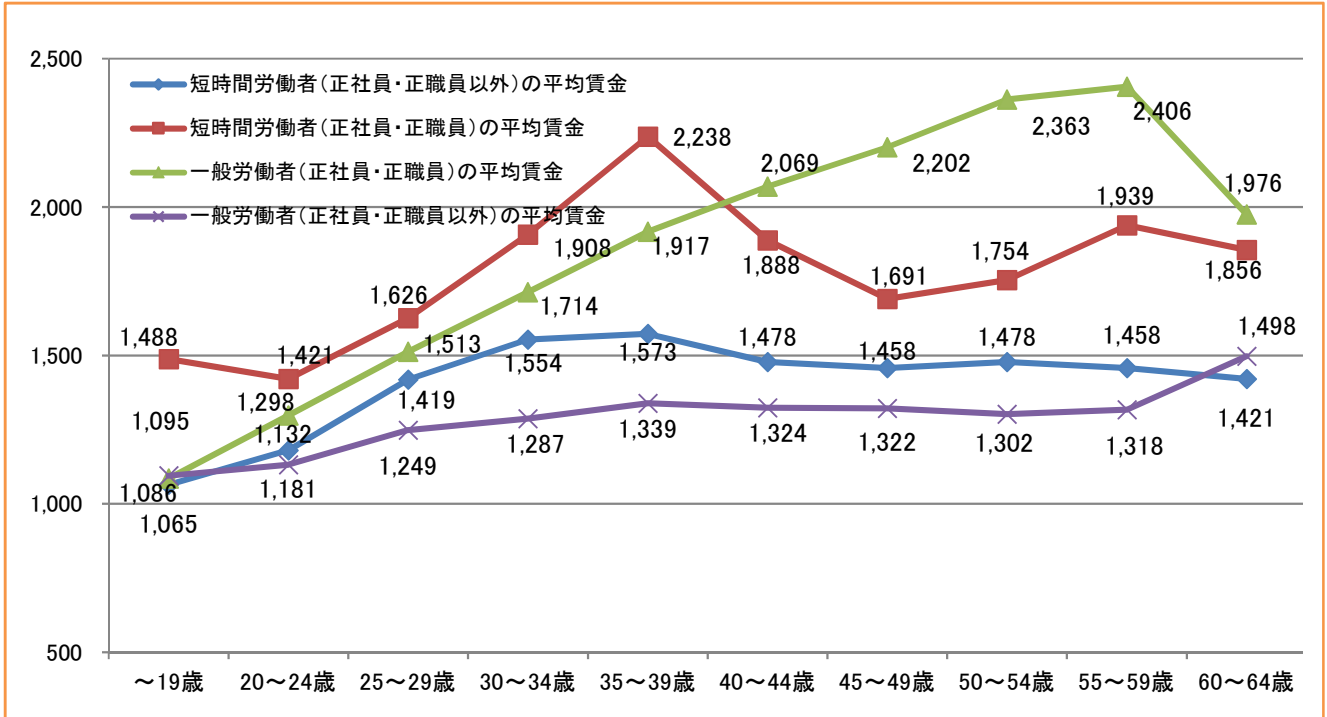
4-1-8 全国における児童虐待相談対応件数の推移



資料出所:福祉行政報告例

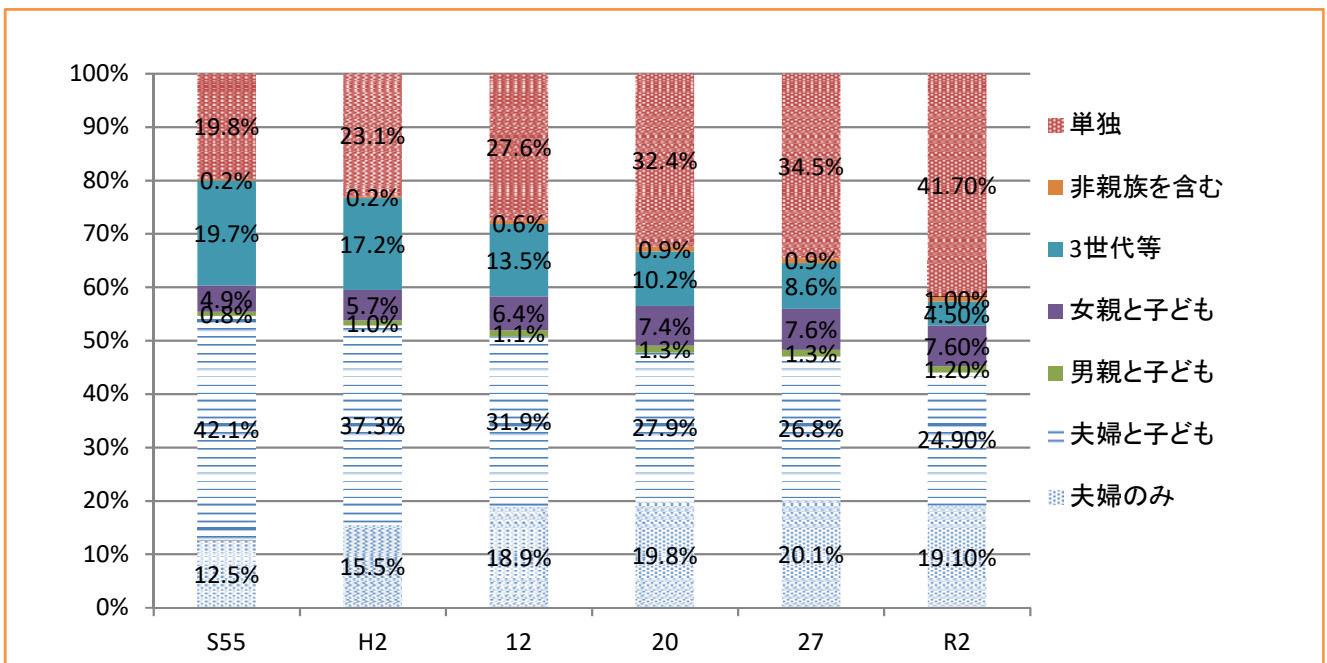
(2) 様々な困難を抱える人々への支援

4-2-1 一般労働者と短時間労働者の賃金比較



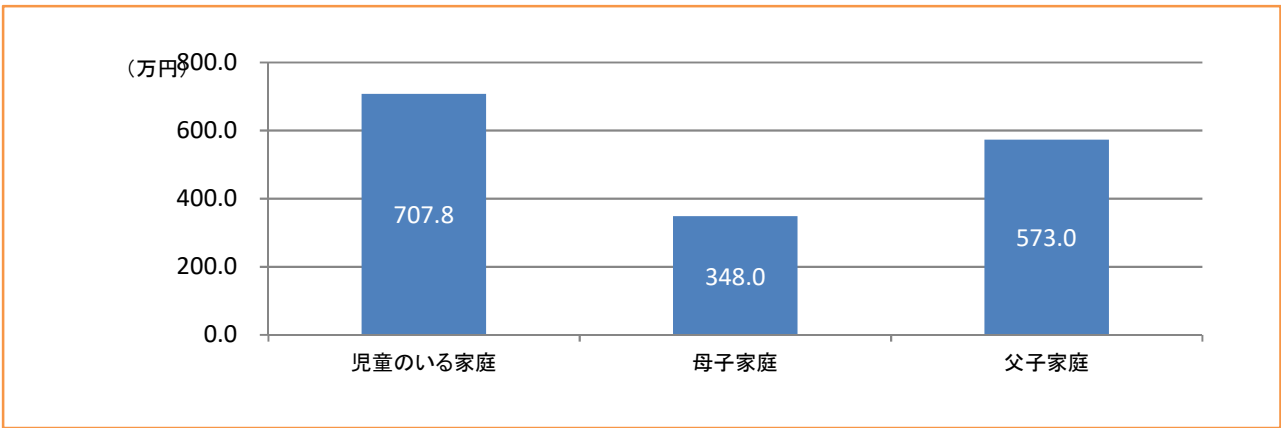
資料出所:賃金構造基本統計調査(R2)厚生労働省

4-2-2 世帯の家族類型別割合の推移



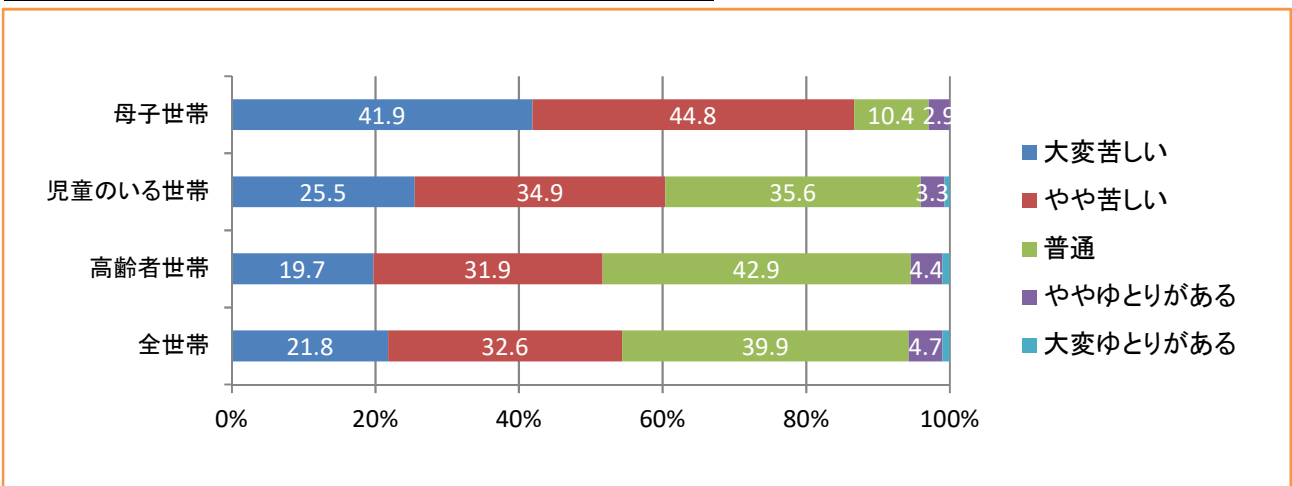
資料出所:総務省「国勢調査」

4-2-3 児童のいる家庭と母子・父子家庭の平均収入



資料出所: 国民生活基礎調査(H28)、全国ひとり親世帯等調査結果報告(H28)

4-2-4 生活意識別に見た世帯数の構成割合



資料出所: 国民生活基礎調査(R1)

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

4-3-1 子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんの検診受診率(大阪府)

| | 乳がん 検診 | 子宮頸がん 検診 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|
| 平成 25 (2013) 年 | 35.7% (47 位) | 37.1% (46 位) |
| 平成 28 (2016) 年 | 39.0% (43 位) | 38.5% (39 位) |
| 令和元 (2019) 年 | 41.9% (43 位) | 39.8% (39 位) |
| 令和元 (2019) 年 全国平均 | 47.4% | 43.7% |
| 大阪府目標値 (~令和 5 年 (2023)) | 45% | 45% |

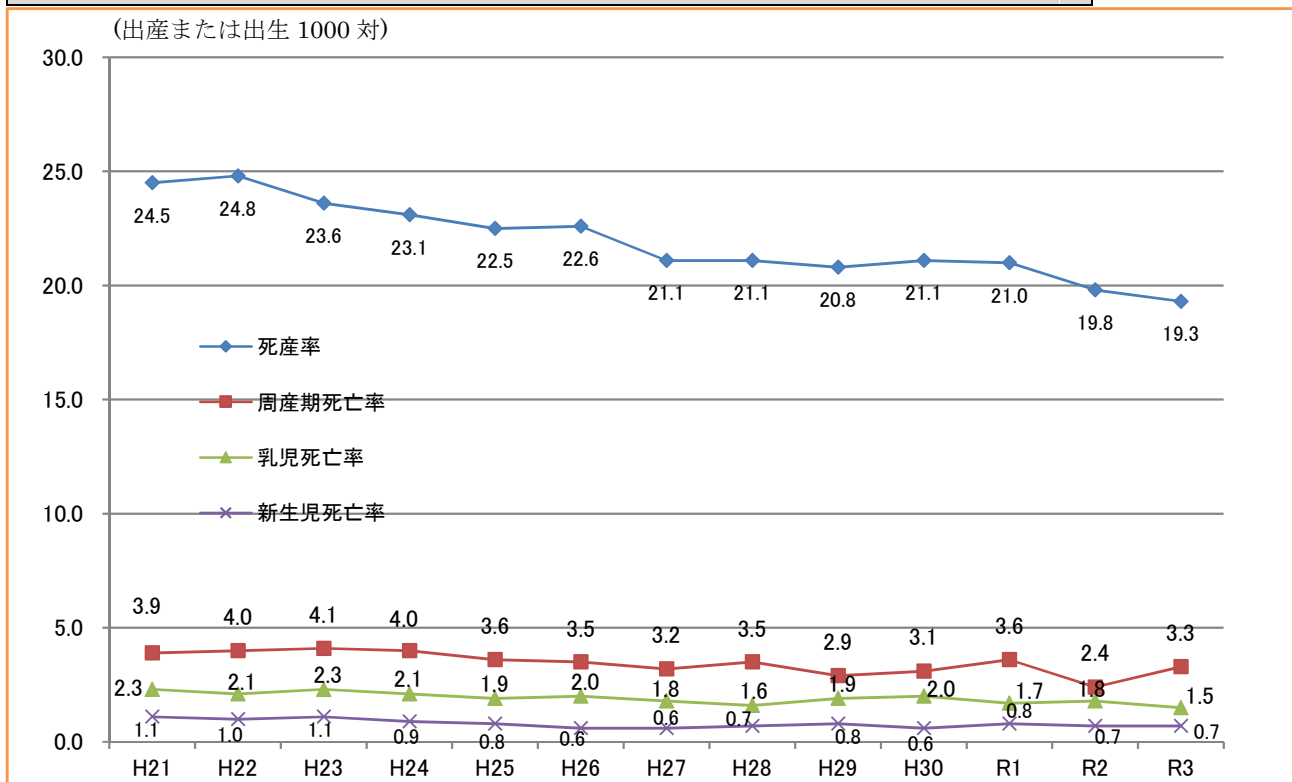
資料出所: 国民生活基礎調査

※受診率は 40~69 歳(子宮頸がんは 20~69 歳)で算出したもの。

乳がん・子宮頸がん検診は隔年で受診することが推奨されているため、過去 2 年以内の受診率。

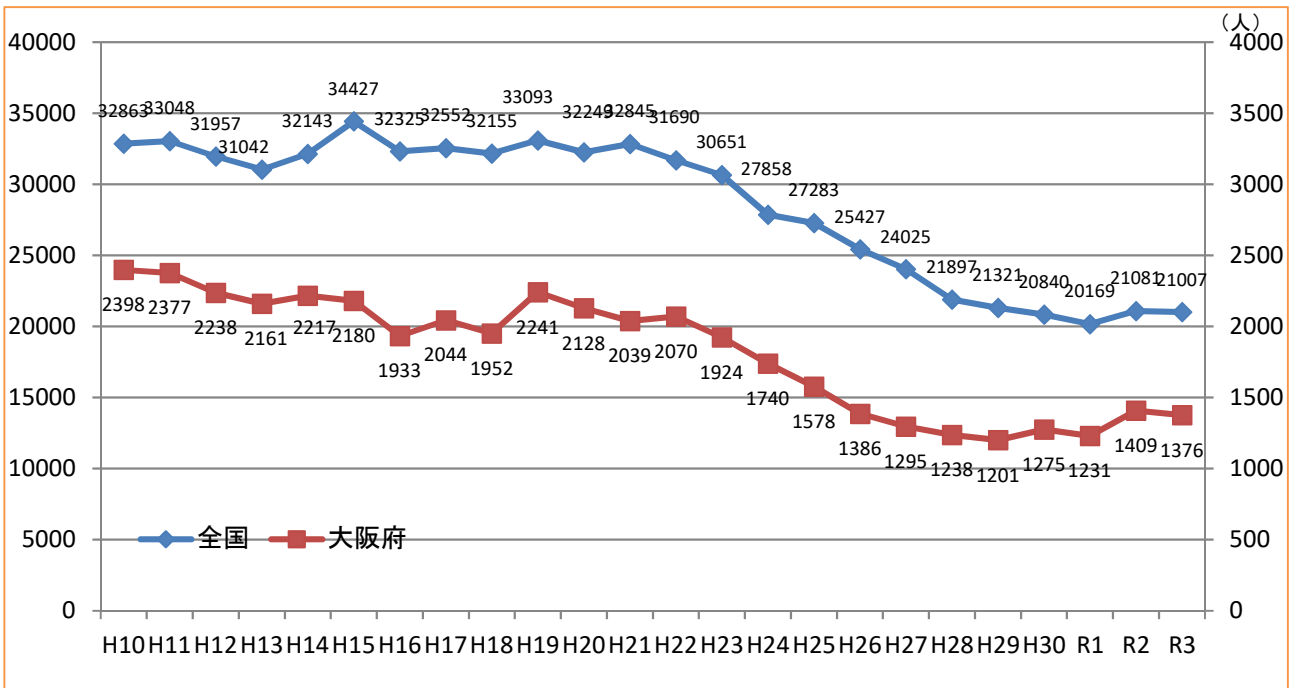
※()内は都道府県順位。ただし、平成 28(2016)年の全国平均及び順位は熊本県を含まず。

4-3-2 周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率の推移(大阪府)



資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(令和 2 年)

4-3-3 自殺死亡者数



資料出所: 警察庁及び大阪府警本部統計

数値目標一覧(おおさか男女共同参画プラン(2021~2025)より)

※目標指標: 施策として達成をめざす。
 ※参考指標: 男女共同参画社会の形成の状況として把握し、公表する。

| 重点目標 | | 目標値(R7年度) | 現状値(年度) | 備考 | |
|--|-------------------------------|---------------------------|--|--|---|
| 1 実男女に共同に向けた画意社識会改の革 | 目標指標 | | | | |
| | 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない府民の割合 | 80% | 64.8%(R元年) | 府民意識調査 (前回調査からの伸び率1.21+α) | |
| | 男性の育児休業取得者の割合 | 11% | 3.6% (平成30年度) ※市町村ニーズ調査による参考数値 | 雇用均等基本調査 全国平均:6.16% (平成30年度) | |
| | 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 | 120分 | 102分/日 (令和3) | 社会生活基本調査 全国平均:114分/日 (令和3年) | |
| | 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定市町村数 | 全市町村 | 37市町村 (R4年度) | | |
| | ドーンセンターの認知度 | 40% | 34.3%(R元年) | 府民意識調査 (前回調査からの伸び率1.01+α) | |
| | 参考指標 | | | | |
| | 男女の地位の平等感 | | 19.4%(R元年) | 府民意識調査 | |
| | 「男女共同参画社会」という用語の認知度 | | 64.5%(R元年) | 府民意識調査 | |
| | 小中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集の活用率 | | 小学校:63.5% 中学校:57.2% (R3年度) | | |
| | 男性相談の実施市町村数 | | 9市(R4年度) | | |
| | 大阪で働く外国人数 | | 111,862人(R3年) | 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況 | |
| | 2 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 | 目標指標 | | | |
| | | 審議会等委員における女性委員の登用率 | 40%以上60%以下 | 28.1%(R4年) | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (令和4年度) |
| 大阪府(知事部局等)職員の課長級以上に占める女性職員の割合 | | 20%以上(R7年度) | 12.7%(R4年) | 特定事業主行動計画 | |
| 大阪府(公立学校)教職員の教頭以上に占める女性教員の割合 | | 令和3年3月策定の行動計画における目標値 | 23.0%(R4年) | 特定事業主行動計画 | |
| 管理的職業従事者※に占める女性の割合 | | 16% | 11.4%(H27年) | 国勢調査 | |
| 女性消防団員数の割合 | | 全国の消防団員数に占める女性消防団員数の割合と同等 | 2.7%(R4年) (全国:3.5%) | | |
| 参考指標 | | | | | |
| ドーンセンター情報ライブラリーにおける人材情報データベースの年間新規登録者数 | | | 46件(R4年度) | | |
| 大阪府(知事部局等)職員の主査級以上に占める女性職員の割合 | | | 26.4%(R4年) | 特定事業主行動計画 | |
| 大阪府(警察本部)警察官の定員に占める女性警察官の割合 | | | 11.3%(R4年) | 特定事業主行動計画 | |
| 自治会長に占める女性の割合 | | | 15.7%(R4年) | 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (令和4年) | |
| 府内大学の理学分野、工学分野の女性割合 | | | 理学分野:22.2% 工学分野:13.9% (R3年度) | 大阪の学校統計 | |
| 地方議会における女性議員の割合 | | | 府議会:6.9%(全国:11.6%) 市議会:22.1%(全国:16.8%) 町村議会:27.7%(全国:11.3%) (R2年) | 地方公共団体の議会の議員及び長の所属等派別人員調等 | |

| | | | | |
|------------------------------|--|------------------------------|-------------------------------------|--|
| 3 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進 | 目標指標 | | | |
| | 「以前と比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている」と思う府民の割合 | 85% | 77.2%(R元年) | 府民意識調査 (前回調査からの伸び率+α) |
| | 女性の就業率 | 全国平均を上回る | 年平均51.1%(R3年) (全国平均52.2%) | 労働力調査 |
| | 男性の育児休業取得者の割合(再掲) | 11% | 3.6% (H30年度) ※市町村ニーズ調査による参考数値 | 雇用均等基本調査 全国平均:6.16% (平成30年度) |
| | 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間(再掲) | 120分 | 102分/日 (令和3年度) | 社会生活基本調査 全国平均:114分/日 (令和3年) (目標値:H23⇒H28の増加分30分を加味) |
| | 「男女いきいき・元氣宣言」事業者制度への登録企業数 | 840社 | 651社(R3年度) | 目標値:R2年度見込み560社+55社×5年(過去5年の年平均増加数) |
| | 参考指標 | | | |
| | 女性の正規職員・従業員の割合 | | 年平均43.3%(R3年) | 労働力調査 全国平均:46.4% (R3年) |
| | 企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100) | | 75.2% (R3年) | 賃金構造基本調査 |
| | 職場における男女の平等感 | | 22.7%(R元年) | 府民意識調査 |
| | 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 | | 男性:8.6% 女性:2.1% (R3年) | 労働力調査(年平均) |
| | 保育所等利用待機児童数 | | 121人(R4.4.1) | |
| | 認定こども園の数 | | 783(R4.4.1) | |
| 地域子育て支援拠点事業の実施か所数 | | 466か所 (R4.3.31) | | |
| 4 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備 | 目標指標 | | | |
| | 配偶者、パートナー間における次の行為を暴力として認識する府民の割合 ①「平手で打つ」 ②「友達や身内とのメールをチェックしたり、付き合いを制限したりする」 ③「自由にお金を使わせない、生活費を渡さない、借金を強要する」 | ①90% ②80% ③90% | ①77.8% ②63.8% ③81.8% (R元年) | 府民意識調査 (前回調査からの伸び率+α) |
| | DV被害を相談しなかった人の割合 | 30%以下 | 42.7%(R元年) | 府民意識調査 (前回調査からの伸び率+α) |
| | 配偶者暴力相談支援センターの認知度 | 25% | 20%(R元年) | 府民意識調査 (前回調査からの伸び率+α) |
| | 市町村における配偶者暴力相談支援センター数 | 10カ所(R2年度) | 6カ所(R3年度) | |
| | 女性の就業率(再掲) | 全国平均を上回る | 年平均51.2%(R2年) (全国平均51.8%) | 労働力調査 |
| | ひとり親家庭の親等に対する就業支援講習会受講者の就業率 | 9割以上(R6年) | 91.9%(R3年度) | ひとり親家庭等自立促進計画 |
| | 乳がん検診受診率 | 45%(R5年) | 41.9%(R元年) | 大阪府がん対策推進計画 |
| | 子宮がん検診受診率 | 45%(R5年) | 39.8%(R元年) | 大阪府がん対策推進計画 |
| | 自殺死亡者数 | 府内の自殺者数の減少傾向の維持 | 1,409人(R2年) | 大阪府自殺対策基本方針 |
| | 参考指標 | | | |
| | 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数 | | 6,978件(R3年度) | |
| | 性犯罪の発生状況 | | 強制性交等213件 強制わいせつ627件 (R4年) | |
| ストーカー相談件数 | | 1,037件(R4年) | | |
| 大阪府における児童虐待対応件数 | | 14,212件(R3年度) | | |
| ひとり親等の就業機会創出のための支援実施市町数 | | 10市町(R3年度) | ひとり親家庭等自立促進計画 | |
| 障がい者実雇用率 | | 2.25%(R4年) (全国:2.25%) | 障害者雇用状況の集計結果 | |
| 妊娠11週以下での妊娠の届出率 | | 96%(R2年度) | | |
| 健康寿命(日常生活に制限のない期間)の平均 | | 男性:71.88年/女性:74.78年 (R元年) | | |

※管理的職業従事者とは、国勢調査における雇用者(役員除く)のうち「管理的職業従事者」に占める女性の割合とする。

第3部

府内市町村の男女共同参画 関係施策の推進状況

I 庁内推進体制、諮問機関の設置状況

【令和4年4月1日現在】

| 市 町 村 | 庁内推進体制 | (設置年月日) | 諮問機関 | (設置年月日) |
|-----------|---------------------------|--------------|-----------------------------|--------------|
| 大 阪 市 | 大阪市男女共同参画推進本部 | (H18.12. 8) | 大阪市男女共同参画審議会 | (H15. 8. 20) |
| 堺 市 | 堺市男女共同参画推進庁内委員会 | (H20. 4. 1) | 堺市男女平等推進審議会 | (H14. 10. 1) |
| 吹 田 市 | 吹田市男女共同参画推進本部 | (S62. 8.17) | 吹田市男女共同参画審議会 | (H14. 11. 1) |
| 高 槻 市 | 高槻市男女共同参画推進本部 | (H 9. 5.30) | 高槻市男女共同参画審議会 | (H13. 7. 13) |
| 茨 木 市 | 茨木市男女共同参画推進本部 | (H 6. 4. 1) | 茨木市男女共同参画推進審議会 | (H 25. 4. 1) |
| 摂 津 市 | 摂津市女性政策推進本部 | (S60. 8.20) | 摂津市男女共同参画推進審議会 | (H 26. 4. 1) |
| 島 本 町 | 島本町人権啓発、男女共同参画、青少年施策等推進会議 | (H 3. 3. 1) | 島本町人権啓発施策審議会 | (H 7. 4. 1) |
| 豊 中 市 | 豊中市人権行政推進本部 | (S58. 4. 1) | 豊中市男女共同参画審議会 | (S59. 3.26) |
| 池 田 市 | 池田市男女共同参画推進本部 | (H14.11.18) | 池田市男女共同参画審議会 | (H14.11.12) |
| 箕 面 市 | 箕面市人権行政推進本部会議男女協働参画部会 | (H11. 4.30) | 箕面市人権施策審議会 | (H 31.3. 1) |
| 豊 能 町 | 豊能町男女共同社会推進本部 | (H15.10. 1) | 豊能町人権問題審議会 | (H23. 3.30) |
| 能 勢 町 | 能勢町男女共同参画推進本部 | (H14. 4. 3) | 能勢町人権擁護審議会 | (H 9. 4. 1) |
| 泉 大 津 市 | 泉大津市男女共同参画推進本部 | (H 1.11. 2) | 泉大津市男女共同参画審議会 | (H21. 1.22) |
| 和 泉 市 | 和泉市男女共同参画施策推進本部 | (H 4.7.1) | 和泉市男女共同参画審議会 | (H19. 10. 1) |
| 高 石 市 | 高石市男女共同参画推進本部 | (H18. 5.15) | 高石市男女共同参画懇話会 | (H18. 5.18) |
| 忠 岡 町 | 忠岡町男女共同参画推進本部 | (H 9. 5. 6) | 忠岡町男女共同参画推進会議 | (H24. 4. 1) |
| 岸 和 田 市 | 岸和田市男女共同参画推進本部 | (H23. 4. 1) | 岸和田市男女共同参画推進審議会 | (H23. 8. 3) |
| 貝 塚 市 | 貝塚市男女共同参画推進本部 | (H 3. 1.29) | 貝塚市男女共同参画審議会 | (H 4. 7. 1) |
| 泉 佐 野 市 | 泉佐野市男女共同参画推進会議 | (H 1. 9. 1) | 泉佐野市男女共同参画審議会 | (H 29.7. 1) |
| 泉 南 市 | 泉南市男女平等参画施策推進本部 | (H 5. 6. 3) | 泉南市男女平等参画審議会 | (H24. 4. 1) |
| 熊 取 町 | 男女共同参画推進会議 | (H 28. 4. 1) | 男女共同参画推進審議会 | (H 25.4. 1) |
| 田 尻 町 | 田尻町男女共同参画推進本部 | (H18. 4. 1) | 田尻町人権擁護審議会 | (H11. 4. 1) |
| 岬 町 | 岬町男女共同参画推進本部 | (H13.10. 1) | 岬町男女共同参画審議会 | (H27. 4. 1) |
| 阪 南 市 | 阪南市男女共同参画推進本部 | (H 6. 3. 1) | 阪南市男女共同参画推進審議会 | (H26. 7. 1) |
| 富 田 林 市 | 富田林市男女共同参画施策推進本部 | (H 7. 6.30) | 富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する審議会 | (H23. 4. 1) |
| 河 内 長 野 市 | 河内長野市男女共同参画推進本部 | (H 4. 8.20) | 河内長野市男女共同参画審議会 | (H18. 2.28) |
| 松 原 市 | 松原市男女共同参画推進本部 | (H 7. 7.10) | 松原市男女共同参画推進審議会 | (H24.12.21) |
| 羽 曳 野 市 | 羽曳野市男女共同参画推進本部 | (H18. 5.16) | 羽曳野市男女共同参画推進審議会 | (H26. 6. 1) |
| 藤 井 寺 市 | 藤井寺市人権行政推進本部 | (H15. 6. 5) | 藤井寺市男女共同参画推進審議会 | (H23. 8. 8) |
| 大 阪 狭 山 市 | 大阪狭山市男女共同参画推進本部 | (H 6. 7.20) | 大阪狭山市男女共同参画推進懇話会 | (H25. 3.29) |
| 太 子 町 | 太子町男女共同参画施策推進本部 | (H 8. 4. 1) | 太子町男女共同参画推進懇話会 | (H 9. 3. 1) |
| 河 南 町 | 河南町男女共同参画社会推進本部 | (H14. 4.20) | 河南町男女共同参画推進審議会 | (H25. 3.28) |
| 千 早 赤 阪 村 | 千早赤阪村男女共同参画社会推進本部 | (H17. 3.29) | 千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会 | (H13.12.11) |
| 八 尾 市 | 八尾市男女共同参画施策推進本部 | (H16. 6. 1) | 八尾市男女共同参画審議会 | (H22. 9. 1) |
| 柏 原 市 | 柏原市男女共同参画社会推進本部 | (H14. 4. 1) | 柏原市男女共同参画審議会 | (H19. 4. 1) |
| 東 大 阪 市 | 東大阪市男女共同参画施策推進本部 | (S63. 8. 3) | 東大阪市男女共同参画審議会 | (H17. 2.17) |
| 守 口 市 | 守口市男女共同参画推進連絡会議 | (H 3. 6.20) | 守口市男女共同参画審議会 | (H22. 4. 1) |
| 枚 方 市 | 枚方市男女共同参画推進本部 | (H 1.12.22) | 枚方市男女共同参画推進審議会 | (H22. 6.28) |
| 寝 屋 川 市 | 寝屋川市男女共同参画推進本部 | (S63. 4.1) | 寝屋川市男女共同参画審議会 | (H12. 4. 1) |
| 大 東 市 | 大東市男女共同参画社会推進本部 | (H 7. 7. 1) | 大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会 | (H30.4.1) |
| 門 真 市 | 門真市男女共同参画社会推進本部 | (H14. 5. 21) | 門真市男女共同参画審議会 | (H18. 2.21) |
| 四 條 畷 市 | 四條畷市男女共同参画政策推進本部 | (H 6.11.22) | 四條畷市男女共同参画審議会 | (H18. 7. 1) |
| 交 野 市 | 交野市男女共同参画推進本部 | (H6.7.18) | 交野市男女共同参画審議会 | (H26. 4. 1) |
| 大 阪 府 | 大阪府男女共同参画推進本部 | (S54. 8.25) | 大阪府男女共同参画審議会 | (H10. 4. 1) |

Ⅱ 男女共同参画に関する計画の策定状況

【令和4年4月1日現在】

| 市 町 村 | 計 画 | 計画期間 (年度) |
|-----------|--|--------------|
| 大 阪 市 | 大阪市男女共同参画基本計画－第3次大阪市男女きらめき計画－ | R3年度～R7年度 |
| 堺 市 | 第5期さかい男女共同参画プラン | R4年度～R8年度 |
| 豊 中 市 | 第3次豊中市男女共同参画計画 | R4年度～R13年度 |
| 池 田 市 | いけだパートナーシップ21(第2次池田市男女共同参画推進計画) | H24年度～H35年度 |
| 箕 面 市 | 箕面市男女協働参画推進プラン | R3年度～R12年度 |
| 能 勢 町 | 第2次能勢町男女共同参画プラン | H28年度～H37年度 |
| 豊 能 町 | 豊能町男女共同参画プラン | H17年度～ |
| 吹 田 市 | 第4次すいた男女共同参画プラン | H30年度～H34年度 |
| 高 槻 市 | 高槻市男女共同参画計画 | H25年度～H34年度 |
| 茨 木 市 | 第2次茨木市男女共同参画計画(改訂版) | H29年度～H33年度 |
| 摂 津 市 | 第4期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～ | R4年度～R13年度 |
| 島 本 町 | しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～(改訂版) | H24年度～H33年度 |
| 守 口 市 | 第3次守口市男女共同参画推進計画 [改訂版] | H28年度～R7年度 |
| 枚 方 市 | 第3次枚方市男女共同参画計画 | H28年度～H37年度 |
| 寝 屋 川 市 | 第5期ねやがわ男女共同参画プラン | R03年度～R12年度 |
| 大 東 市 | 第4次大東市男女共同参画社会行動計画 | H31年度～R10年度 |
| 門 真 市 | 第2次かども男女共同参画プラン | H24年度～R4年度 |
| 四 條 畷 市 | 第2次四條畷市男女共同参画推進計画 第2次なわてあじさいプラン | H29年度～H37年度 |
| 交 野 市 | 交野市男女共同参画計画 | H25年度～H34年度 |
| 東 大 阪 市 | 第4次東大阪市男女共同参画推進計画 | R3年度～R12年度 |
| 八 尾 市 | 八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～(改定版) | R3年度～R7年度 |
| 柏 原 市 | 第3期かしわら男女共同参画プラン | H27年度～R6年度 |
| 富 田 林 市 | 第3次富田林市男女共同参画計画(ウィズプラン) | H29年度～H38年度 |
| 河 内 長 野 市 | 河内長野市男女共同参画計画(第4期) | H30年度～H39年度 |
| 松 原 市 | 第4期まつばら男女かがやきプラン | H31年度～H35年度 |
| 羽 曳 野 市 | 第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン | H29年度～H38年度 |
| 藤 井 寺 市 | 第4期 男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～ | R3年度～R7年度 |
| 大 阪 狭 山 市 | 第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン(平成30年度中間見直し) | H26年度～H35年度 |
| 太 子 町 | 第2次太子町男女共同参画推進計画 | R2年度～R11年度 |
| 河 南 町 | かなん男女共同参画プラン | H25年度～H34年度 |
| 千 早 赤 阪 村 | 第2期 千早赤阪村男女共同参画推進計画 | H28年度～H37年度 |
| 泉 大 津 市 | 第3次泉大津市男女共同参画推進計画 | H28年度～R7年度 |
| 和 泉 市 | 第3期和泉市男女共同参画行動計画(オアシスプラン)(改定) | H27年度～R8年度 |
| 高 石 市 | 第2次高石市男女共同参画計画 | H29年度～H38年度 |
| 忠 岡 町 | 第2次忠岡町男女共同参画計画 | R3年度～R12年度 |
| 岸 和 田 市 | 第4期きしわだ男女共同参画推進プラン | R3年度～R12年度 |
| 貝 塚 市 | 貝塚市男女共同参画計画(第3期)コスモスプラン | H25年度～H34年度 |
| 泉 佐 野 市 | 第3次泉佐野市男女共同参画推進計画(第3次人ひとプラン) | R4年度～R13年度 |
| 泉 南 市 | せんなん男女平等参画プラン | H24年度～H33年度 |
| 阪 南 市 | 阪南市男女共同参画プラン(第3次)～笑顔を咲かせよう、スマイルプラン～ | H29年度～R8年度 |
| 熊 取 町 | 熊取町第2次男女共同参画プラン(改訂版) | H30年度～H34年度 |
| 田 尻 町 | 第2次田尻町男女共同参画プラン | H27年度～H36年度 |
| 岬 町 | 第2次岬町男女共同参画プラン | H25年度～R4年度 |
| 大 阪 府 | おおさか男女共同参画プラン(2021-2025) | R3年度～R7年度 |

Ⅲ 男女共同参画に関する条例の制定状況

【令和4年4月1日現在】

| 市 町 村 | 条 例 |
|-----------|---|
| 大 阪 市 | 大阪市男女共同参画推進条例 (H14.12.4公布、H15.1.1施行、一部H15.7.1、H15.8.20施行) |
| 堺 市 | 堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例 (H14.3.28公布、H14.4.1施行) |
| 吹 田 市 | 吹田市男女共同参画推進条例 (H14.10.9公布、H14.11.1施行、一部H15.4.1施行) |
| 高 槻 市 | 高槻市男女共同参画推進条例 (H17.12.20公布、H18.4.1施行) |
| 茨 木 市 | |
| 摂 津 市 | |
| 島 本 町 | 島本町男女共同参画推進条例 (H18.2.9公布、H18.4.1施行) |
| 豊 中 市 | 豊中市男女共同参画推進条例 (H15.10.10公布、施行) |
| 池 田 市 | 池田市男女共同参画推進条例 (H14.9.27公布、施行、一部H15.4.1施行) |
| 箕 面 市 | |
| 豊 能 町 | |
| 能 勢 町 | |
| 泉 大 津 市 | 泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例 (H19.12.14公布、H20.4.1施行) |
| 和 泉 市 | 和泉市男女共同参画推進条例 (H19.7.11公布、H19.8.1施行) |
| 高 石 市 | |
| 忠 岡 町 | 忠岡町男女共同参画推進条例 (H25.3.4公布、H25.4.1施行) |
| 岸 和 田 市 | 岸和田市男女共同参画推進条例 (H22.12.20公布、H23.4.1施行) |
| 貝 塚 市 | |
| 泉 佐 野 市 | 泉佐野市男女共同参画まちづくり条例 (H29.3.31公布、H29.4.1施行) |
| 泉 南 市 | 泉南市男女平等参画推進条例 (H23.12.26公布、H24.4.1施行) |
| 熊 取 町 | 熊取町男女共同参画推進条例 (H25.3.29公布、H25.4.1施行) |
| 田 尻 町 | 田尻町男女共同参画推進条例 (H17.3.24公布、H17.4.1施行) |
| 岬 町 | 岬町男女共同参画推進条例 (H25.4.1公布、施行) |
| 阪 南 市 | 阪南市男女共同参画推進条例 (H26.3.27公布、H26.4.1施行) |
| 富 田 林 市 | 富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例 (H23.3.18公布、H23.4.1施行) |
| 河 内 長 野 市 | 河内長野市男女共同参画推進条例 (H17.9.29公布、H18.1.1施行) |
| 松 原 市 | 松原市男女輝きまちづくり条例 (H27.4.1公布、施行) |
| 羽 曳 野 市 | 羽曳野市男女共同参画推進条例 (H25.12.27公布、H26.4.1施行) |
| 藤 井 寺 市 | 藤井寺市男女共同参画推進条例 (H23.3.25公布、H23.4.1施行) |
| 大 阪 狭 山 市 | 大阪狭山市男女共同参画推進条例 (H18.12.22公布、H19.4.1施行) |
| 太 子 町 | 太子町男女共同参画推進条例 (H25.12.27公布、H26.4.1施行) |
| 河 南 町 | 河南町男女共同参画推進条例 (H25.3.13公布、H25.4.1施行) |
| 千 早 赤 阪 村 | 千早赤阪村男女共同参画推進条例 (H28.3.23公布、H28.4.1施行) |
| 八 尾 市 | 八尾市男女共同参画推進条例 (H21.12.25公布、H22.4.1施行) |
| 柏 原 市 | 柏原市男女共同参画推進条例 (H18.12.25公布、H19.4.1施行) |
| 東 大 阪 市 | 東大阪市男女共同参画推進条例 (H16.7.1公布、施行) |
| 守 口 市 | 守口市男女共同参画推進条例 (H21.12.21公布、H22.4.1施行) |
| 枚 方 市 | 枚方市男女共同参画推進条例 (H22.3.31公布、H22.4.1施行) |
| 寝 屋 川 市 | |
| 大 東 市 | 大東市男女共同参画推進条例 (H19.3.23公布、H19.4.1施行) |
| 門 真 市 | 門真市男女共同参画推進条例 (H17.3.31公布、H17.4.1施行) |
| 四 條 畷 市 | 四條畷市男女共同参画推進条例 (H18.6.27公布、H18.7.1施行) |
| 交 野 市 | 交野市男女共同参画推進条例 (H26.4.1公布、施行) |
| 大 阪 府 | 大阪府男女共同参画推進条例 (H14.3.29公布、H14.4.1施行) |

Ⅳ 審議会等における女性の参画状況

【令和4年4月1日現在】

| 市 町 村 | 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | | | | | 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | | | | | 議会議員 | | |
|-------|--------------------------------|------------|--------|----------|---------|--------------------------------|------------|-------|----------|---------|------|---------|---------|
| | 審議会等数 | うち女性委員を含む数 | 総委員数 | うち女性委員等数 | 女性比率(%) | 委員会等数 | うち女性委員を含む数 | 総委員数 | うち女性委員等数 | 女性比率(%) | 議員数 | うち女性議員数 | 女性比率(%) |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪市 | 79 | 77 | 2,305 | 812 | 35.2% | 5 | 3 | 29 | 9 | 31.0% | 83 | 20 | 24.1% |
| 堺市 | 80 | 79 | 1,356 | 586 | 43.2% | 6 | 5 | 61 | 7 | 11.5% | 47 | 9 | 19.1% |
| 吹田市 | 67 | 61 | 1,024 | 297 | 29.0% | 6 | 4 | 42 | 8 | 19.0% | 36 | 10 | 27.8% |
| 高槻市 | 57 | 52 | 738 | 218 | 29.5% | 6 | 5 | 32 | 6 | 18.8% | 33 | 7 | 21.2% |
| 茨木市 | 60 | 60 | 759 | 265 | 34.9% | 6 | 5 | 39 | 8 | 20.5% | 28 | 11 | 39.3% |
| 摂津市 | 40 | 37 | 442 | 164 | 37.1% | 6 | 5 | 33 | 7 | 21.2% | 19 | 3 | 15.8% |
| 島本町 | 30 | 29 | 312 | 102 | 32.7% | 6 | 4 | 29 | 7 | 24.1% | 14 | 7 | 50.0% |
| 豊中市 | 76 | 76 | 888 | 288 | 32.4% | 6 | 6 | 34 | 10 | 29.4% | 34 | 7 | 20.6% |
| 池田市 | 68 | 57 | 766 | 206 | 26.9% | 6 | 3 | 34 | 4 | 11.8% | 19 | 1 | 5.3% |
| 箕面市 | 33 | 31 | 366 | 110 | 30.1% | 6 | 2 | 38 | 4 | 10.5% | 23 | 7 | 30.4% |
| 豊能町 | 24 | 19 | 248 | 40 | 16.1% | 6 | 3 | 31 | 4 | 12.9% | 10 | 5 | 50.0% |
| 能勢町 | 26 | 14 | 245 | 49 | 20.0% | 6 | 3 | 30 | 4 | 13.3% | 12 | 3 | 25.0% |
| 泉大津市 | 30 | 27 | 321 | 106 | 33.0% | 6 | 3 | 32 | 5 | 15.6% | 16 | 3 | 18.8% |
| 和泉市 | 50 | 48 | 549 | 175 | 31.9% | 6 | 4 | 42 | 6 | 14.3% | 24 | 3 | 12.5% |
| 高石市 | 29 | 26 | 350 | 102 | 29.1% | 6 | 4 | 29 | 7 | 24.1% | 15 | 3 | 20.0% |
| 忠岡町 | 17 | 15 | 217 | 46 | 21.2% | 6 | 3 | 30 | 6 | 20.0% | 12 | 4 | 33.3% |
| 岸和田市 | 40 | 38 | 533 | 169 | 31.7% | 6 | 3 | 31 | 4 | 12.9% | 24 | 5 | 20.8% |
| 貝塚市 | 36 | 32 | 539 | 120 | 22.3% | 6 | 3 | 36 | 4 | 11.1% | 18 | 1 | 5.6% |
| 泉佐野市 | 32 | 26 | 416 | 88 | 21.2% | 6 | 3 | 32 | 5 | 15.6% | 18 | 1 | 5.6% |
| 泉南市 | 27 | 26 | 329 | 92 | 28.0% | 6 | 6 | 36 | 7 | 19.4% | 15 | 3 | 20.0% |
| 熊取町 | 35 | 33 | 445 | 132 | 29.7% | 6 | 5 | 32 | 9 | 28.1% | 14 | 4 | 28.6% |
| 田尻町 | 26 | 21 | 209 | 51 | 24.4% | 6 | 3 | 29 | 6 | 20.7% | 10 | 3 | 30.0% |
| 岬町 | 9 | 9 | 220 | 53 | 24.1% | 6 | 4 | 35 | 7 | 20.0% | 13 | 1 | 7.7% |
| 阪南市 | 30 | 26 | 310 | 114 | 36.8% | 6 | 3 | 33 | 5 | 15.2% | 14 | 3 | 21.4% |
| 富田林市 | 74 | 65 | 874 | 290 | 33.2% | 5 | 5 | 39 | 10 | 25.6% | 18 | 7 | 38.9% |
| 河内長野市 | 62 | 58 | 740 | 224 | 30.3% | 5 | 3 | 33 | 5 | 15.2% | 18 | 2 | 11.1% |
| 松原市 | 31 | 28 | 542 | 131 | 24.2% | 6 | 5 | 31 | 6 | 19.4% | 18 | 5 | 27.8% |
| 羽曳野市 | 41 | 35 | 520 | 146 | 28.1% | 6 | 3 | 35 | 3 | 8.6% | 18 | 6 | 33.3% |
| 藤井寺市 | 34 | 32 | 373 | 112 | 30.0% | 6 | 4 | 37 | 7 | 18.9% | 14 | 3 | 21.4% |
| 大阪狭山市 | 48 | 46 | 590 | 163 | 27.6% | 5 | 4 | 30 | 7 | 23.3% | 14 | 3 | 21.4% |
| 太子町 | 19 | 13 | 194 | 43 | 22.2% | 5 | 2 | 31 | 3 | 9.7% | 10 | 2 | 20.0% |
| 河南町 | 34 | 30 | 380 | 97 | 25.5% | 5 | 2 | 31 | 4 | 12.9% | 10 | 2 | 20.0% |
| 千早赤阪村 | 15 | 10 | 130 | 27 | 20.8% | 5 | 3 | 29 | 4 | 13.8% | 7 | 1 | 14.3% |
| 八尾市 | 82 | 78 | 1,076 | 360 | 33.5% | 6 | 5 | 38 | 8 | 21.1% | 28 | 7 | 25.0% |
| 柏原市 | 39 | 34 | 489 | 122 | 24.9% | 6 | 4 | 35 | 6 | 17.1% | 16 | 6 | 37.5% |
| 東大阪市 | 78 | 75 | 1,128 | 355 | 31.5% | 6 | 4 | 36 | 5 | 13.9% | 38 | 7 | 18.4% |
| 守口市 | 38 | 32 | 374 | 96 | 25.7% | 6 | 4 | 31 | 8 | 25.8% | 22 | 4 | 18.2% |
| 枚方市 | 72 | 68 | 937 | 327 | 34.9% | 6 | 5 | 32 | 7 | 21.9% | 30 | 10 | 33.3% |
| 寝屋川市 | 40 | 39 | 416 | 117 | 28.1% | 6 | 2 | 30 | 5 | 16.7% | 24 | 4 | 16.7% |
| 大東市 | 38 | 35 | 436 | 101 | 23.2% | 6 | 3 | 35 | 4 | 11.4% | 17 | 3 | 17.6% |
| 門真市 | 38 | 35 | 489 | 146 | 29.9% | 6 | 4 | 26 | 5 | 19.2% | 20 | 4 | 20.0% |
| 四條畷市 | 41 | 39 | 456 | 153 | 33.6% | 6 | 4 | 30 | 6 | 20.0% | 12 | 4 | 33.3% |
| 交野市 | 32 | 30 | 449 | 156 | 34.7% | 6 | 6 | 30 | 8 | 26.7% | 14 | 7 | 50.0% |
| 合計 | 1,857 | 1,701 | 24,480 | 7,551 | 30.8% | 251 | 164 | 1,448 | 260 | 18.0% | 899 | 211 | 23.5% |
| 市計 | 1,622 | 1,508 | 21,880 | 6,911 | 31.6% | 194 | 132 | 1,141 | 206 | 18.1% | 787 | 179 | 22.7% |
| 町村計 | 235 | 193 | 2,600 | 640 | 24.6% | 57 | 32 | 307 | 54 | 17.6% | 112 | 32 | 28.6% |
| 広域※ | 4 | 4 | 122 | 35 | 28.7% | | | | | | | | |
| 総合計 | 1,861 | 1,705 | 24,602 | 7,586 | 30.8% | | | | | | | | |

※共同設置(池田市・富田林市・大阪狭山市)

第4部

資 料

大阪府男女共同参画推進条例

平成14年 大阪府条例第6号

個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法においてうたわれており、すべての人が、個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる社会を実現することは、私たちの願いである。

このため、府においては、これまで、国際社会や国内の取組と協調しつつさまざまな施策を推進してきたが、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残っている。

このような状況の中で、少子高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、大阪を活力に満ちた豊かな都市としていくには、男女が、互いの違いを認め合い、互いの生き方を尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、互いに協力し、責任を分かち合い、それぞれが自らの意思で自由に生き方を選択し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、府における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を考慮して行われなければならない。

(府の責務)

第4条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 府は、男女共同参画施策を効果的に実施するための体制を整備することその他の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 府は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

4 府は、男女共同参画の推進に関し、市町村における取組について協力するものとし、男女共同参画施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(府民の責務)

第5条 府民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当

たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対する暴力（暴行その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

(男女共同参画計画の策定)

第8条 知事は、次に掲げる事項を定めた男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(男女共同参画施策)

第9条 府は、次に掲げる男女共同参画施策を実施するものとする。

- 一 男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うこと。
- 二 男女共同参画施策を策定し、又は実施するため、必要な調査研究を行うこと。
- 三 配偶者に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を進め、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- 四 男女が共に家庭生活、職場、地域等における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めること。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第10条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進に係る状況及び男女共同参画施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(事業者の取組の促進)

第11条 知事は、男女共同参画の推進に関する事業者の取組を促進するため、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、事

業者に対し、男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(苦情等への対応)

第12条 知事は、府民からの男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画に係る人権侵害に関する相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画計画に相当するものは、第8条（第4項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

- 3 大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）第1条第1号の表大阪府男女協働社会づくり審議会の項を次のように改める。

| | |
|--------------|--|
| 大阪府男女共同参画審議会 | 大阪府男女共同参画推進条例（平成14年大阪府条例第6号）第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務 |
|--------------|--|

◎男女共同参画行政担当窓口一覧（令和4年度）

| 市町村 | 担当課 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|-------|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------|--------------|
| 大阪市 | 市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 | 530-8201 | 大阪市北区中之島1-3-20 | 06-6208-9156 | 06-6202-7073 |
| 堺市 | 市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推 | 590-0078 | 堺市堺区南瓦町3-1 | 072-228-7408 | 072-228-8070 |
| 豊能地域 | 豊中市 | 人権政策課 | 豊中市中桜塚3-1-1 | 06-6858-2654 | 06-6846-6003 |
| | 池田市 | 市民活力部人権・文化国際課 | 池田市城南1-1-1 | 072-754-6231 | 072-752-6680 |
| | 箕面市 | 人権文化部人権施策室 | 箕面市稲1-14-5 市役所第3別館2階 | 072-724-6943 | 072-725-8360 |
| | 能勢町 | 総務部総務課 | 豊能郡能勢町宿野28 | 072-734-0479 | 072-734-2064 |
| | 豊能町 | 住民部住民人権課 | 豊能郡豊能町余野414-1 | 072-739-3402 | 072-739-1980 |
| 三島地域 | 吹田市 | 市民部人権政策室 | 吹田市泉町1-3-40 | 06-6384-1461 | 06-6368-7345 |
| | 高槻市 | 市民生活環境部人権・男女共同参画課 | 高槻市桃園町2-1(本館5階) | 072-674-7575 | 072-674-7577 |
| | 茨木市 | 市民文化部人権・男女共生課 | 茨木市駅前3-8-13 | 072-620-1640 | 072-620-1725 |
| | 摂津市 | 市長公室人権女性政策課 | 摂津市三島1-1-1 | 06-6383-1324 | 06-6319-5970 |
| | 島本町 | 総合政策部人権文化センター | 三島郡島本町広瀬2-22-27 | 075-962-4402 | 075-962-4499 |
| 北河内地域 | 守口市 | 市民生活部人権室 | 守口市京阪本通2-5-5 | 06-6992-1512 | 06-6998-3603 |
| | 枚方市 | 市長公室人権政策室 | 枚方市大垣内町2-1-20 | 072-841-1424 | 072-841-1700 |
| | 寝屋川市 | 危機管理部人権・男女共同参画課 | 寝屋川市本町1-1 | 072-825-2168 | 072-825-2638 |
| | 大東市 | 市民生活部人権室 | 大東市谷川1-1-1 | 072-800-3255 | 072-872-2268 |
| | 門真市 | 市民文化部 人権市民相談課 | 門真市中町1-1 | 06-6902-6079 | 06-6905-3264 |
| | 四條畷市 | 市民生活部人権・市民相談課 | 四條畷市中野本町1-1 | 072-877-2121 | 072-879-5955 |
| | 交野市 | 総務部人権と暮らしの相談課 | 交野市天野が原町5-5-1 | 072-817-0997 | 072-817-0998 |
| 中河内地域 | 東大阪市 | 人権文化部多文化共生・男女共同参画課 | 東大阪市荒本北1-1-1 | 06-4309-3300 | 06-4309-3823 |
| | 八尾市 | 人権ふれあい部人権政策課 | 八尾市本町1-1-1 | 072-924-3830 | 072-924-0175 |
| | 柏原市 | 市民部人権推進課 | 柏原市安堂町1-55 | 072-972-1544 | 072-972-2131 |
| 南河内地域 | 富田林市 | 市民人権部人権・市民協働課 | 富田林市常盤町1-1 | 0721-25-1000 | 0721-25-9037 |
| | 河内長野市 | 総合政策部人権推進課 | 河内長野市原町1-1-1 | 0721-53-1111 | 0721-55-1435 |
| | 松原市 | 市民協働部人権交流室人権交流センター | 松原市南新町2丁目141-1 | 072-332-5705 | 072-332-5710 |
| | 羽曳野市 | 市民人権部人権推進課 | 羽曳野市菅田4-1-1 | 072-958-1111 | 072-958-8061 |
| | 藤井寺市 | 市民生活部協働人権課 | 藤井寺市岡1-1-1 | 072-939-1059 | 072-952-8981 |
| | 大阪狭山市 | 市民生活部市民相談・人権啓発グループ | 大阪狭山市狭山1-2384-1 | 072-366-0011 | 072-366-0051 |
| | 太子町 | 政策総務部住民人権課 | 南河内郡太子町大字山田88 | 0721-98-5515 | 0721-98-2773 |
| | 河南町 | 住民部人権男女共同社会室 | 南河内郡河南町大字白木1359-6 | 0721-93-2500 | 0721-93-4691 |
| 千早赤阪村 | 住民課 | 南河内郡千早赤阪村大字水分180 | 0721-72-0081(内線251) | 0721-72-1880 | |
| 泉北地域 | 泉大津市 | 市長公室人権くらしの相談課 | 泉大津市東雲町9-12 | 0725-33-1131 | 0725-33-7780 |
| | 和泉市 | 総務部人権・男女参画室 人権・男女参画担当 | 和泉市府中町2-7-5 | 0725-99-8116 | 0725-45-3128 |
| | 高石市 | 総務部 人権推進課 | 高石市加茂4-1-1 | 072-275-6279 | 072-263-6116 |
| | 忠岡町 | 町長公室企画人権課 | 泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1 | 0725-22-1122 | 0725-22-0364 |
| 泉南地域 | 岸和田市 | 市民環境部人権・男女共同参画課 | 岸和田市加守町4-6-18 | 072-429-9858 | 072-441-2536 |
| | 貝塚市 | 都市政策部人権政策課 | 貝塚市島中1-17-1 | 072-433-7160 | 072-433-7511 |
| | 泉佐野市 | 市民協働部 人権推進課 | 泉佐野市市場東1-1-1 | 072-463-1212 | 072-464-9314 |
| | 泉南市 | 総合政策部人権推進課 | 泉南市樽井九丁目16番2号 | 072-480-2855 | 072-482-0075 |
| | 阪南市 | 総務部人権推進課 | 阪南市尾崎町35番地の1 | 072-471-5678 | 072-473-3504 |
| | 熊取町 | 総務部人権・女性活躍推進課 | 泉南郡熊取町野田1-1-1 | 072-452-1004 | 072-452-7103 |
| | 田尻町 | 総務部企画人権課 人権・男女共生室 | 泉南郡田尻町嘉祥寺375-1 | 072-466-5019 | 072-466-8725 |
| | 岬町 | 総務部 人権推進課 | 泉南郡岬町深日2000-1 | 072-492-2773 | 072-492-5814 |
| 大阪府 | 府民文化部男女参画・府民協働課 | 540-0008 | 大阪市中央区大手前1-3-49 | 06-6210-9321 | 06-6210-9322 |

◎府内男女共同参画関連施設一覧(令和4年度)

| 市町村 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 | 管理運営主体 | 設置年 |
|-------|--|--|--------------------------|--------------|--|-------|
| 大阪市 | 大阪市立男女共同参画センター中央館 (クレオ大阪中央) | 〒543-0002 大阪市天王寺区上汐5-6-25 | 06-6770-7200 | 06-6770-7705 | 大阪市男女共同参画推進事業体 | 平成13年 |
| | 大阪市立男女共同参画センター 子育て活動支援館 (クレオ大阪子育て館) | 〒530-0041 大阪市北区天神橋6-4-20(7階) | 06-6354-0106 | 06-6354-0277 | 大阪市男女共同参画推進事業体(北) | 平成27年 |
| | 大阪市立男女共同参画センター西部館 (クレオ大阪西) | 〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20 | 06-6460-7800 | 06-6460-9630 | クレオ大阪西・こども文化センター共同事業体 | 平成6年 |
| | 大阪市立男女共同参画センター南部館 (クレオ大阪南) | 〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-33 | 06-6705-1100 | 06-6705-1140 | 大阪市男女共同参画推進事業体(南) | 平成8年 |
| | 大阪市立男女共同参画センター東部館 (クレオ大阪東) | 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-1-21 | 06-6965-1200 | 06-6965-1500 | 大阪市男女共同参画推進事業体(東) | 平成10年 |
| 堺市 | 堺市立男女共同参画センター (コクリコさかい) | 〒590-0955 堺市堺区宿院町東4-1-27 | 072-223-9153 | 072-223-7685 | 堺市 | 昭和55年 |
| | 堺市男女共同参画交流の広場 | 〒599-8123 堺市東区北野田1077 アミナス北野田3階 | 072-236-8266 | 072-236-8277 | 施設管理:堺市 事業運営:(有)ファミニストカウンセリング堺 | 平成12年 |
| 豊中市 | とよなか男女共同参画推進センター (すてっぷ) | 〒560-0026 豊中市玉井町1-1-1-501 | 06-6844-9772 | 06-6844-9706 | (一財)とよなか男女共同参画推進財団 | 平成12年 |
| 池田市 | 池田市立ダイバーシティセンター | 〒563-0032池田市石橋1丁目23番6号 | 072-735-7588 | 072-735-7589 | 池田市 | 令和4年 |
| 箕面市 | 箕面市男女協働参画ルーム | 〒562-0015 箕面市稲1-14-5 市役所第3別館2階 | 072-724-6943 | 072-725-8360 | 箕面市 | 平成8年 |
| 吹田市 | 吹田市立男女共同参画センター (デュオ) | 〒564-0072 吹田市出口町2-1 | 06-6388-1451 | 06-6385-5411 | 吹田市 | 昭和62年 |
| 高槻市 | 高槻市立男女共同参画センター | 〒569-0804 高槻市紺屋町1-2 | 072-685-3725 | 072-686-2455 | 高槻市 | 平成8年 |
| 茨木市 | 茨木市立男女共生センター (ローズWAM) | 〒567-0882 茨木市元町4-7 | 072-620-9920 | 072-620-9921 | 茨木市 | 平成12年 |
| 摂津市 | 摂津市立男女共同参画センター (ウイズせつ) | 〒566-0021 摂津市南千里丘5-35 | 06-4860-7112 | 06-4860-7113 | 摂津市 | 平成10年 |
| 島本町 | 島本町立人権文化センター 男女共同参画コーナー | 〒618-0011 島本町広瀬2-22-27 | 075-962-4402 | 075-962-4499 | 島本町 | 令和2年 |
| 枚方市 | 枚方市男女共生フロア・ウィル | 〒573-0032 枚方市岡東町12番3号 ひらかたサンプラザ3号館4階 | 072-843-5636 | 072-843-5637 | 枚方市 | 平成4年 |
| 寝屋川市 | 寝屋川市立男女共同参画推進センター 「ふらっとねやがわ」 | 〒572-0042 寝屋川市東大和町2-14 市立産業振興センター(にぎわい創造館)5階 | 072-800-5789 | 072-800-5489 | 寝屋川市 | 平成13年 |
| 大東市 | 大東市立生涯学習センター「アクロス」内 男女共同参画ルーム | 〒574-0036 大東市末広町1-301 ローレルスクエア住道サタワ内 | 072-869-6505 | 072-870-1405 | 榊アステム | 平成18年 |
| 門真市 | 門真市女性サポートステーションWESS | 〒571-0066 門真市幸福町3-1 コア古川橋内 | 06-6900-8550 | 06-6900-8551 | 門真市 | 平成27年 |
| 四條畷市 | 四條畷市男女共同参画ルーム | 〒575-8501 四條畷市中野本町1-1 | 072-877-2121 | 072-879-5955 | 四條畷市 | 平成19年 |
| 交野市 | 男女共同参画コーナー | 〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1 | 072-817-0997 | 072-817-0998 | 交野市 | 平成26年 |
| 東大阪市 | 東大阪市立男女共同参画センター・イコラム | 〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-600 | 072-960-9201 | 072-960-9207 | (一財)大阪府男女共同参画推進財団 | 平成15年 |
| 八尾市 | 八尾市男女共同参画センター「すみれ」 | 〒581-0003 八尾市3-9-7 本町第2公園 八尾市公園管理事務所内 | 072-923-4940 | 072-923-4940 | 八尾市 | 平成18年 |
| 柏原市 | 柏原市立男女共同参画センター (フローラルセンター) | 〒582-8555 柏原市安堂町1-55 | 072-972-1544 | 072-972-2131 | 柏原市 | 平成7年 |
| 富田林市 | 富田林市男女共同参画センター ウイズ | 〒584-0084 富田林市桜ヶ丘町2-8(すばるホール3階) | 0721-23-0030 | 0721-23-0030 | 富田林市 | 平成12年 |
| 河内長野市 | 市民交流センター内男女共同参画センター | 〒586-0025 河内長野市昭栄町7-1 | 0721-54-0003 | 0721-55-1435 | 河内長野市 | 平成14年 |
| 松原市 | 松原市男女共同参画センター | 〒580-0023 松原市南新町2-141-1 (松原市人権交流センター内) | 072-332-5705 | 072-332-5710 | 松原市 | 平成26年 |
| 羽曳野市 | はびきのレディースセンター | 〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1 | 072-958-1111 | 072-958-8061 | 羽曳野市 | 平成12年 |
| 藤井寺市 | 男女共同参画ルーム | 〒583-0035 藤井寺市北岡1-2-3 | 072-939-7020 | — | 藤井寺市 | 平成14年 |
| 大阪狭山市 | 大阪狭山市男女共同参画推進センター (きらっとびあ) | 〒589-0005 大阪狭山市狭山1-862-5 | 072-247-7047 | 072-247-7047 | 施設管理:大阪狭山市 事業運営:NPO法人ふえみびる堺との協働事業 | 平成20年 |
| 河南町 | 河南町男女共同参画コーナー | 〒585-8585 南河内郡河南町大字白木1359-6 河南町役場1階 | 0721-93-2500 (内線:125) | 0721-93-4691 | 河南町 | 平成21年 |
| 泉大津市 | いずみおつ男女共同参画交流サロン (にんじんサロン) | 〒595-0025 泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪5階 | 0725-21-6555 | — | 泉大津市 | 平成18年 |
| 和泉市 | 和泉市男女共同参画センター | 〒594-0041 和泉市いぶき野5-4-7 | 0725-57-6640 | 0725-57-6643 | 和泉市 | 平成15年 |
| 忠岡町 | 忠岡町文化会館 | 〒595-0813 泉北郡忠岡町忠岡南1-18-17 | 0725-33-1151 | 0725-32-7819 | 忠岡町 | 昭和60年 |
| 岸和田市 | 岸和田市立男女共同参画センター | 〒596-0042 岸和田市加守町4-6-18 | 072-441-2535 | 072-441-2536 | 岸和田市 | 平成元年 |
| 泉佐野市 | いずみさの女性センター | 〒598-0005 泉佐野市市場東1-2-1 | 072-469-7125 | 072-469-7125 | 施設管理:(一財)泉佐野市文化振興財団 事業運営:泉佐野市 | 平成9年 |
| 泉南市 | せんなん男女平等参画ルーム(ステップ) | 〒590-0521 泉南市樽井9-16-2 | 072-480-2855 | 072-482-0075 | 泉南市 | 平成15年 |
| 大阪府 | 大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドンセンター) | 〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49 | 06-6910-8500 | 06-6910-8775 | 施設管理:トーン運営共同体 相談事業運営:(一財)男女共同参画推進財団 | 平成6年 |
| | 大阪府女性相談センター | 〒540-0008 大阪市中央区大手前1-3-49 (大阪府立男女共同参画・青少年センター 3階) | 06-6949-6022 | 06-6809-1072 | 大阪府 | 昭和31年 |

男 女 共 同 参 画 関 係 年 表

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|------------------|---|---|---|
| 昭和47 (1972) | <p>■ 12月 第27回国連総会で、1975年を国際婦人年とすることを宣言</p> | | |
| 昭和50 (1975) | <p>■ 7月 メキシコシティでの「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」を採択</p> <p>■ 12月 第30回国連総会は、「世界会議が採択した勧告等を含めた国際婦人年」及び「社会における婦人の地位の向上と役割」を議題として、婦人に関する決議を採択</p> <p>①「メキシコ宣言」などメキシコ会議で決まった行動計画を承認</p> <p>②1976年～85年の10年間を「国連婦人の10年」と決定</p> | <p>■ 9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</p> <p>総理大臣の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議」設置</p> | |
| 昭和51 (1976) | | | <p>■ 11月 女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置</p> |
| 昭和52 (1977) | | <p>■ 1月 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」を決定</p> <p>■ 6月 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」を同本部決定</p> <p>■ 10月 総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を発表</p> | <p>■ 9月 知事の私的諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置</p> |
| 昭和54 (1979) | <p>■ 12月 第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択</p> | | <p>■ 3月 大阪府婦人問題推進会議から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出</p> <p>■ 8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」設置</p> |
| 昭和55年 (1980年) | <p>■ 7月 「国連婦人の10年中間年世界会議」開催</p> <p>・「女子差別撤廃条約」に日本政府代表署名</p> <p>・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</p> | | <p>■ 4月 企画部府民文化室に婦人政策係を設置</p> <p>■ 8月 審議会等への女性委員の登用目標率を10%に設定</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|----------------|---|---|--|
| 昭和56 (1981) | ■ 9月 「女子差別撤廃条約」発効 | ■ 5月 「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点計画」策定 | ■ 4月 「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定 |
| 昭和57 (1982) | | | ■ 4月 企画部に「婦人政策室」を設置 大阪府婦人会館を教育委員会から知事部局に移管、「大阪府立婦人会館」に改称 |
| 昭和58 (1983) | | | ■ 3月 婦人会館 20 周年記念事業を実施 |
| 昭和59 (1984) | ■ 3月 東京で「国連婦人の10年」E S C A P 地域政府間準備会議を開催 | ■ 5月 国籍法及び戸籍法の改正(父母両系主義等)[昭60.1 施行] ■ 7月 労働省婦人少年局を再編し婦人局を設置 | |
| 昭和60 (1985) | ■ 7月 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択 | ■ 4月 生活保護基準額の男女差を解消 女性の年金権の確立を柱とする国民年金法の改正[昭61.4 施行] ■ 5月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)成立[昭61.4 施行] ■ 6月 女子差別撤廃条約批准 | ■ 3月 女性の社会参加等に関する調査 女性の社会参加をすすめるための拠点施設実態調査報告 |
| 昭和61 (1986) | | ■ 1月 「婦人問題企画推進有識者会議」設置 | ■ 4月 「21 世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2 期行動計画)策定 ■ 6月 「大阪府女性問題懇話会」設置 ■ 9月 「大阪府婦人関係団体会議」設置 |
| 昭和62 (1987) | | ■ 5月 婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を決定 ■ 6月 労働省「女子労働者福祉対策基本方針」を発表 | ■ 11月 婦人政策課を企画部から生活文化部に移管 |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|----------------|---|---|---|
| 昭和63 (1988) | | | <p>■ 2月 審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改定</p> <p>■ 9月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」設置</p> |
| 平成元 (1989) | | <p>■ 3月 文部省「新学習指導要領」告示 ・高等学校家庭科男女必修化</p> | |
| 平成2 (1990) | <p>■ 5月 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択</p> | <p>■ 3月 総理府「女性の就業に関する世論調査」発表</p> | <p>■ 9月 大阪府婦人総合センター(仮称)基本設計公表</p> |
| 平成3 (1991) | | <p>■ 1月 総理府「女性に関する世論調査」発表</p> <p>■ 4月 婦人問題企画推進有識者会議「変革と行動のための5年」報告提出</p> | <p>■ 1月 「女性問題についての意識調査」結果公表</p> <p>■ 3月 大阪府女性問題懇話会「第3期行動計画策定に向けての提言」提出</p> |
| 平成3 (1991) | | <p>■ 5月 「育児休業等に関する法律」成立[平成4.4施行] 婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」決定</p> | <p>■ 5月 課内の組織改正により、政策推進チーム、センター推進チームを設置</p> <p>■ 7月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」を「ドーンセンター推進会議」に改称</p> <p>■ 8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」を「大阪府女性政策企画推進本部」に改称</p> <p>■ 9月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 審議会等への女性委員の登用目標率を25%に改定 「大阪府婦人関係団体会議」を「大阪府女性団体会議」に改称</p> <p>■ 10月 「大阪府女性基金」設置 「大阪府女性基金検討委員会」設置</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|---------------|---|---|--|
| 平成4 (1992) | | <p>■ 6月 労働省「第二次女子労働者福祉対策基本方針」策定</p> | <p>■ 3月 ドーンセンター建設工事着工</p> <p>■ 4月 「婦人政策課」を「女性政策課」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」制度発足(知事部局等に17名を配置)</p> <p>■ 6月 「大阪府女性基金」積立総額10億円となる</p> <p>■ 12月 ドーンセンターシンボルマーク決定 「大阪府女子労働対策推進計画」策定</p> |
| 平成5 (1993) | <p>■ 6月 ウィーンで国連世界人権会議開催 ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択</p> <p>■ 12月 第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</p> | <p>■ 3月 総理府「男女平等に関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立[平5.12 施行]</p> | <p>■ 3月 「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 「大阪府女性基金検討委員会」廃止</p> <p>■ 11月 女性基金のシンボルマーク決定 「大阪府女性基金」積立総額20億円となる 「大阪府女性基金」への最初の寄付を受ける (寄付者:阪奈瓦斯(株)100万円)</p> |
| 平成6 (1994) | <p>■ 6月 第81回ILO総会でパートタイムに関する条約及び勧告を採択</p> <p>■ 9月 カイロで「国際人口・開発会議」開催 ・「カイロ宣言及び行動計画」採択</p> | <p>■ 2月 総理府「男性のライフスタイルに関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 総理府に「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置(政令)</p> <p>■ 7月 「男女共同参画推進本部」設置決定</p> <p>■ 12月 厚生・文部・労働・建設の4大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定 大蔵・厚生・自治の3大臣合意により「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5日年事業)及び「新ゴールドプラン」策定</p> | <p>■ 1月 「大阪府女性基金プリムラ賞」創設</p> <p>■ 3月 「大阪府女性基金運営懇談会」設置</p> <p>■ 4月 (財)大阪府男女協働社会づくり財団設立 「大阪府女性基金」積立総額40億円となる 課の組織がチーム制から班制に改編</p> <p>■ 10月 府立婦人会館閉館</p> <p>■ 11月 ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|---------------|---|--|--|
| 平成7 (1995) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1月 人権教育のための国連10年スタート ■ 3月 コペンハーゲンで「社会開発サミット」開催 ・「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ■ 9月 北京で「第4回世界女性会議」開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 6月 育児・介護休業法成立[平7.10 施行、一部11.4 施行] ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第156号)批准 ■ 10月 総理府「男女共同参画に関する世論調査」発表 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3月 男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告 ■ 9月 女性友好のつばさ実施 (女性NGOフォーラム北京95 派遣) |
| 平成8 (1996) | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 6月 優生保護法の改正(母体保護法)[平8.9 施行] ■ 7月 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ■ 9月 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足 ■ 12月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画」決定 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3月 「大阪府女性基金」初の取り崩し ■ 4月 課組織が班制から係制に改編 ■ 5月 大阪女子大学に女性学研究センター開設 ■ 7月 大阪府女性問題懇話会からジャンプ・プラン見直し提言の中間報告 ■ 11月 大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出 ■ 12月 ドーンセンター入館者100万人突破 ジャンプ・プラン改定概案公表 |
| 平成9 (1997) | | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3月 「男女共同参画審議会」設置(法律) 総理府「男女共同参画に関する世論調査」発表 ■ 6月 男女雇用機会均等法の改正(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)[平11.4 全面施行] 労働基準法の改正[平11.4 施行] 育児・介護休業法の改正[平11.4 施行] ■ 10月 労働省「婦人局」を「女性局」に、「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改称 ■ 12月 介護保険法成立[平12.4 施行] | <ul style="list-style-type: none"> ■ 1月 海外女性招へい事業の実施(第1回)[タイ、マレーシア、ベトナム] ■ 3月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新 女と男のジャンプ・プラン」策定 ■ 9月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催 ■ 12月 「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定 |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|-----------------|--|---|--|
| 平成 10 (1998) | <p>■ 4月 第 42 回国連女性の地位委員会 ・国連女性特別総会「2000 年会議」のニューヨーク国連本部での開催を決定</p> | <p>■ 1月 総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 「中央省庁等改革基本法」制定 ・男女共同参画に関する事務を内閣府への移行を明記 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」公表</p> <p>■ 10月 総理府「男女共同参画社会に関する有識者アンケート」調査発表</p> <p>■ 11月 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について一男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申</p> | <p>■ 3月 「大阪府女性問題懇話会」及び「大阪府女性基金運営懇談会」を廃止</p> <p>■ 4月 「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称 「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置</p> <p>■ 5月 「大阪府女性団体会議」廃止「大阪府男女協働推進連絡会議」設置</p> <p>■ 7月 「大阪府女性労働対策推進計画」策定</p> <p>■ 8月 第 1 回大阪府男女協働推進連絡会議を開催</p> |
| 平成 10 (1998) | | | <p>■ 9月 第 1 回男女協働社会づくり審議会を開催</p> <p>■ 11月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催</p> <p>■ 12月 海外女性招へい事業の実施(第 2 回)[韓国、フィリピン]</p> |
| 平成 11 (1999) | <p>■ 10月 バンコクで、E S C A P 地域ハイレベル政府間会合(女性 2000 年会議地域準備会合)開催</p> | <p>■ 5月 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立[平 11. 11 施行] 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申</p> <p>■ 6月 「男女共同参画社会基本法」成立[平 11. 6 施行]</p> <p>■ 7月 「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」成立[平 13. 1 施行]</p> <p>■ 8月 男女共同参画審議会に「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成を促進する施策の基本的な方向について」諮問</p> <p>■ 12月 警察庁「女性・子どもを守る施策実施</p> | <p>■ 5月 大阪府男女協働社会づくり審議会に「21 世紀を展望した男女協働社会の実現に向けての総合的なビジョンについて」諮問</p> <p>■ 11月 海外女性招へい事業の実施(第 3 回)[アメリカ]</p> <p>■ 12月 「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|-----------------|---|--|--|
| | | <p>要綱」策定</p> <p>少子化対策推進関係閣僚会議「少子化対策推進基本方針」決定</p> <p>大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣の合意により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)策定</p> | |
| 平成 12 (2000) | <p>■ 6月</p> <p>ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」開催</p> <p>・「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</p> | <p>■ 2月</p> <p>総理府「男女間における暴力に関する調査」発表</p> <p>■ 4月</p> <p>「都道府県女性少年室」を「都道府県労働局雇用均等室」に改組</p> <p>■ 5月</p> <p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」成立[平 12. 11 施行]</p> <p>総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」発表</p> <p>■ 7月</p> <p>男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</p> <p>■ 9月</p> <p>男女共同参画審議会「男女共同参画計画策定に当たっての基本的な考え方ー21 世紀の最重要課題ー」答申</p> <p>■ 12月</p> <p>総理府「男女共同参画社会に関する世論調査-男性のライフスタイルを中心に-」発表</p> <p>「男女共同参画基本計画」策定</p> | <p>■ 2月</p> <p>大阪府男女協働社会づくり審議会「中間報告」公表</p> <p>■ 4月</p> <p>女性週間全国会議</p> <p>■ 6月</p> <p>国の男女共同参画審議会基本問題部会論点整理についての意見交換会</p> <p>■ 7月</p> <p>大阪府男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」諮問</p> <p>■ 9月</p> <p>大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置</p> <p>■ 11月</p> <p>男女共同参画フォーラム「女性に対する暴力をなくす」キャンペーン</p> <p>■ 12月</p> <p>「女性への暴力」サポートライン</p> |
| 平成 13 (2001) | | <p>■ 1月</p> <p>「総理府」を「内閣府」に、「厚生省」と「労働省」を「厚生労働省」に改組。労働省女性局は厚生労働省雇用均等・児童家庭局に統合。</p> <p>「男女共同参画会議」発足</p> <p>■ 4月</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立[平 13. 10 施行、一部平 14. 4 施行]</p> | <p>■ 2月</p> <p>大阪府男女協働社会づくり審議会「21 世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」答申</p> <p>■ 3月</p> <p>大阪府男女共同参画計画素案公表</p> <p>■ 4月</p> <p>「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称</p> <p>「大阪府男女協働推進連絡会議」を「大阪府男女共同参画推進連絡会議」に改称</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|-----------------|-----|---|---|
| 平成 13 (2001) | | <p>■ 6月 男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」公表 「男女共同参画週間」スタート</p> <p>■ 7月 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</p> <p>■ 10月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見」公表</p> <p>■ 11月 「女性に対する暴力をなくす運動」スタート</p> | <p>■ 7月 大阪府男女協働社会づくり審議会条例検討専門部会「検討骨子」公表 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定</p> <p>■ 11月 「大阪府女性政策企画推進本部」を「大阪府男女共同参画推進本部」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」を「大阪府男女共同参画企画推進員」に改称し、大阪府男女共同参画推進本部へ組込む</p> <p>■ 12月 大阪府男女協働社会づくり審議会「男女共同参画社会の実現に関する条例の基本的な考え方」答申 大阪府男女共同参画推進条例案骨子公表</p> |
| 平成 14 (2002) | | <p>■ 4月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見(その2)」公表</p> <p>■ 7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」公表</p> <p>■ 10月 男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」公表</p> | <p>■ 2月 大阪府議会へ「大阪府男女共同参画推進条例案」を上程</p> <p>■ 3月 大阪府男女共同参画推進条例、全会一致で可決、公布</p> <p>■ 4月 大阪府男女共同参画推進条例施行</p> <p>■ 8月 大阪府男女共同参画施策苦情処理制度開始</p> <p>■ 11月 千葉、大阪、熊本の3府県女性知事から国に対し、「千葉、大阪、熊本から放つ3本の矢と5つの提言—3人の女性知事による政策アピールと国への提言—」</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|----------------|---|--|---|
| 平成15 (2003) | <p>■ 7月 女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議</p> <p>■ 8月 第4回・第5回報告に対する女子差別撤廃委員会最終コメント</p> | <p>■ 3月 文部科学省 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告（女性研究者への支援）</p> <p>■ 4月 男女共同参画会議 基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について」公表 男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」公表</p> <p>■ 6月 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</p> <p>■ 7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（男女共同参画にかかわる情報の収集、整備、提供）」公表 次世代育成支援対策推進法 成立、施行 少子化社会対策基本法 成立 [平15.9 施行]</p> <p>■ 10月 文部科学省 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第2次報告（女性のキャリアと生涯学習の関わりから）</p> | <p>■ 1月 「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」諮問 大阪府男女共同参画年次報告「大阪府の男女共同参画の現状と施策」発行 大阪府男女共同参画企画推進員「大阪府が男女共同参画のモデル職場となるために」提言</p> <p>■ 4月 「財団法人男女協働社会づくり財団」を「財団法人男女共同参画推進財団」に名称変更 大阪府男女共同参画推進本部「男女共同参画モデル職場づくりのための10の取組」を大阪府男女共同参画推進責任者会議(3月)決定を経て推進本部へ報告</p> <p>■ 6月 ドーンセンター入館者400万人を突破</p> <p>■ 7月 北海道、千葉、大阪、熊本の4道府県女性知事から、「参議院共生社会に関する調査会」に対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しについて要望</p> <p>■ 10月 女性のチャレンジフェア開催 女性知事リレーフォーラム(北海道、千葉、大阪、熊本の4道府県女性知事)ほか</p> <p>■ 11月 4道府県女性知事から国に対し、「4人の女性知事が四輪駆動で牽引する5つの改革」提言</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|-----------------|---|---|---|
| 平成 15 (2003) | | | <p>■ 1 2 月 大阪府男女共同参画審議会「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」答申</p> <p>全国知事会に「男女共同参画研究会」設置（構成員：北海道、岩手県、千葉県、新潟県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県の知事）</p> |
| 平成 16 (2004) | | <p>■ 4 月 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正 [平 16. 10 施行]</p> <p>■ 6 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 [平 16. 12 施行]</p> <p>男女共同参画社会の将来像検討会報告書「男女共同参画は日本社会の希望」公表</p> <p>■ 7 月 男女共同参画会議に「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問</p> <p>■ 1 2 月 育児・介護休業法の改正 [平 17. 4 施行]</p> <p>児童福祉法の改正、施行</p> | <p>■ 6 月 （財）大阪府男女共同参画推進財団が、「新・10 年プラン ～創造から成熟の10 年へー男女共同参画社会をめざして～」を策定</p> <p>■ 1 1 月 ドーンセンター開館 10 周年「女性エンパワメントフォーラム 2004」を開催</p> <p>第 12 回大阪府男女共同参画審議会に「おおさか男女共同参画プラン」の改訂に関する基本的な考え方について諮問</p> |
| 平成 17 (2005) | <p>■ 2～3 月 国連「北京+10」世界閣僚級会合（第 49 回国連婦人の地位委員会）をニューヨークの国連本部にて開催</p> | <p>■ 5 月 男女共同参画会議 男女共同参画基本計画に関する専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」の中間整理」公表</p> <p>■ 5～6 月 内閣府男女共同参画局「男女共同参画基本計画改定についての公聴会」を大阪などで開催</p> | <p>■ 3 月 大阪府次世代育成支援行動計画（こども・未来プラン）策定</p> <p>全国知事会男女共同研究会「DV対策の推進」「自治体における女性職員の登用、働きやすい職場環境づくり」、「女性の健康支援」に関する調査及び「次世代育成支援対策推進のための調査」報告</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|-----------------|-----|---|--|
| 平成 17 (2005) | | <p>■ 7月 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申</p> <p>■ 8月 労働政策審議会雇用均等分科会「(今後の男女雇用機会均等対策に関する)審議状況(中間的とりまとめ)」公表</p> <p>■ 9月 男女共同参画会議「少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」公表</p> <p>■ 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</p> | <p>■ 4月 大阪府特定事業主行動計画(みんなでサポート!子育てしやすい環境づくり)策定</p> <p>■ 5月 「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置</p> <p>■ 7月 全国知事会に「男女共同参画特別委員会」設置(委員:北海道、秋田県、千葉県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県、宮崎県の知事)</p> <p>「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(素案)」のパブリックコメント実施</p> <p>■ 10月 大阪府男女共同参画審議会から『『おおさか男女共同参画プラン』の改訂に関する基本的な考え方について』答申 大阪府立女性総合センター条例の改正 [平 18.4 施行]</p> <p>■ 11月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定、公表</p> |
| 平成 18 (2006) | | <p>■ 6月 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)及び労働基準法の改正 [平 19.4 施行]</p> <p>■ 9月 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」公表</p> | <p>■ 3月 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定、4月公表</p> <p>■ 6月 「いきいき企業サーチネット」開設</p> <p>■ 9月 「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」の設置</p> |
| 平成 19 (2007) | | <p>■ 3月 男女共同参画会議「監視・影響調査専門調査会「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」公表</p> <p>■ 5月 パートタイム労働法の改正[平 20.4 施行、一部平 19.7 施行]</p> <p>■ 7月</p> | <p>■ 2月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置</p> <p>■ 6月 第 17 回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|-----------------|--|--|---|
| | | <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正[平 20.1 施行]</p> <p>男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」報告公表</p> <p>■ 1 2 月</p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</p> | <p>の検証・評価システムのあり方について」諮問</p> <p>■ 1 2 月</p> <p>上川男女共同参画担当大臣と女性知事の懇談会を大阪で開催</p> |
| 平成 20 (2008) | | <p>■ 4 月</p> <p>男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定</p> <p>■ 6 月</p> <p>男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」公表</p> <p>■ 1 0 月</p> <p>男女共同参画会議 基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」公表</p> <p>■ 1 2 月</p> <p>児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正 [平 21.4 施行 他]</p> | <p>■ 4 月</p> <p>大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申</p> <p>「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設</p> <p>■ 1 2 月</p> <p>第 20 回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問</p> |
| 平成 21 (2009) | <p>■ 8 月</p> <p>女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解</p> | <p>■ 3 月</p> <p>男女共同参画会議に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問</p> <p>■ 4 月</p> <p>男女共同参画シンボルマーク決定</p> <p>■ 6 月</p> <p>「男女共同参画社会基本法」制定から 1 0 周年 「育児・介護休業法」の改正 [平 22.6 施行 他]</p> | <p>■ 4 月</p> <p>「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称</p> <p>■ 5 月</p> <p>「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|-----------------|---|---|--|
| 平成 22 (2010) | <p>■ 3月 国連「北京+15」世界閣僚級会合 (第54回国際婦人の地位委員会)をニ ューヨークの国連本部にて開催</p> | <p>■ 7月 男女共同参画会議 「第3次男女共同参画基本計画策定に 当たっての基本的な考え方」答申 ■ 12月 「第3次男女共同参画基本計画策定」</p> | |
| 平成 23 (2011) | <p>■ 1月 「ジェンダー平等と女性のエンパワ ーメントのための国連機関 (UN W omen)」発足</p> | | <p>■ 1月 大阪府男女共同参画審議会から「大 阪府における新たな男女共同参画計 画の策定に関する基本的な考え方につ いて」答申 ■ 2月 「新大阪府男女共同参画計画(素案) 」のパブリックコメント実施</p> |
| 平成 23 (2011) | | | <p>■ 5月 「おおさか男女共同参画プラン (2011-2015)」策定</p> |
| 平成 24 (2012) | <p>■ 10月 ラオス人民民主共和国ビエンチャン 特別市において「第1回女性に関する ASEAN閣僚級会合」開催</p> | <p>■ 6月 女性の活躍による経済活性化を推進 する関係閣僚会議において「『女性の 活躍促進による経済活性化』」行動計 画～働く『なでしこ』大作戦～」策定</p> | <p>■ 3月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画 (2012-2016)」策定</p> |
| 平成 25 (2013) | | <p>■ 3月 若者・女性活躍推進フォーラムの開 催、提言 ■ 7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律」一部改正(平 成26年1月施行)</p> | |
| 平成 26 (2014) | <p>■ 3月 第58回国連婦人の地位委員会「自 然災害におけるジェンダー平等と女性 のエンパワーメント」決議案採択</p> | <p>■ 10月 「すべての女性が輝く社会づくり本 部」の設置 「すべての女性が輝く社会づくり推 進室」の発足</p> | |
| 平成 27 (2015) | <p>■ 3月 第59回国連婦人の地位委員会「北 京+20」記念会合 第3回国連防災世界会議「仙台防災 枠組」採択</p> | <p>■ 6月 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ■ 8月 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律が成立(28日) ■ 9月 女性の職業生活における活躍の推進 に関する基本方針を閣議決定(25日)</p> | <p>■ 7月 OSAKA女性活躍推進会議の設置 (30日) ■ 8月 大阪府男女共同参画審議会から「大 阪府における新たな男女共同参画計 画の策定に関する基本的な考え方につ いて」答申(25日)</p> |
| 平成 28 (2016) | | | <p>■ 3月 「おおさか男女共同参画プラン (2016-2020)」策定</p> |

| 年 | 世 界 | 国 | 大 阪 府 |
|----------------|-----------------------------------|---|--|
| 平成29 (2017) | | | ■ 3月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定 |
| 平成30 (2018) | | ■ 5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ■ 6月 「セクシュアルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」の策定 | |
| 令和元 (2019) | W20日本開催(第5回WAW!と同時開催) | ■ 6月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 | |
| 令和2 (2020) | ■ 3月 第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」記念会合 | ■ 12月 「第5次男女共同参画基本計画」策定 | ■ 8月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 |
| 令和3 (2021) | | | ■ 3月 「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」策定 |
| 令和4 (2021) | | | ■ 3月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」策定 |



府民文化部男女参画・府民協働課 令和5年3月
〒540-0008 大阪府中央区大手前1丁目3-49
TEL 06-6210-9321
ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/>